

令和5年第5回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和5年9月 5日 開会

令和5年9月15日 閉会

鋸南町議会



## 令和5年第5回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	鋸南地区環境衛生組合の共同処理する事務の変更及び鋸南地区環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第2号	南房総市と鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議について
議案第3号	令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第4号	令和5年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
議案第5号	令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第6号	令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
議案第7号	令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第8号	令和4年度決算認定について 1. 令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第9号	令和4年度決算認定について 1. 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 令和4年度鋸南町水道事業会計決算
報告第1号	令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について（一般会計）
報告第2号	令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
報告第3号	令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

# 令和5年第5回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
第1号（9月5日）	
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 .....	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....	2
開会の宣言 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
諸般の報告 .....	5
町長から提案理由の説明、諸般の報告 .....	5
一般質問 .....	9
竹田 和明 議員 .....	9
鈴木 辰也 議員 .....	22
東 愛乃 議員 .....	38
中村 基 議員 .....	44
散会の宣言 .....	54

第2号（9月6日）

議事日程	56
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	57
本会議に職務のため出席した者の職氏名	57
開議の宣言	58
議事日程の報告	58
一般質問	58
笹生 あすか 議員	58
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第3号の上程、説明	73
議案第4号の上程、説明	74
議案第5号の上程、説明	77
議案第6号の上程、説明	78
議案第7号の上程、説明	79
議案第8号の上程、説明	80
議案第8号の監査報告	87
議案第8号の決算審査特別委員会への付託	89
議案第9号の上程、説明	89
議案第9号の監査報告	93
議案第9号の決算審査特別委員会への付託	94
報告第1号の説明	95
報告第2号の説明	96
報告第3号の説明	97
散会の宣言	97

第3号（9月15日）

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	99
本会議に職務のため出席した者の職氏名	99
開議の宣言	100
議事日程の報告	100
議案第3号の討論、採決	100
議案第4号の質疑、討論、採決	101
議案第5号の質疑、討論、採決	103
議案第6号の質疑、討論、採決	104
議案第7号の質疑、討論、採決	105
議案第8号の委員長報告	105
議案第8号の質疑の省略	110
議案第8号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決	111
議案第8号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決	111
議案第8号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決	112
議案第8号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決	112
議案第9号の委員長報告	113
議案第9号の質疑の省略	113
議案第9号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決	114
議案第9号、水道事業会計決算の討論、採決	114
閉会の宣言	115



鋸南町告示第77号

令和5年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年8月31日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和5年9月5日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場



令和5年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年9月5日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問（4名）  
8番 竹田和明 議員  
12番 鈴木辰也 議員  
1番 東愛乃 議員  
3番 中村基 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 東愛乃 議員  | 2番 篠宮真樹 議員  |
| 3番 中村基 議員  | 4番 柴本健二 議員  |
| 5番 秋山柳三 議員 | 6番 笹生あすか 議員 |
| 7番 早川正也 議員 | 8番 竹田和明 議員  |
| 9番 大塚昇 議員  | 10番 青木悦子 議員 |
| 11番 緒方猛 議員 | 12番 鈴木辰也 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 白石治和	副町長 内田正司
教育長 富永安男	総務企画課長 石井肇
税務住民課長 対馬尚子	保健福祉課長 寺本幸弘
地域振興課長 吉田修一	教育課長 安田隆博
建設水道課長 齋藤正樹	会計管理者 笹生いつ子
総務管理室長 今井勝啓	監査委員 増田光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤芳博 書記 村上真理

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

暑いようでしたら上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和5年第5回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、柴本健二議員、8番、竹田和明議員の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る8月29日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 鈴木辰也委員長。はい、鈴木辰也委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月29日午前10時から開催した議会運営委員会における令和5年第5回鋸南町議会定例会の会期および日程等の協議についてご報告いたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの11日間とし、日程は、お手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案9件および報告3件が提出されております。

本日はこの後、町長から、今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明および諸般の報告を求めた後、4名の一般質問を行い、散会といたします。

明日6日は午前10時から会議を開き、1名の一般質問を行った後、議案の審査となりますが、議案第1号および議案第2号については、上程の上、説明、質疑、討論、採決までお願いします。議案第3号から議案第9号までの水道事業会計未処分利益剰余金の処分、令和5年度補正予算および令和4年度決算関係については、順次上程の上、説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号についての報告を受けた後、散会といたします。

なお、令和4年度決算に関わる審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを併せてご報告いたします。

7日から14日までの8日間は、議案審査のため休会とします。

15日は午後2時から会議を開き、議案第3号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算審査特別委員会委員長から報告をいただき、討論の後、採決。補正予算関係の議案第4号から議案第7号の質疑、討論、採決。続いて、決算関係の議案第8号および第9号について、決算審査特別委員会委員長からそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと考えております。

一般質問であります。一般質問一覧表の通り、今定例会には、竹田和明議員、東愛乃議員、中村基議員、笹生あすか議員、私鈴木辰也5名から通告がなされております。先ほど申し上げたように、本日は竹田和明議員、東愛乃議員、中村基議員、鈴木辰也、4名の一般質問を行い、明日6日、笹生あすか議員の一般質問を行います。一般質問の時間は答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内とします。また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ただいまの議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は本日から15日までの11日間とし、一般質問については通告のあった議員が5名、質問時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答式で、回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げた通り決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から15日までの11日間と決定致しました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

以上で、議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。本日ここに令和5年第5回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私とも、ご多用のところ、ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

本定例会に、町長としてご提案申し上げます議案は、鋸南地区環境衛生組合の共同処理する事務の変更および規約の一部改正の協議、南房総市と鋸南町のし尿等の処理の事務委託に関する協議。水道事業会計未処分利益剰余金の処分。一般会計および介護保険特別会計、鋸南病院事業会計、水道事業会計の各補正予算。令和4年度の全会計の決算認定で、合わせて9議案と報告3件でございます。それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号は、鋸南地区環境衛生組合の共同処理する事務の変更および、鋸南地区環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、鋸南地区環境衛生組合が共同処理をする事務のうち、し尿処理については、南房総市が令和6年1月1日から新たなし尿処理施設の供用を開始するため、組合規約の共同処理事務に関する規定の改正が必要なことから、関係市町で協議をするため、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案の第2号は、南房総市と鋸南町のし尿および浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議についてであります。南房総市が令和6年1月1日から新たなし尿処理施設の供用を開始することから、し尿および浄化槽汚泥の処理に関する事務委託の規約を定めて、南房総市に委託をするにあたり、関係市町で協議をするため、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案の第3号は、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてありますが、水道事業会計における未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案の第4号は、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてでございますが、1億3844万4千円を追加をし、補正後の総額を47億30万9千円にしようとするものでございます。

初めに歳出の主なものをご説明申し上げます。

人件費全体では、職員数の異動等により、2997万2千円の減額補正となります。

総務費では、旧佐久間小学校体育館の屋根修繕工事に175万円。民生費では、介護保険特別会計繰出金2028万2千円。衛生費では、保健福祉総合センター合併浄化槽配管修繕料52万7千円。商工費では観光物産センター改修設計業務委託560万円。消防費では、消化栓改修事業負担金93万5千円。教育費では、小学校東側ブロック塀修繕料107万8千円。諸支出金では、前年度繰越金の確定に伴いまして、財政調整基金へ1億3181万円の積み立てをいたします。

次に、歳入であります。歳出に充当する特定財源以外で主なものでは、増額補正で、普通交付税が1億753万7千円。町有地の売り払いによる財産収入が80万3千円。企業版ふるさと納税寄付金百万円。特別会計繰入金1312万9千円。前年度繰越金1億6362万1千円。町債では、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、459万4千円の増額計上でございます。

減額補正では、財政調整基金繰入金1億7991万円の減額であります。また、歳入歳出予算の補正の他、債務負担行為および地方債の補正をお願いをいたします。

議案の第5号は、令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてでございますが、7434万6千円を追加をし、補正後の総額を15億3332万8千円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、歳出では介護給付費の準備基金積立金1838万9千円。国県および支払基金への償還金4282万8千円。一般会計へ返還のための繰出金1312万9千円。歳入では、介護保険料の2028万1千円の減額。支払基金の交付金61万5千円。一般会計繰入金2028万1千円。前年度繰越金7373万1千円でございます。

議案の第6号は、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてでございますが、空調機器改修工事費の増額により、資本的収入および支出それぞれ1240万円を追加をし、補正後の総額を9311万円にしようとするものでございます。

議案の第7号は、令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてでございますが、水道加入者分担金の増等により、収益的収入では279万9千円を追加をし、補正後の総額を4億9249万5千円に、収益的支出では、受託工事費等の増額により、73万8千円を追加をし、補正後の総額を4億7785万3千円にしようとするものでございます。

議案の第8号は、令和4年度鋸南町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の四つの会計の歳入歳出決算については、地方自治法第23

3条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いをしますのでございます。

議案の第9号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算および水道事業会計決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いをしますのでございます。

次に、報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率および企業会計の資金不足比率について監査委員の意見書を添えて報告をするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長および会計管理者から説明を致させますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。初めに、都市交流施設周辺整備事業についてご報告を申し上げます。昨年度から工事を進めてまいりましたが、現在は建築工事を終え、外構工事、テナントによる内装工事を行っております。10月の14日にはオープニングイベントを予定をし、19組によるパフォーマンス、5組の出店の他、既存の保田小学校側でもイベントを予定をしておりますので、皆様のご来場をお待ちしております。

次に、AIオンデマンド交通実証運行事業についてご報告を申し上げます。公共交通のあり方を検討するため、本年10月から、AIを活用した予約配車等を行うオンデマンド交通実証運行を町内全域で実施をいたします。広報誌等への掲載、事前に説明会を実施をするなど、十分な周知を図り多くの皆様にご利用いただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、皆様のご理解ご協力をお願いをいたします。

次に、海水浴場の入り込み状況についてご報告を申し上げます。本年の海水浴場については、町内5ヶ所の全浜とも7月の29日から8月20日までの23日間開設をいたしました。本年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となった初めての夏となり、各浜とも海水浴客で賑わっておりましたが、開設期間中台風接近などにより遊泳中や遊泳禁止となった影響もございまして、全体の入り込み客数は1万8480人で、令和4年と比較をいたしますと、3.5パーセント減の見込みとなりました。海水浴場開設期間中は、安心安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例に基づき、安全にかつ安心して利用できる海水浴場確保のため注意喚起等をさせていただいたところでございますが、特に苦情や指導によるトラブルもなく、海水浴場の秩序は保たれたと聞いております。引き続き、安心安全な海水浴場を目指してまいります。

次に、鋸南ジビエイベントについてでございますが、以前はジビエ肉によるバーベキュー大会を行っておりましたが、関係者で協議をした結果、イベントの内容と名称の見直しを行い、今年度は11月3日の金曜日に佐久間ダムにてぼたん汁やジビエ料理の提供、マルシェなど賑わいイベントの開催を予定をしておりますので、皆様ご来場をいただきたいと思います。

次に、総合防災訓練についてでございますが、本年も防災対策監を中心に準備を進めており、11月の5日、日曜日の実施を予定をしております。地域住民、関係者の皆様のご協力をよろしくをお願いをいたします。

次に、敬老の日のお祝い品の配布についてでございますが、本年も90歳以上の308

名の方々に対して、敬老の日を記念をし、心ばかりのお祝い品を9月中にお送りいたします。現在100歳以上の方は13名いらっしゃいますが、本年度、100歳を迎えられる方8名には、内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈呈をされます。どうぞ健康にご留意され、いつまでもお元気で、ご長寿でありますようお願い申し上げます。

次に、結婚50周年のお祝いについてでございますが、本年も申し込みのありました12組のご夫婦の皆さんに記念品を贈呈をさせていただきます。今後ともご夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に総合検診についてでございますが、本年度の検診も医療機関での施設検診と、従来までの集団検診の両方を予定をし、ご都合で、どちらかでも受診いただけるようご案内をしております。また本年度は、複数の検診が同日に受診できるよう、検診日程を調整いたしましたので、検診項目をより多く選択をしていただけます。施設検診については、安房郡市内の各医療機関と契約をし、8月1日から実施をしており、来年1月31日までに受診くださるようお願いをいたします。集団検診について10月の11日から16日までの、土曜日を除く5日間で、完全予約制で実施をいたします。ご自身の健康管理に対して関心を持っていただき、積極的な受診により、生活習慣病予防に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

続いて教育委員会関係について申し上げます。初めに、鋸山・日本寺コンサートについてでございますが、9月の30日に鋸山日本寺百尺観音の前を会場に予定をしておりますこの事業は、千葉県誕生150周年記念事業として実施をするもので、天然の石切場跡地を反響板に見立てて、鋸南中学校吹奏楽部と鴨川少年少女合唱団によるコンサートを開催をいたします。コンサートを通して、鋸山の歴史文化、魅力を伝えていきたいと思っております。貴重な機会となりますので、皆様のご来場をお待ちをしております。

次に、2023町民運動祭についてでございますが、10月の15日に鋸南小学校を会場に予定をしております。例年好評の、玉入れや綱引きに加えまして、新たに簡易担架リレーや防災クイズラリーなどの競技も予定をしておりますので、皆様のご参加をお願いをいたします。

次に、文化祭についてでございますが、サークル活動の成果の発表の場である展示の部は、10月の28日と29日の両日、中央公民館で開催をいたします。今回は、子どもたちの発表の場として、28日の午後、中学校吹奏楽部の演奏、小学校児童の校内音楽集会の映像による紹介、また、葛飾区しおさい学校のよさこいソーランの実演が行われます。昨年まで中止となっておりました芸能の部は、29日の午前中に開催をいたします。皆様のご来場をお願いをいたします。

最後に、教育の日についてでございますが、毎年11月の第3土曜日を鋸南町教育の日と定めております。本年は11月18日に鋸南中学校において、教育の日の行事を行います。第1部では、教育委員会表彰、見返り美人アートフェスタ表彰を行います。第2部では、千葉県教育委員会指定、防災教育公開事業として、小学6年生および中学の各学年がグループにわかれ、今年度学んできた防災学習の取り組みや、自分たちが考えた鋸南町の実態と課題について提案をし、来場者と一緒に考える機会を設けます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

**○議長（青木悦子）**

町長から提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。

[発言なし]

**○議長（青木悦子）**

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

**◎一般質問**

**◎8番 竹田 和明**

**○議長（青木悦子）**

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、5名から通告がなされておりますが、本日は4名まで、順次質問を許します。

竹田和明議員の質問を許します。

[8番 竹田和明 質問席につく]

**○議長（青木悦子）**

はい、8番、竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

**○8番（竹田和明）**

私からは大枠1件、3件に分けて質問したいと思います。当町の人口減少が著しい中、アフターコロナにおいて、人口減から人口増への構造的な変革が必要です。特に重要と思われる三つのテーマに分けて、それぞれ現状と課題を質問したいと思います。

テーマの1件目ですけれども、土地利用についてということで、まちの魅力を高める土地の有効活用が重要だと考えます。当町では、耕作放棄地、山林、その他の未利用地による環境の悪化も懸念されております。これら、未利用地の現状、施策取り組みの状況、今後の計画について、1点目として質問します。

2点目、観光振興について。当町は観光の町という事で、観光は町の魅力を実際に体験してもらうことで、移住定住にも繋がる重要な施策だと考えます。年間を通じた観光客の受け入れ状況、周遊性の向上や、資源のネットワーク化などの取り組み状況、今後の計画を質問いたします。

3点目、子ども・子育て支援ということについてですが、子育て世代や、これから子どもを産み育てる若者を増やさなければ町の人口増には繋がりません。子育て支援に力を入れた自治体が、人口増、税収増などの成果を上げているという例も耳にします。一方、核家族化や子育て環境の多様化により、家庭での子育て力の低下が顕著となっております。子育て支援の取り組み状況、今後の計画を質問いたします。



1回目の質問は以上です。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

**○町長（白石治和）**

少々待ってください。〔水を飲む〕

それでは、竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の土地の利用について、お答えをいたします。

土地は限られた資源でございまして、適切な活用が必要であり、無駄な空き地や未利用地が多い状態では、地域経済や住民の生活に悪影響を及ぼす可能性があることから、土地の有効活用は大変重要であると認識をしております。また一方で、土地の利用に際しては、自然環境の保護や環境への影響も考慮する必要がある他、様々な法規制もございまして、法的な枠組みを守りつつ、有効活用していくことが求められます。議員ご指摘の耕作放棄地は、全国的な問題となっており、当町でも山間や谷地田などの自然条件が悪い土地の割合が高く、高齢化や病気、労働力不足等の理由に加えまして、イノシシやシカなどの野生獣による被害も多くあることから、中山間地域を中心に耕作放棄地が拡大をしております。

しかしながら、農地は農地法において、現在および将来における国民のため、かつ地域の希少な資源と位置付けており、農地を農地以外のものにすることを規制することにより、耕作者の地位の安定と、国内の農業生産の増大を図り、国民に対し、食料の安定供給の確保に資することを目的としております。農地法の規定により、農業委員会は毎年1回、町内の農地利用の状況について調査を行い、調査の結果、遊休農地や耕作者不在となる恐れのある農地の所有者に対しては、農地の利用意向を調査をし、確認をすることとされています。この調査を毎年実施をすることで、農地の現状や所有者の意向を早期に把握をし、農地再生に向けた取り組みに繋がってまいりますので、農業委員会や農業関連団体と連携をしながら、農地の確保に努めてまいります。

また、中山間地域直接支払制度や多面的機能支援交付金を活用して、地域全体で農地の保全に取り組むことや、地域計画を策定し、意欲ある多様な担い手に農地を集約をすることも、耕作放棄地の発生を抑制するために、効果的であると考えます。さらに、農業振興分野の地域おこし協力隊の委嘱、就農相談や農業法人の受け入れ等、新たな担い手の育成確保を図るなど、様々な耕作放棄地対策に取り組んでまいります。一方、本町の山林については、その大部分が千葉県森林計画の対象森林に指定をされております。この計画は、無秩序な森林の伐採や開発が、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となる一方、災害発生後に森林機能の回復を図ることは容易ではないことから、長期的な視点に立ち、計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進するために定められております。また、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、開発行為の適正を図るため、保安林以外の森林での一定規模を超える開発行為については、千葉県知事の許可が必要な他、違法伐採や保安林における監督処分等の諸制度を実施をする上で、森林所有者を

把握をすることが重要だとして、森林の所有者には、所有者である旨の届け出等の規定が設けられております。本町では、森林の有する多面的機能を発揮させることを目的とした地域活動に対し、令和4年度から森林環境譲与税を活用し支援を行っております。農地および山林につきましては、法の目的以外に用途を変更し、利用することは、所有者の意向もあるかとは思いますが、現実的には厳しいという認識でおります。

その他の未利用地については、町有財産における未利用地に関する趣旨のご質問でありますので、町有財産に絞って答弁をいたします。

町有財産とは、地方自治法で、行政財産と普通財産に分離されまして、行政財産は公用または公共用に供し、または供することを決定した財産でございます。例として、庁舎や学校、公民館などの他、土地や建物でございます。一方普通財産は、行政財産以外の公有財産のことであり、行政財産では原則制限をされている、貸付、交換、売り払い、譲渡等の目的とすることができます。令和4年度末の普通財産の土地は、宅地が2万905平方メートル。雑種地等を19万6009平方メートル、保有をしております。また、建物は木造が延べ967平方メートル、非木造は延べで1066平方メートルを保有をしております。利用状況であります。今後の予定も含めまして、建物は財産台帳登録5件に対し、未利用は1件、土地は地番ごとの件数であります。財産台帳登録163件に対して未利用は97件であります。主な未利用地は、宅地が18件で、3836平方メートル、雑種地等が79件で17万2495平方メートルで、主に山林が55件で14万7048平方メートルという状況であります。貸付による財産収入は、令和4年度が416万2千円で、26件8642平方メートルとなっております。

これまでの取り組み状況であります。以前の一般質問においても答弁をいたしましたが、行政改革の歳入における自主財源の確保を図るため、これまでも町有地売却により、大きな行革効果額を得ましたが、引き続き現行の行財政改革指針におきましても、普通財産のうち、将来的な使用目的が定まっていない財産は、町内の居住環境の創出や景観整備などの観点も含め、民間事業者等への売却を進めることと定めており、庁内に設置をした行革検討委員会においても、その具体的な方向性を定めてまいります。普通財産は基本的に公有のものであり、まずは公益性を優先をして検討を進めますが、所有をしているだけで、草刈りなどの維持管理にかかるコストがかかるため、できる限り早期の売却も視野に入れ、また地域活性化の観点からも、民間活力による土地の有効活用を図るための貸付や売却について検討をしております。さらに、町有財産活用の検討材料として、誰もが所有物件を確認することができる見える化も必要であり、情報発信についても検討してまいります。

2件目の観光振興についてお答えをいたします。

千葉県令和3年の観光入り込み調査のデータによりますと、安房地域には年間約767万人、鋸南町には約126万人の観光客が来訪され、そのうち都市交流施設道の駅保田小学校には約65万人、日本寺には約30万人の観光客が来訪をされております。近年のレジャーの形態は、夏季の海水浴に代わり、水仙や桜などの早春の花観光にシフトしており、新型コロナウイルス感染症の影響により、バスツアーなどの団体行動から家族な

ど少人数単位で行動をする形態に変化をしてくれていますが、道の駅保田小学校を核に、既存の地域の飲食店や様々な観光資源を結び、町内を回遊させ、観光客の滞在時間を長期化させ、地域全体が潤う仕組みをつくるという方針は、平成28年3月に策定をいたしました、鋸南町総合計画後期基本計画から現在の総合計画まで、交流人口を増加をさせるための主要な取り組み、施策となっております。そこで、町を訪れる観光客向けに周遊する際の二次交通手段として、循環バスをご利用いただく他、保田駅前、勝山駅前の両観光案内所では、シティサイクルと電動アシスト付き自転車を、道の駅保田小学校では e-bike のレンタルをしております。貸し出しをする際は、町内のサイクリングマップにより、周遊ルートのご案内もさせていただいているところであります。また、鋸山が日本遺産候補地域に選定をされたことで、富津市とともに連携事業を行っており、鋸山への案内看板の整備を進めておりますので、鋸山と近くの名所を巡る周遊ルートなど、新たな周遊ルートの検討や、町内を周遊をする際の交通手段として、気軽に自転車を借りていただけるよう、引き続きホームページやSNSなどで周知をしております。町内の魅力ある観光資源の情報発信を行う新たな試みとして、昨年度、国の交付金を活用をして、観光PR動画を制作をし、この動画を用いてYouTubeの広告の配信を行いました。夏と冬のレジャーによる早春編では、広告動画が表示をされた後、約半数の方が広告をスキップせずに視聴をされており、ご覧いただいた方には、本町を旅先の候補地の一つとしてご検討いただけたのではないかと考えております。SNSなどのWebを主体とする観光情報の発信の他、近隣市や関係団体と一緒に、各地へ出向いての観光PRなど、それぞれの良いところを駆使しながら、町の認知度を上げるため、情報発信や観光PR活動を行ってまいります。

次に、町でのイベント開催状況ですが、昨年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により、例年行われていましたイベントにつきましては、そのほとんどが中止や規模縮小を余儀なくされてまいりましたが、先ほど諸般の報告でご報告をいたしました、11月3日に佐久間ダムにて5年ぶりにジビエイベントを開催をすることになりました。以前開催をしておりましたジビエバーベキュー大会の内容を見直して、ジビエ料理の提供やマルシェなどを、観光協会、商工会や関係者の方々とも協力をし、にぎわいイベントを開催をする予定であります。早春の花観光シーズンなど、地域の観光資源を活用した今後のイベントにつきましては、関係者の方々と協議を行い、観光協会、商工会とも連携をし、たくさんの方に楽しんでいただけるよう、イベントを開催をしてみたいと考えております。

3件目の子ども・子育てについてお答えをいたします。町の子ども・子育て支援の取り組みにおいて、若年層をターゲットとする施策は、地域人口の持続的な維持、地域経済の活性化、労働力の確保、地域コミュニティの活性化など、地域社会全体の健全な成長と持続可能な発展をもたらす、多くのメリットをもたらすものと考えております。現在町としても、若年層への利便性を念頭に、東京23区内などから、中小企業等へ就業する方への移住支援金、公共交通機関を利用して遠距離通勤する方への通勤通学助成金、住宅環境整備のため、住宅取得奨励金やリフォーム補助金など、各分野における移住定住支援策と連

携をし、子ども・子育て支援の充実を総合的に進めております。結婚や出産を含め、子育て支援の主なものとしては、平成29年12月には、就学前の子どもと保護者の集いの場として、中央公民館内に子育てひろばを設置をしております。地域の子育てサポーターの皆さんを初め、保健福祉課とも連携をし、毎週木曜日には様々な子育てイベントを実施をしております、ソフトの充実にも力を入れております。子育て世代のコミュニケーションの場として、現在、町内外の多くの方が利用しております。経済的な負担を軽減をする取り組みとして、国に先んじて、平成30年4月に幼稚園の保育料の無償化を実施をし、その後、平成31年4月から、他の自治体に先んじて、幼稚園、小学校、中学校での給食費の無償化を行っております。同年10月には、町独自に保育所の給食費の無償化も実施をし、現在は町内の学校施設等に通う園児・児童の給食費の完全無償化が実現をしております。令和3年8月には、町内に公園がないという子育て世代の保護者の要望に応えるため、既存の小学校の校庭開放に加え、休日および祝祭日に幼稚園・保育所の園庭を開放し、ご利用いただいております。また、今年度は都市交流施設道の駅保田小学校内に、地域の子育て世代が利用できる新たな見守り広場も、誕生をいたします。町内の子どもの遊び場環境は、充実をしてきていると考えております。令和4年4月からは、親子関係や学校でのいじめ、不登校など、子どもの問題について相談を受け、アドバイスを行う家庭教育相談員を教育委員会に配置をし、ソフト面から家庭を支え、サポートする仕組みも開始をしております。また、早期の段階から、保育所において、延長保育体制を整え、幼稚園一時預かり保育、学童保育にあっては、平日は午後6時まで、土曜日は午前8時から午後6時まで利用可能な体制も整っております。その他婚姻に伴う住宅購入費用や引っ越し費用を支援をする、結婚新生活支援事業や、民間の小児科クリニックに委託をしている病児病後児保育事業など、子どもを持つ若年層の共働き世帯にとっては心強い支援も手がけております。令和5年からは子育て世帯の医療費の負担の軽減を図るため、子ども医療費助成を中学生から高校生まで、拡充を行うとともに、同年8月には保険診療分の自己負担を無償化しております。また、子育てを包括的に支援をする観点から、妊娠の届け出時から母子保健や育児に関する様々な悩みにも円滑に対応するため、保健師・看護師等が専門的な見地から相談支援等を実施をしております。加えて、出産子育て応援給付金の給付の他、乳児家庭の全戸訪問も行い、絵本、紙オムツ等の育児用品を提供し、円滑なコミュニケーションが図れるよう、体制を整えております。その他、産後うつや育児方法の相談等の産後のケアにあたり、医療機関へのショートステイや助産師の訪問等により、支援を必要とするご家庭が、孤立することのないよう、伴走型の支援も進めております。次年度からは、若者の鋸南町での暮らしを応援をする新たな支援策の一つとして、奨学金を活用して、大学等を卒業され、奨学金を返済をしている方に、町内定住を前提として、年間返還する額の一部を支援をする仕組みも検討をしてみたいと思います。さらに、現状の幼稚園の一時預かり、学童保育の更なる充実を図るため、専門性のある民間事業者の運営ノウハウを取り入れていく考えであります。支援員の安定した人材確保とともに、施設運営の質の向上のため、支援員向けの研修システムの導入や、更なる保育終了時間の延長、可能であれば、夏休みの配食の提供など、提供サービスの拡大にも踏み込んでいく考えで

ございます。民間の知見を取り入れることで、今以上の施設運営の充実を目指してまいりたいと思います。より一層の若年層の子育て世帯への応援体制が充実するものと考えております。教育分野、保健福祉分野のみならず、全課の総力を挙げて総合的な支援のもと、若年層に響く魅力づけをしていく必要があると考えております。引き続き全庁の各部署が連携をし、都市部に近い地理的優位性等を生かしながら、町に若い世代を引き込む仕組みを整えていく考えでございます。

以上で竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。以上であります。よろしくお願ひします。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員、再質問はありますか。8番、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

まず、土地の利用ということで質問いたします。当町のですね、人口問題ということでは、54市町村ある中で、千葉県です、最も減少率が高いと、人口減少率が高いということで前回の国勢調査ではですね、10.37%、5年間で減ったということになっております。これは町長も時々言われますが、全国的な問題で、確かに簡単にですね、人口を増加させるといふのは、難しいことだと思います。町だけで取り組んでもですね、役場だけで取り組んでもなかなか成果が出ないと。やっぱり議会もそうですけれども、町民も一丸となってですね、これ取り組んでいかなければならない問題だと思います。

そんな中でこの土地利用というのは、一つのポイントになるのではないかなと思っております。今の答弁を聞く限りですね、農地にしても山林にしても、その他の土地についてもですね、農地法であるとか、山林法であるとかによってですね、なかなか手が打てていないという状況があるのではないかなと思います。一方でですね、国の方としても、この耕作放棄地の問題であるとか、山林の荒廃については、問題視をしていて、新たにいろんなですね、改正がされてきております。その中でですね、一つはその農地法ないしは農振法ですね、特例になるような法律として、農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流の促進に関する法律というのが決定されておまして、その中で、例えばそのクラインガルテン、いわゆる滞在型市民農園というんですかね、農地に建物を建てて、そこで居住もできてですね、農地を耕作することができるような仕組みであるとか、あとはやはり農地に地元食材を利用したレストラン事業を行うとか、簡易給排水施設などを農地に設置する。これはですね、キャンプ場なんかでやっぱりそういった簡易給排水が、給排水施設がないとですね、なかなかキャンプ場なんかやりにくいというのもあって、こういったことがですね、いわゆる農地法の適用を外してですね、町が中心となって計画をして、知事の許可を得ることで進めていけることができるという制度になっている制度なんですけれども、この点について町としてはどのように考えていくのか、取り組む準備、用意があるのか、その辺をお聞かせください。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

### ○地域振興課長（吉田修一）

議員おっしゃる、農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流に関する法律につきましては、人口の減少、高齢化の進展等により、農山漁村の活力が低下していることを鑑み、農山漁村における定住等および農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講じることにより、農山漁村の活性化を図るという目的となっております。本町におきましても、旧交付金となりますが、保田漁港および都市交流施設でこの活性化計画を策定しまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受けて事業を進めていることがございます。この活性化計画を作るにあたって、議員さんおっしゃる通り、いろいろなものに使えるというのがございます。例えば、基幹産業である農林業の振興や快適な生活環境づくり、都市と農村の促進施設、地域における農用地の保全等にも使えるということは、こちらの方でも承知しております。しかしながら、ある程度の土地がまとまる必要もございまして、町としては、地元の方から要望等、農業団体等ですね、そちらの方から要望がありましたら適切に対応していきたいと考えている次第でございまして、以上でございます。

### ○議長（青木悦子）

はい。竹田議員。

### ○8番（竹田和明）

はい。農地についてはですね、いろいろ取り組みをしているということでしたが、調査を行って、農地の現状や所有者の意向を早期に把握し、農地再生に向けた取り組みに繋がると、繋げていくという答弁がありましたけれども、この調査がですね、本当に耕作放棄地を減らしていく、人口増に繋げていくということに効果があるのか、私はちょっと疑問なんですけれども、調査を繰り返してもですね、農地再生ということには現状結びついていないと思っておりますし、今後これを繰り返してですね、本当に耕作放棄地の減少に繋がっていくのか。この辺ちょっと補足をいただけますか。

### ○議長（青木悦子）

はい。地域振興課長。

### ○地域振興課長（吉田修一）

遊休農地とは、農地法におきまして、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比して、著しく劣っていると認められる農地と定義されておまして、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずるべき農地のことで法律上の用語ということになっております。農業委員会の方につきまして農地法の30条に基づきまして、令和4年度に実施しました農地利用状況調査において、遊休農地と判断した農地は700筆、55万3940平米となっております。町内230名、町外84名の合計314名の所有者へ意向調査を行っております。その結果、耕作している・耕作するが一番多く372筆、29万5455平方メートル。2番目が農地中間管理機構に貸したいが、190筆、14万6345平米と、二つを足しますと、約80.3パーセントが何かしら農地として利用したいというような意向がございまして、所有者の意向に沿っ

た対応をですね、農業委員会と連携しながら進めてまいりたいという次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

8番、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

東京からですね、農地を求めてですね、移住も考えたいっていう人は結構いて、そういう人たちが言っているのは、それでもやっぱり住む場所がないんだということですね。空き家はたくさんあるんだけど、農地には家を建てることができないので、なかなかですね、農業がやりたいと言っても住む場所が見つからないと。そういう中で、先ほどのですね、先ほどの制度を利用すれば、クラインガルテンだとかですね、そういったものを農地に作るができるので、今ご説明ではですね、農業団体からそういった希望があれば対応するという事なんですけれども、もう少しやっぱりこの人口問題については、さっきも申し上げましたけど、町が一丸となってですね、町民も役場も一丸となって取り組まないと、なかなか解決に結びつかない難しい問題だと思います。だからこそ全国的な問題になってるわけで、それをやっぱり改善していくにはですね、何らかもうちょっと積極的なアプローチをしていただけないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

はい。すいません、空き家の中古物件につきましては、農地付き空き家につきまして、空き家バンクの方に登録する制度もございます。今年度、農地法が4月から改正になりまして、下限面積が撤廃されることになっております。今のところ、下限面積というのは、農業経営するために必要な面積として農地を取得するときに必要な面積でございまして、その面積の下限面積以上ないと、農地を買えないということになっていたんですが、農業利用とすることであれば、その下限面積が撤廃されております。極端な話をすれば1平米から土地を、農場、農業目的で使う場合は買えるというようなことに、この4月から変わっております。実際にですね、令和5年度中には、1件の申請が下限面積以下のものでもございました。ただ、闇雲にですね、農地を売買することによって、投機目的で買う恐れもあるということから、慎重な対応をするようにというふうなことは国から求められております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

どういう目的でそういう申請をしているのか、その辺の見極めが必要だと思いますけれども、やはりもう少し積極的なアプローチをお願いしたいと思います。併せて森林についても同じなんですけれども、森林経営管理制度ということで、先ほど譲与税の話もありましたが、これについては、国民1人当たり1千円の税金を改めて徴収するという事で、国も本気でですね、森林の再生ということで力を入れてきてるんだと思います。これ

は令和6年から徴収が始まるということですがけれども、そうなんです、来たときに、この森林経営管理制度ですね。森林を市町村が仲介役となって、森林所有者と民間事業者を繋ぐことで、適切な経営管理を行っていくということなんですけれども、まずこれ、この制度についてどのように考えられているか、お聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

この制度につきましては、平成の31年4月に施行されております。具体的には、簡単に言いますと、手入れが十分でない人工林の管理を市町村が仲介しまして、意欲ある林業経営者に集約し、一度に伐採や間伐をする森林を集約することによりまして作業効率が高まると。また近くに作業道がないような条件が悪い森林は、市町村が管理し所有者が不明で放置されているような森林も、一定の手続きを経た上で伐採できるような制度というふうに聞いております。やはりこの制度はですね、森林所有者がわからない、境界がわからないというような状況もございますので、大変重要な制度だと考えております。しかしながら、平成31年から施行されておりますが、当町では、令和元年の房総台風、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、意向調査まではまだ行っていない状況でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい。竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

ぜひこういう制度があるんですから、やはり農地と合わせてですね、森林についても積極的なアプローチをお願いしたいと思います。合わせてですね、この木質バイオマスエネルギーの構築ということについては、この後東議員から質問がありますので、そちらにお願いしたいと思っております。ただですね、この町の、この災害がこれだけ増えてきている中で、ブラックアウトであるとかですね、それから木材価格がかなり高騰して、いわゆるウッドショックということですが、物価も資材の値段なんかも上がってきている中で、この木質バイオマスエネルギーの活用については、私も令和元年に質問しておりますけれども、この4年経ってですね、だいぶ状況は変わってきていると思います。ですから改めてこれは後ほど一般質問でご回答いただければと、その点も含めて回答いただければと思います。

もう一点ですね、この土地については、総合計画の中でですね、インターチェンジ周辺の再開発を行うんだということになっておりますが、このインターチェンジ周辺の再開発ということですが、さっき言われたですね、町の財産としての土地というのがどの程度、このインターチェンジ周辺にあるのか。保田のインターチェンジということでは、保田小、道の駅保田小がありますけれども、富山の方のインターチェンジ周辺というのは有効活用が本当にできるのか。民有地であれば、限度があると思いますので、その辺いかがでしょうか。



**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

総合計画に掲載してございます土地利用の中で、インターチェンジ周辺の再開発ということで載せてあります。これを載せた趣旨につきましては、県で令和2年9月に、高速道路インターチェンジ等を生かしました多様な産業の受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針を策定し、市町村と連携して計画的な土地利用の促進を図ることを目的として、指針を定めております。この方針を受けまして、町でも企業誘致に向けた検討を進めるために、一つの考え方として、総合計画に位置づけたものでありまして、特にですね、議員おっしゃるように、インターチェンジ周辺というのは保田小がありますけども、鋸南富山インターチェンジの周辺には町の土地はございません。ただその周辺にですね、大きく広がっている農地等もありまして、将来的にはですね、社会情勢等によりまして、産業用地として、転用できる可能性もあると考えたことから今後の活用方法を模索するためにですね、総合計画の方に記載をさせていただいたところでございます。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

はい。これはですね、次の観光振興にも繋がるんですけども、やはり観光客に来ていただいてですね、インターチェンジ周辺に大きな、本来であれば駐車場があれば、そこにマイカーを停めていただいて、あとは町ですね、循環バスであるとかe-bikeなんかを利用して、周遊していただくというのが、町の活性化には観光振興にも繋がるんじゃないかなと思っております。このパークアンドライドという言葉を使うみたいですけども、パークアンドライドでですね、車で来たけれども、駐車場に停めて、町を観光してもらうということが重要だと思いますので、今言われたその検討については、引き続きお願いしたいと思います。

この次ですね、2件目の観光振興ということなんですけれども、まず交流人口という話がありました。この交流人口についてですね、町としてはどういう捉え方をされているのか、交流人口を増やすことで移住者、人口増はそれほど増えなくても、交流人口を増やせばそれでいいと考えているのか、その辺について、まず質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

はい。町としましては、交流人口は観光に来ていただけるお客様というふうな考えでありまして、町のことを知って、協力していただけるのは関係人口、その後に移住定住ということで交流人口を増やすことが、関係人口を増やすことに繋がり、定住に繋がっていくというふうな考えてる次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

はい、これは総務省のですね、資料になるんですけども、この交流人口ということが記載されておまして、総務省の情報通信白書ですね。平成27年のものですが、この中でですね、交流人口ということがですね、記載されております。人口をですね、増やしていくというのは、それなりに難しい問題があるわけですが、定住人口を1人増やすとですね、年間の消費額っていうのが、124万円、平均の数字だと思いますけれども、124万円なんだと。これに対してですね、交流人口ということで、主に旅行者ですね。外国人旅行者であれば10人、国内旅行者、宿泊する国内旅行者であれば26人、国内旅行者の日帰りであれば83人ということで、この日帰りであるこの83人がですね、来てもらえれば、この124万円、定住者1人当たりの年間消費額の124万円ほど使ってもらえると。そうするとですね、日帰りと言うと、1人1.5万円、1万5千円っていうことなんですね。これに対してですね、道の駅保田小の客単価というのを見てみると、来場者、利用者1人当たりですね、売り上げというのが、わずか600円しかない。さらにですね、直売所については、町内比率っていうのが40パーセントになっておりますので、これを加味するとですね、1人当たりの客単価というのは300円なんですね。そうすると、さっき言った1万5千円ですね、50分の1しかない。ただこのお客さんがですね、他にも町内で、例えばコンビニで水を買ったりとかですね、ガソリンスタンドでガソリンを入れたり、いろいろしてると思うんですけども、やはり課題はですね、この客単価の増大といいますか、どうやって客単価を増やしていくかっていうのは、これ去年の3月に一般質問をしましたが、やはり重要な課題だと思っております。この辺の客単価の増加ということではですね、多分今回保田小の拡張事業をやっておりますが、この拡張をしてもですね、客単価の増加にはほとんど繋がらないんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、この客単価という観点でどのような検討をされているか、その点について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

はい、客単価につきましては、都市交流施設周辺整備事業を行うことによりまして、今ある道の駅保田小学校のない機能を補完するというので、今回の拡張周辺事業を進めている次第でございます。うちの方の、失礼しました、都市交流施設の保田小学校につきましては、やはり宿泊等平日の期間がですね、やはりちょっと集客、収益が少ない部分がございますので、その辺をどのように増やしていくかっていうのを指定管理者とともにですね、検討を進めてまいりたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

はい。やっぱり周遊性を高めてですね、保田小に来ていただいたお客様に町内の他の場所でもですね、食事をしてもらったり、いろいろ消費をしてもらうというのが、お客様にとっても観光に来た思い出にもなりますし、町としても経済的にそれを、メリットを享受できるということで、この周遊性を高く、もっと高めてもらいたいと思います。いろいろ取り組みをされているようで、e-bike であるとかですね、ジビエイベントだとか、ご説明ありましたけれども、やっぱりちょっと今の延長で本当にこれで客単価が増えていくのかっていうと、なかなか疑問なところもありますし、やっぱり役場だけではなくて、町民のやっぱり総力として取り組んでいく問題だと思いますので、その旗振り、旗振り役としてですね、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

うん。あと、観光振興ということでですね、一つ申し上げたいのは、スポーツツーリズムということですね。この鋸南町はですね、武道が非常に盛んで、東京から見てもですね、鋸南町の武道のこの成績というのは、非常に素晴らしいものがあるなど。空手であるとか、剣道であるとか柔道であるとかですね。ですから、ここで何かそのスポーツ、そういった武道のイベントをやれば人は集まるということなんですけれども、なかなか宿泊したりですね、大勢集まると、宿泊施設が不足したりということもあると思います。そういったことも考えると、例えば農泊の推進であるとか、やはり旅行者を受け入れるための施設というのが必要になってくると思いますけれども、このスポーツツーリズムということについての考え方をお聞きいたします。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

スポーツツーリズムに関してはですね、町内のスポーツ施設を利用しながらですね、お客さんを引き込むという考え方はありだと思います。町内でもスポーツ関係で、宿泊施設を行っている事業者もごございます。以前はマラソン大会であるとか、そういうものを町側も積極的に実施した経緯もごございますが、なかなか、例えば道路をですね、使わせていただくのが困難であったりとか、やっぱりマンパワーの問題があったりとか、そういうことでそれは長続きしなかったという経緯もごございます。ただ現状、町の方にもですね、スポーツ施設自体は、野球場であるとか、民間のサッカー場であるとか、そういうものもごございますので、機会ありましたら積極的に発信はしていきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

ぜひ発信はですね、お願いしたいと思います。

最後ですね、子ども・子育てについてですけども、いろいろ取り組みが行われていると思います。小学校の校庭開放であるとかですね、園庭の開放、それからこの学童保育であるとか一時預かり、病児・病後児の保育事業であるとか、新婚生活支援事業、出産子育て応援給付金であるとかですね、オムツなんかの提供もありますが、今この千葉県で

すね、一番人口が増えているのが、流山市。で、この流山市というのは全国的に見てもすね、人口の増加率が非常に、全国で2位ですかね。高いということで、この流山市の施策を見るとすね、鋸南町の施策はほとんど劣っていないと思うんですよ。いろいろできていて、非常に子育て支援については、取り組みがされていると、私も思います。ただ、どうして、片やです、全国2位、こっちは県で一番最低の増減率になっているのか。やはりすね、就業機会だと思います。これは総務省の先ほどの資料にもあるんですけども、この地方の人口流出ということではすね、何が原因かという、主な原因というのは、雇用環境であるということで、地方公共団体が考える人口流出の要因としてすね、一番に挙げられているのが、良質な雇用機会の不足ということで、約90パーセントがこういうことだと言っています。2番目が社会インフラということで、交通、病院、それから商店等の不足と、これが56パーセントです。その他教育環境の不足とか娯楽施設の不足とかそういうのはありますけど、やはり良質な雇用機会の不足ということで、流山市はつくばエクスプレスができましたので、25分で秋葉原まで行けてしまうと、そういったことですね、就業機会がある、増えたから、人口も増えたというのもあると思います。鋸南町についてはすね、やはり都心に出るには1時間半、近いといっても1時間半かかりますので、なかなか外に出かけていって通勤してというのは、難しい面も多々あると思います。一方ですね、やっぱり町内に就業機会ってすごく少ないと思うんです。ですから、先ほどのすね、バイオマスプラントを、例えば作るであるとか、あともう一つです、子育てに関連して、子育て支援センター、支援包括センターというのは、やっぱり子育て世代に寄り添ったその地域の中心となるすね、包括センターですので、そういった、これはすね、令和3年に作るというのが総合計画に謳われておりますけれども、現状まだできていないというふうに認識しているんですけども、やっぱこういうものを作ってすね、そこに就業の機会だとか、というのを作っていくというのが大事じゃないかなというふうに思うんですけども、この、子育て支援包括支援センターの設置について、現状取り組み状況はどうなっているかお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

はい。保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

子育て世代包括支援センターに関してなんですが、センターというその建物自体として拠点とするようなセンターとして建物はできておりませんが、内容的なものについては、保健福祉課内に子ども世代包括支援センターという看板を掲げてすね、それで事業としては実施しているところが現状でございます。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

それはちょっと私の認識が足りなかったと思いますが、ぜひすね、雇用の創出ということですね、力を入れていただければと思います。この人口減少というのは全国的な課題だということで、非常に取り組み自体はすね、難しいんですけども、流山市なんか

の例を見ると、町だけじゃなく、町というか、行政だけじゃなくてですね、やっぱり市民も巻き込んでブランド化をしてですね、町というか、行政のブランド化をして、それをPRしていると。SNSなんかでもかなり発信をしているようですが、そういったことで人口増に繋がっているんだと思います。やはり、この人口減少問題というのは、町の成績にもなると思うんですね。財政というのも一つかもしれませんが、この人口問題をですね、やはりもう少し真剣に考えて、何とかこの成果を出す方向で、一丸となって取り組んでいけたらなと思いますので、ぜひ積極的なアプローチをお願いしたいと思います。

以上で質問を終了いたします。

### ○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩します。再開は午後1時30分といたします。

…………… 休憩・ 午前11時28分 ……………  
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

### ◎一般質問

#### ◎12番 鈴木 辰也

### ○議長（青木悦子）

はい。それでは、ただいまの出席議員は11名です。

早川議員より少し遅れるとの連絡を受けていますので、直ちに、休憩を解いて会議を再開します。

鈴木辰也議員の質問を許します。12番、鈴木辰也議員。

[ベルが鳴る]

### ○12番（鈴木辰也）

私は、人口問題についてと、行政サービスについての2点質問します。

初めに、人口問題について質問します。

今年1月1日現在の日本人の人口は1億2242万人余りで、去年よりおよそ80万人減り、14年連続で減少しました。また、減少数、減少率ともに、調査を始めた昭和43年以降最大となった他、初めて47都道府県全ての人口が減りました。鋸南町においても、人口減少は大変大きな問題となっています。町として、人口減少対策の様々な施策を実施していますが、なかなか数字に表れてきてないのが実情です。これまでの施策をチェック・評価し、その結果を今後どのように生かし、施策を行っていくのか伺います。

次に、行政サービスについて質問します。行政サービスとは、私達の暮らしが便利になるように、税金を使って、国や地方自治体が行うサービスです。様々な行政サービスを利用する前提として、自主的な申請を必要とします。いわゆる申請主義です。鋸南町では高齢者が多く、そもそも制度・サービスの存在やその利用方法を知らない人、申請が難しい

状況にある人もいます。そうした町民に、必要な支援を届けられるような状況にしていかなければなりません。サービスを受けることによって、課題解決軽減に繋がる。人が適切なタイミングで必要な制度情報を入手し、申請手続きができるようにするための町の考え方を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

### ○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の人口問題についてお答えをいたします。ご質問の、これまでの施策をチェック・評価をし、その結果を今後どのように生かし、施策を行っていくかについてでございますが、人口推移につきましては、自然増減および社会増減によるものがあるわけですが、鋸南町においては、平成30年度から昨年度までの過去5年においては、双方ともに減少をしております。中でも、出生数と死亡数による自然増減につきましては、過去5年で684人の減、年平均では136人の減となっております。自然減は、人口減少の大きな要因となっていることはいまでもありません。一方、転入転出による社会増減につきましては、過去5年においては、災害前の平成30年度は72人の減。災害の影響もありました令和元年度は118人の減。令和2年度は100人の減。令和3年度は70人の減となっております。令和4年度は11人の減と、社会増減のマイナスの値が急激に減少をしております。これは県外からの転入超過が30人と大きくプラスに転じたためでありまして、令和5年度に入りましても、4月から7月までは転出より転入の方が1人ではあります。上回っている状況でございます。自然増減につきましては、令和2年に策定をされました、国の少子化対策大綱におきましても、少子化という国民共通の困難に真正面から立ち向かう時期に来ているとの、国家の課題として認識をしており、町においてもその影響は数字に表れております。大綱においては、少子化の主な原因は未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下と捉えております。その背景として、賃金収入の不安定さ、仕事と子育ての両立の困難、子育てや教育にかかる費用負担の重さなどが、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を拒む様々な要因が複雑に絡み合っていると、国としては捉えております。町としましても同感でございます。その要因の、地方への解決策として、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを進め、国がそのような地方公共団体の取り組みを支援をすると掲げております。特に、結婚前、結婚生活、妊娠出産子育て等のライフステージの各段階における支えの充実が求められております。国は、その効果が、一定の時間を要することから、国の大綱においては、5年をめぐりに見直しを行っていく方針を示しております。町では、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年計画でございます。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画との整合性を図り作成をし、国と県が策定をした総合戦略の趣旨を踏まえ、人口減少等の諸問題に対し、基本目標を掲げ、具体的

な施策を推進をしております。この総合計画と総合戦略については、毎年度に推進会議を開催をし、基本目標に対する事業内容とその成果・課題を掲げて評価をし、今後の方向性を示して、委員からご意見をいただきながら検証を重ねて、今後の施策に反映をしております。総合計画と総合戦略を踏まえた、これまでの施策と今後の主な取り組みにつきましては、結婚機会においては、結婚新生活支援補助金の支給制度を実施しております。結婚生活の基盤安定に対しては、本年9月から実施をされました住宅取得奨励金の大幅な引き上げおよび中古住宅購入者への対象拡大を行いました。また、中古住宅に関しましては、本年度当初より、空き家バンク登録を条件とした片付け補助金、移住者への優良な中古物件の提供を行い、選択肢の増加に繋げるとともに、登録物件の契約が成立をした際の奨励金の交付事業を実施をしております。また、通勤支援につきましても、補助をしております。妊娠出産期に関しましては、保健福祉課を中心に、妊娠届の提出を受けた母親のケアから、出産後の健康診査、虫歯予防、予防接種の接種状況の確認、また、成長や発育に不安を抱いた方への訪問相談といった、きめ細やかな対応を行っております。子育て世代に関する施策として、18歳までの子ども医療費、保育所・幼稚園・小中学校の給食費の無償化をして行っております。また、公民館には子育てひろばを開設をし、様々なイベントや情報交換の場として多くの方に利用をされております。共働き家庭への支援施策として、幼稚園一時預かり保育および小学生の学童保育は、土曜日を含めて実施をしております。上の世代の子どもに対しては、通学助成金の支援などを行っており、現在検討中ではありますが、奨学金返還金の一部を支援をする仕組みを検討をして参ります。

以上の施策を鑑みますと、人口減少問題等に相対をなす町の各種施策につきましても、他の自治体に比しても劣ることなく行われていると考えております。ただし、いろいろなご意見をいただく中で、社会情勢等を見定めながら、時代の要請に応えられる施策を生み出すことに努め、特に情報発信の方法等につきましても、今後も検討の余地があると考えておりますので、改善を図ってまいりたいと思います。

続いて2件目の、行政サービスについてお答えをいたします。町では、サービスを広くお知らせするために、行政サービスの情報を掲載をした、暮らしの便利帳を各戸に配布をしております。また毎月2回発行される町報きよなんでは、新たに実施をする事業、その時期に実施する事業等について掲載を行い、お知らせをしているところでございます。さらに町のホームページでは、業務を所掌する担当課ごとに情報を掲載をし、町外の方にも最新の情報が得られるよう心がけております。また町外から転入され世帯が増える方には、転入受付時に暮らしの便利帳や連絡先をまとめたチラシなどをお渡しをしており、健康保険、介護、子育て、水道などの関係課へのご案内も行っております。子育てに特化した子育てガイドを必要な方には配布できるよう用意をしております。

次に、それ以外の情報提供の方法であります。町では、行政委員、民生委員等、各種委員をお願いをしており、地域での見守り・相談等を実施をしていただいております。支援の必要な方がいた場合には、担当部署に情報を寄せていただき、対応を行っております。また、民間団体への制度の情報提供にも心がけているわけでありまして、農業、漁業、建設、医療、介護分野などの事業者へ新制度や定期的な申請を行うサービスなどの情報を

提供し、事業者からも利用する方への情報提供がなされるよう努めているところであり  
ます。特に、高齢者の各種の手続きにつきましては、介護事業所・ケアマネージャーのお  
力を借りる場面が多く、介護認定の更新申請や給付の申請など、町と利用者との橋渡しの  
役割を担っていただいております。制度管理の適正化のため、町が実施をする集団指導や、事  
業者連絡会議等での広報啓発、情報交換だけでなく、日ごろの相談業務を通して信頼関係  
を醸成をしております。こうしたことから、連絡、相談をいただいた案件につきましては、  
関係機関が連携をし、問題解決に至るよう対応をしております。以上で鈴木辰也議員  
の一般質問に対する答弁といたします。よろしく願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員、再質問はありますか。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

それでは再質問します。人口の増減は、出生数と死亡数による自然増減と、転入転出に  
よる社会増減です。鋸南町の人口減少の大きな原因は、答弁にもあったように、人口の自  
然減です。過去5年間で774人が亡くなり、90人の赤ちゃんが生まれました。その  
差、答弁の通り、684人の減、年平均136人の減となっています。人口の自然減対策  
は、特に結婚前、結婚生活、妊娠出産、子育て等のライフステージの各段階における支  
えの充実が求められているとありますが、いわゆる結婚から子育てまで、切れ目のない支  
援が必要だということでしょう。この支援策の一つとして、結婚新生活支援補助金の支給制  
度を実施されています。制度については、婚姻届手続きに来られた方ですね、どのよう  
に説明しているのか。まず伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。ご質問の結婚新生活支援事業の周知方法でございますが、窓口で婚姻届を出され  
た方にはパンフレット等でご説明しております。それと本籍地ではないところですか、住  
所地ではないところで婚姻届等を出された方につきましては、支給要件を満たしている  
方に郵送でお届けしております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

このですね、支給要件、この中に、夫婦の所得が合計500万円未満であること、これ  
はちょっとなかなかわかりづらいところがあって、総収入額から経費を引いて所得が出



されるんでしょうが、サラリーマンの方、また自営業者の方、それぞれやはりまた金額が変わってくると思うんですけども、そういったことの説明もされてますか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

まず、所得の関係のご説明には、お勤めの方でしたら、職場からいただく年末調整の源泉徴収票、そちらの方をご覧くださいということで説明しております。あと自営業の方は、確定申告ですとか、そういったものを参考にご説明しています。

**○議長（青木悦子）**

再質問は、鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

この制度の今までの実績はどのくらいありますか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。こちらの支援事業ですが、令和2年度から事業を開始しております。実績につきましては、令和2年度に1件ございましたが、その後はございません。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

実績がないっていうのは、それぞれ皆さん収入がある、所得があるというふうに思うんですけども、基本的にですね、やはりその応援をするのであれば、できる限りですね、多くの方がそうやって申し込めるようなね、要件にすればいいのかなと。この500万っていうのがどこから来てるのかっていうのはわかりませんが、もう少し町としてですね、鋸南町で結婚して子育てをしていただくっていうことであれば、もう少し門戸を広げてもいいのかなというような感じはしております。またこの自然減対策は、その他答弁にもありましたが、子育て支援の給食費の無償化、幼稚園一時預かり保育、小学生の学童保育、通学助成金等、町としては、他の自治体に劣ることなく行われていると私も思っております。しかし、この鋸南町の年代別の人口分布を見ても65歳以上の割合が、令和5年7月現在で、高齢化率49.55パーセント、いわゆる超高齢化社会と言われる状況です。こういった状況の中で、自然減を止めるということはなかなか難しいことは誰でもわかるんですけども、それでもやはりいかに若い人を呼び込めるか、出生者数を増やしていけるか。これはもう、転入者を増やしていくということが、もうモロにそういうことをしていかなければならないという状況は、誰が見てもそういうことになると思います。それは、今度

は社会増減の対策の方にこれは繋がっていきます。この社会増減については、令和4年度は、11人減と、マイナスの値が急激に減っているとの答弁でした。この令和4年度については、県外への転入転出はプラス30人。県内の転入転出はマイナス41人。合計してマイナス11人ということです。県外への転入転出のプラス30人、これは県外から入ってくる人、県外へ転出する人の差で、県外からの転入者が出ていく人よりも、30人多かったということですが、この数字について、町はどのような見解をお持ちでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

令和4年度におきましては、県外からの転入超過30人という結果でございました。中身を見てみますと、県外からの転入超過先、転入してきた人が多かったところというのは東京都がまず8人。その他県外が14人。それから国外が8人なっております。いろいろ見てみますと、外国人の方がかなり多く、この町には転入者として増えております。令和5年7月末現在、外国人の方は124人おりますが、4年前、令和元年7月から見ますと、プラス62人と、倍増しております。またこれにつきましては、転入先としましてネパールだとかフィリピン、スリランカの方が多いということでございますけれども、職種といたしまして、町内の製造業、それからサービス業等にですね、就職をなされているのではないかと考えております。状況的にはそのように分析をしております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

ということは、やはり地域の事業者の方たちが頑張っていて、従業員の募集をし、それに応えてそこに就職するために転入してくれて、来てくれているというふうに思います。それはやはり、そういうことであればやはり、地域の事業者の活性化も一つの社会増減をプラスにする、一つの要因だというふうに、今の答弁で感じております。また、令和4年度の県内の転入出先の市町村、これは館山市がマイナス25人、富津市マイナス8人、君津市マイナス6人、鴨川市マイナス8人、木更津・南房総市マイナス1人と、近隣あるいは近くの市に転出して行っているのが実情です。特に館山市には、転出超過が25人と、どのような状況で行っているのか、それについては後ほどお伺いしますが、この数字についても、町の見解をお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

転出先は東京ではなく近隣市が多いということで町はどのように分析しているのかということでございますけれども、令和4年度では転出先の1位は東京都で37人でした。次

に館山市は30人、3位は千葉市と南房総市で14人と、転出だけ見ますとなっております。転出入につきましてはともに3月が一番多く、月別の市町村別の転出入の統計はございませんけれども、就職や進学前に新しい住居へ移動されたものと考えられます。また、令和4年度中の転出者に対するアンケートをお願いしております、回答率は23.7パーセントと半分以下でございますが、その結果では転出の理由につきましては、1位が仕事の都合でというのが全体の41.2パーセント、次いで家庭の都合が23.5パーセントでありました。転出の条件として多い順でまとめてみますと、通勤通学に便利、近いところへ移動したいと、それから交通が便利、買い物が便利、それから就業雇用の場の充実ということで転出の条件を挙げております。転出先の多くにつきましては、高校卒業後の就職、進学先や転職先、雇用の場が多いという理由が考えられると思っております。またこれは余談でございますが、アンケートの結果から見ますと、8割以上の方は、鋸南町に愛着を感じておるんですけども、いろいろな理由で将来住みたいと思っているが、いろいろな理由で転出したということも感じております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

私もこのアンケート結果については、平成29年度から令和3年度までの資料をいただいて、自分なりにどういうことかなと調べました。今課長が答弁したように、仕事の都合というのが一番多いです。しかしですね、最後にも課長もおっしゃってましたけども、鋸南町の愛着度、大いに感じている、やや感じているという方を合わせると7割8割。鋸南町に将来住みたいかという問いではぜひぜひ住みたい、機会があれば住みたいと思っ  
ている方が8割9割。それでも転出する、転出せざるを得ない、何か理由があるとは思いますが、そういう方が鋸南町に愛着を持って住みたいんだと、それでも出ていって、じゃあそういう人たちがいかに出ていかないうような状況を作れるかっていうのは、やはりそれを分析してですね、今後町としてどういうふうにしていったらいいかというのは、町としての考え方をですね、やはり詰めていかなければ、私はいけないと思っておりますけども、その点はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

各種施策を行っておりますけども、その成果、効果が表れるのは多少の期間が必要なものとも考えております。ただ町長答弁にもありましたけども、毎年度基本目標に対する事業内容、それからその成果、課題を掲げまして評価し、今後の方向性を示して、推進会議などの委員さんなどからもですね、ご意見をいただきながら、また町民のですね、皆様の声にも耳を傾けてですね、今後の施策に反映していくことを基本に、PDCAを回してですね、引き続き効果的な施策の検討を進めてまいりたいと思っております。また移り住む

方に対する施策だけではなくて、住んでいる方が転出しない施策の充実、これも進めていく必要があると思っております。これ、総合計画でも優先すべき施策として一応掲げております。交通基盤の充実だとか、生活環境の向上、それから豊かな自然環境を守る、商工業の振興などもありますけども、出て行かない、転出なるべく抑えていきたいという考えがありますけども、小さい頃から、また教育の観点からもですね、郷土愛の醸成だとか、町について知っていただいて、地元の良さを知っていただくことなども大変重要なことだと考えております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

今課長の答弁にあったように、もちろん呼び込むことは非常に大切なことだと思います。ただ本当に今住んでいる方が、ずっとこの先も鋸南町に住み続けていただく、そういった施策もぜひ検討して行っていただきたい。それで先ほど、竹田議員の質問のときにもありましたけども、交流人口、関係人口、そして定住人口に繋げていくと。今町です、交流人口を増やす、これは道の駅保田小学校で年間60万人から80万人、今来て100万人を目標にということやって交流人口を増やすことはそれはそれでいいことだと思います。しかしそれを、今度は関係人口にどうやって繋げていくか。それは町がどのような仕組みを持って、その次の段に進むか。それで関係人口から。次にはですよ、定住人口にいかに関係人口に繋げていくかという施策が、基本的なそのプロセスが、町としてどのように考えているのか、その点についてお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

交流人口につきましては、観光部局で交流して来ていただくお客様のことを想定しております、関係人口につきましては、今うちの方でやっております、総務省のアドバイザー制度を活用した企業人とですね、あと地域おこし協力隊とグループを組みまして、関係人口に繋げる施策を今後イベント化してやっていきたいと考えている次第でございます。少しでも関係人口を増やして、その後の移住定住に繋げていくように努力してまいりたいという次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい。鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

地域創造力アドバイザー1名と、地域活性化起業人の方2名。それで、その下に地域おこし協力隊の方を5名委嘱して、民間組織を立ち上げ、官民連携で地域とともに課題の解決に取り組んでいくということは、6月の議会で予算をとって、それについては期待をしております。そんなところなんですけども、それはそれとしてですね、プツプツって今話を聞く

と、切れてて、やはり道の駅に来たとき、いらっしゃったお客様に、まず交流人口から関係人口に繋げていくための、どういうことをやるのか。それは関係人口を作る。それはそれとして、交流人口から関係人口に行くという、その流れっていうのが、今の答弁だともう交流人口は交流人口、関係人口は今これから増やしていく、そういうふうに聞こえるんですね。だから、本来であれば、来てくれた人たちに対してできる限り、関係人口の方に一歩進んでいただけるような施策を、私はぜひともやっていっていただきたいと思っております。地域力、そうですね。ちょっと待ってください。地域力創造アドバイザーの件については本当に期待しているところなので、ぜひ良い結果を出せるように取り組んでいっていただきたいと思えます。

次に、行政サービスについて質問します。

町外から転入された方に、行政サービスをお知らせするために、暮らしの便利帳や連絡先をまとめたチラシなどを1つのこういう袋に入れて渡しているとのこと。実は、ある方から転入時に1セットいただいたんだけど、総合検診、がん検診の案内がそのときは、入ってなかったと。それで、町からそういう、私はその条件に当てはまるけども、連絡は来ますかという。他の他市では、そういう連絡は転入した後、来るという話を聞いて、税務住民課の方にお話をし、その件についてはチラシを入れていただいて、対応していただきました。ただですね、今度は案内を入れるだけじゃなくてですね、転入の方がそういう手続きをしに来たときに、そういう総合検診、がん検査が受けられるような対象者であるということがわかればですね、町の方から、その後対象者でいついつあるんですよっていう連絡をやったりすべきで、そうすれば検診率を今みんな上げようという努力をしてるわけですから、そういった点にも、そういうことをやっていただきたいと思えますけどいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

ただいまの1例で以前転入者に渡す書類の中に検診関係の書類が不備だったということで今現在は出させていただいております。また議員おっしゃられたように、該当者への連絡方法につきましても、税務住民課と連携しましてですね、必要があれば積極的に行っていきたいというふうに思っております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

よろしくお願ひしたいと思います。

行政サービス、これは福祉サービスも、福祉もそうですが、どこまでやればいいのかということはありません。なかなか全てやるっていうのは難しいところがありますけども、この一つのサービス、支援策についてですね。どこどこの所掌の課が、どこだということを決

めつけることなくですね、先ほど町長、竹田議員のときにも、横の課のあれをとっばらって、町全体としてですね、全てのいろいろな課題に取り組んでいくという答弁をされてました。ですから、私はサービスをそういう施策をやると決めたときにですよ、この施策については、地域振興課、保健福祉課、教育課それぞれじゃなくてですね、町全体で、それぞれの課が、このサービスについて何、どういうふうな取り組みができるかっていうのは、ぜひですね、一体となってですね、取り組んでいていただきたいと思うところです。それは最終的には、今までより、より良いサービスが提供できることになると思いますので、そういう縦割り、よく言われる縦割り行政、それはだいぶ解消されているとは思いますが、まだまだ直していただきたいところがあるところは感じておりますので、その辺、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員おっしゃるように、この課がここしかやらないだとか、縦割りというのは、当然排除していかなければならないことだと思っております。これにつきましては当然課長会議や行革検討委員会等もそうでございますけれども、そのような職員間の中で、どのような施策を行っているのかということ、自分たちのことばかりだけではなくてですね、いろんな施策を、やっぱり職員全員がですね、他の課の施策についても当然熟知するということが必要であると思っております。縦割りというのはやっぱり住民サービスの低下にも繋がると思っておりますので、このあたりにつきましてはですね、いろいろな手法もあると思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

課長会議で共通認識を持ってもらう。そしたらその課長さんで止まらず、もちろん各課の職員の人、課長さんが責任を持って室長さんなり、そしたら室長がその下の課の室の職員にきちんと共通認識が持てるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。答弁では、行政サービスの情報を広く知らせるために、様々な方法で対処しているということですが、答弁にあった、様々な方法で、ということで、対象になりうる方々全てに情報提供が網羅できているというふうに考えておりますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

様々な情報をですね、全ての方に、全てを届けるというのはなかなか難しいものがあると思っております。その中でいろんな情報メディアを使ってですね、いろんな形で、紙、それからデータだとか、ネットだとか、そのようないろんな媒体を使ってですね、知らし

めてというか周知していくことが必要ではないかと考えております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

この情報提供の仕方については、各行政区に所属している人はいろいろと回覧とか回ってきます。ただ住所があつてきちんとこちらに移り住んでいただいている方でも、その行政区に属さない方については、そういう回覧とか、町のお知らせ版は回らないわけですよ。そうすると、そういう人たちがどうやって情報を得るか。それ自分で取りなさいって言えば、それはあれですけども、住んでいただいているそういう方にもですね、ぜひね、情報が届けられるような仕組みを作っていただきたいと思っておりますけども、いかがですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

そのような方にもですね、いろんな情報が届くように研究してまいりたいと思っております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

どのように対処していただけるか、今わかりませんが、早急にですね、そういうことは検討して実施していただきたいと思います。

またこの情報提供の方法については、行政委員、民生委員等各委員、また、農業、漁業、建設、医療、介護分野などの事業者に協力をしていただいているということです。この情報提供の方法について、協力をいただいている方からのフィードバックというか、何かご意見をいただくということはあると思いますか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

役場の職員はいろいろなですね、分野、事業者の方と接点もございますので、いろいろなご意見は各担当、課長もそうですが伺っていると思っております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

## ○12番（鈴木辰也）

ぜひそういう意見はですね、貴重な意見だと思いますので、今後の情報提供の方法についても生かしていただきたいと思います。

また今度は、行政サービスを受けるためには、サービスの利用に本人や家族からの自主的な申し出、申請が必要です。先ほども言いました、いわゆる申請主義です。申請主義の、申請主義に基づくサービスの利用においては、利用者が自分自身の問題について理解した上で、必要なサービスを自ら選択決定して、その利用希望を表明することが求められます。

しかし、そもそも制度そのサービスの存在やその利用方法を知らない人、困難や生きづらさを抱え、自ら声を上げることができない状況にある方々もいると思います。今のこの申請主義というのは受身の福祉、待ちの福祉と言われているように、高齢化率が高い鋸南町においてですね、この申請主義というのは、なかなかそういう高齢者の方にとっては厳しいって言うかですね、なかなかなじまない。周りに助けてくれる方がいらっしゃれば、それはそれで家族がいたりですね、すればいいんですが、そういう方がいない高齢者にとってはですね、なかなか申請主義はなじまないものがありますが、そういう点については、町はどのように考えておりますか。

## ○議長（青木悦子）

はい。保健福祉課長。

## ○保健福祉課長（寺本幸弘）

はい、ただいまのご質問に関してお答えさせていただきます。議員おっしゃるようになりますね、鋸南町の高齢化率は直近で49.55パーセントということで、かなり高い、県下でも高い値となっております。そして、議員おっしゃるようになりますね、高齢者にとって各種手続きは大変面倒であったり、なかなか理解しづらい申請手続きがあるかと思います。そういったときにですね、できるだけ保健福祉課の方で高齢者を扱ってるとするか、介護保険の申請とかがございまして、その更新の申請だったり、給付の対象になる申請につきましても、該当される方には文書で連絡している処置をしておりますけれども、それ以外に申請、本人から申請というのは当然ありまして、その中には課税状況に係る情報であったり、預貯金の額とかそういったものが関係してきまして、そういったものについては、こちらの方で事前に調べることもできませんので、なかなかあなたが該当してますよってというような、そういうようなお知らせはできないんですが、なるべく関わってる事業所、介護事業所であったり、ケアマネージャーとか、そういった方々にですね、情報を周知しまして、まだ本当に先ほどおっしゃったように何らかの理由で高齢者はなかなか自ら助けを求めたり、そういった支援を求める難しい人がかなりいらっしゃるかと思いますけれども、支援を必要としている人にはですね、何らかの方法で積極的にアプローチできるような、そういった考えで、特に福祉分野においてはそういった姿勢を持って臨んでいきたいというふうに思っております。以上です。

## ○12番（鈴木辰也）

はい、議長。



**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

もちろん、それを町の方で全てやるっていうのはなかなか難しいところがあると思います。住民の人たちも、隣近所でそういう方がいれば、代わりにですね、町の方に問い合わせとか、それは一緒にやっていかなければいけないことだとは思いますが、今この、受身の福祉、待ちの福祉、これをですね、攻めの福祉、打って出る福祉ってよく言われて、そういうような転換が求められているというような記事がございます。特にですね、高齢者の多い鋸南町においてはですね、答弁にあったように、介護事業所、またケアマネージャーの協力をいただいて、情報提供をもらって支援をしているということでした。そこでですよ、ある福祉サービスを受けるにあたって、例えば、介護認定がされて、その要件が介護4、5の方が対象になるというような支援策があったときに、対象者の方、皆さんにですよ、情報が介護認定されてればケアマネさんがついてるはずなんで、そういうケアマネさんを通じてですね。そういう全員の方に情報提供がされていると理解してよろしいでしょうかね。

**○議長（青木悦子）**

はい。保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

そうですね、町長答弁にもありましたけども、制度管理の適正化のためにですね、関係する介護事業者連絡会議であったり、サービス事業者に対して、町が制度理解のために集団指導というものを行うんですけども、そういったところで周知させていただいておりますけども、そちらでなるべくわかりやすく、漏れないように、漏れないっていうか制度よく理解していただけるような、そういった会議、啓発、情報交換の方をしていきたいと思っております。以上です。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

そういう会議で、ケアマネージャーさんとか、介護事業者の皆さんに共通認識を持っていただいて、情報を共有していただければと思います。ただ、これも前にあったことなんですけども、ケアマネージャーさんは、ケアマネージャーさんが担当している方は、そういうサービスに対象者となるということは認識していても、その要件に当てはまらないだろうと思って、そのお話をしてない。そうするとその人が、あの要件にもし当てはまる状況になれば、その時はなっとなかったかもしれませんが、後になったときに、そういう情報は提供されてないわけです。だからそういう先入観を持たないで、そういうケアマネージャーさんとか介護事業者の皆さんにはですね、もう要件がどうのじゃなくてそういう対象者になるということであれば、その情報提供というのは積極的にお知らせしていただきたい

い。それでその要件に、そのサービスを受ける要件に当てはまる当てはまらないは次の段階で、まずはその情報を皆さんが、対象者がいただける、もらえるってところをですね、徹底していつていただきたいと思います、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

はい、議員さんおっしゃる通りですね、対象者に必要な支援が届くようにですね、なるべくそういった、積極的に届けるような、そういった心持ちで当たっていただくような指導をさせていただきたいと思えます。以上です。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

よろしくお願ひしたいと思えます。

ここでもう一点ですね、やはり給付事業について1点ちょっと気になるところがありまして、在宅介護用品給付事業というものがあります。これは2ヶ月分で上限を1万円として、紙オムツとか尿取りパッド、紙パンツなどの支給を行う制度ですが、例えばですよ、その中に選べる品物がもう出てるんですが、そこで例えば私が必要な紙パンツは、L Lサイズ3350円。それじゃ3つ欲しいと。そうすると1万と50円になるわけですね。そうすると、その50円オーバーするから、それは1つは削ってくださいと。そうすると2つ分しか注文ができないわけですよ。6700円分。他の商品はいらないから、それだけ必要なんだけど、50円出すから3つ配布していただいけませんかっていうとそれはできないという、今の町のそういう事業の仕組みになってると思えます。それで、その要綱を見ても、特に年額、この給付は1人につき年額6万円を上限として現物給付すると。ですから現物給付の方は6万円で、6万円分しか出しませんよ。そしたら50円は、受益者負担で出せばその3つもらえるわけですよ。それを今の、今の状況だと、3つじゃなくて2つしかももらえなくて、3300円分がほかっちゃうつつちゃああれですけど、それを利用できないわけですね。せっかくこういう事業があるんであれば、使う方の人の立場になれば、じゃあ50円出してください、それでそういうような対応ができるんであれば、今後していつていただきたいと思います、どうなんでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

そうですね、現在は様々な多様なニーズもございますので、またいろいろなご意見もいただいておりますので、来年度に向けてですね、今の制度のあり方とかいろんな選択もできるんじゃないかということで、検討中ございますので、なるべく希望者の考えに沿うような支給ができればというふうにご考慮しております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

せっかくね、こういういい事業をやっていたらいいのに、何でっていうふうに、私、これを利用している方から、どうしてなんだろうねって。少しでも負担するから、3つ取れないかと、そういうようなご意見がありましたんで、ぜひですね、検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それと、もう一点、AIオンデマンド交通予約制の送迎サービスの、このサービスについての説明会を、中央公民館、福祉センター、役場、老人福祉センターで行うということです。私が思うには、このサービスを使う多くの方が、自ら移動手段のない方が利用すると考えておりますけども、この今言ったような会場でやる説明会は、ごく一般的に、町民の方にこういう事業を始めますよという説明会だと認識しております。それでまた、そういう高齢者の方には、民生委員さんや高齢者の方々が属する団体には、もちろん説明をしていただいているとは思いますが、この実証実験の成功するかしない、成功って言うちやえぼどうなんですかね、利用者がどれだけ増えるか増えないかというのは、事前の事業が始まるまでの、そういう利用したいという方々に、できるだけきちんとわかりやすく情報を届けることだと思います。いや、こういう制度が始まったけども、やり方がわからないから乗れないよ、それじゃやはり困るんで、しっかりと行政サービスの情報提供というものが、特にオンデマンド交通についてはですね、10月から始まるわけですから、ぜひね、しっかりと情報の提供を高齢者の方々にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

10月から始まります、AIオンデマンド交通、予約制の乗り合いワゴンの実証運行を始めるわけですが、これにつきましては議員おっしゃる通り、この実証運行が成功するかしないのかということではですね、今回、お願いします運行事業者とシステム事業者、いろいろお話を聞きますと、全国でもですね、その実績がありますけども、それについてはやはり、この説明会をいかに多く行うのか、それから住民の方に、多くの方に、いかに知っていただくのかということが一番重要だということで聞いております。私どももその辺をですね、いろいろと検討しまして、7月の28日から民生委員さんの会議、それから地域で行っております地域介護予防教室、ここにですね、職員が出向きまして説明を行っております。合計では地域介護予防教室が13教室、それから関係団体の会議で4回、それから全職員向けにですね、職員全員にも理解をしていただきたいということで、各課回りまして説明を行ったところがございます。またもう少し大きな会場といたしまして、9月7日に中央公民館、それから20日・21日と役場、すこやか、それから老人

福祉センターでですね、開催をする予定となっております。多くの方に知っていただくということで、町報きよなんの方にですね、別刷りでチラシを入れさせていただきましたし、いろいろなメディアにおいてもですね、この実証運行につきまして、知っていただきたいと思っておりますので、様々なことをですね、やっていきたいと思っております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

ぜひですね、民生委員さんには、説明していただいたら、担当している方々にですね、ぜひ回っていただいて、そういう情報を提供していただきたいと思います。これは行政サービスは、このサービスを、それぞれのサービスを、誰に向かってやるかって言うことが非常に重要で、鋸南町民全員に情報を流しても対象となる方がほんの一部。そういうことであれば、きちんとターゲットをどういう方々にこのサービスを提供するんだってということがはっきりとわかればですよ、そういう方々に特化して情報を提供していただきたいと思います。それで、説明会をやるから来てください、ではなくて、今課長の答弁であったように、民生委員さんとかにお願いして、そのご自宅に行って、説明をする。情報提供をする。それが、今まで言っていた待ちの福祉じゃなくて攻めの福祉に繋がっていくというふうに思いますので、ぜひですね、そういうような体制を積極的に取っていただいて、その行政サービスの情報をですね、しっかりと町民の方に届けられるように行っていただきたいと思います。答弁があればお願いします。なければ終わります。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員おっしゃるようになりますね、様々な行政サービスありまして、受ける方もいろんな方がいらっしゃいます。私もいろんな課を回ってまいりましたが、やっぱり同じく感じることは、こちらですね、役場が待っているだけではなくて、こちら側から積極的にアプローチをしていくということで、いろんな方がですね、救えることもあるのではないかと考えておりますので、そのような気持ちを持ちながら、行政サービス、住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

よろしいですか。はい。

以上で鈴木辰也議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は2時40分といたします。

………… 休憩・ 午後 2時30分 ………  
………… 再開・ 午後 2時40分 ………

◎一般質問

◎1番 東 愛乃

○議長（青木悦子）

はい、ただいまの出席議員は12名となりましたので、お知らせいたします。

休憩を解いて会議を再開します。

東愛乃議員の質問を許します。1番、東愛乃議員。

【ベルが鳴る】

○1番（東愛乃）

私からは1件質問いたします。

選定枝・刈り草のリサイクルについて。

鋸南町は2027年から君津地域広域廃棄物処理事業への参加が決まり、ゴミ処理施設がだいぶ遠方になります。昨今の原油高、ガソリン価格の高騰、このまま高止まりが続くと予想されます。それに伴い、運搬コストの増大が懸念されます。また、遠方になることで、運搬の際に出るCO2も現在よりも増えると思われれます。剪定枝や刈り草をそのまま焼却しますと、水分が多く含まれるため、焼却時のエネルギーもかかり、焼却炉への負担も大きく、運搬費と合わせても大変コストがかかることが予想されます。近年では最も多い平成28年度の大谷クリーンセンターのゴミ組成分析結果(乾燥ベース、年平均)では、可燃ゴミの約3割が木・竹・藁類でした。令和3年度は10.8パーセントに減少しましたが、県平均8.4パーセントより2.4パーセント多い結果となっております。また、各家庭に配布されているゴミの分け方・出し方表の可燃ゴミの出し方のご注意に、刈り取った草や小枝は、なるべく堆肥にしてくださいと、記載されていますが、実際には多くが焼却ゴミとして処分されていますし、個人での堆肥化も難しく、庭の端に大量に剪定枝が積まれ、処分に困っているのをよく見かけます。

そこで3点質問します。

1、可燃ゴミの新施設建設地である富津市への運搬コストは、今と比較してどのぐらいになるのか。

2、木の枝・刈り草や葉のリサイクルには取り組まないのか。

3、木質バイオマスエネルギー循環システム等の検討状況はどうなっているのか。

以上3点についてです。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（青木悦子）

東愛乃議員の質問について、町長から答弁をお願いいたします。白石治和町長。

〔町長 白石 治和 登壇〕

○町長（白石治和）

東愛乃議員の一般質問に答弁をいたします。

選定枝、といいますか、剪定枝、刈り草のリサイクルについてお答えをいたします。

ご質問の1点目の、可燃ゴミの新施設建設地である富津市への運搬コストは、今と比較してどのくらいになるのかについてでございますが、現在各家庭から出された可燃ゴミは、鋸南地区環境衛生組合がパッカー車によって収集をし、同組合の大谷クリーンセンターに運搬されて処理が行われています。令和9年度からは第2期君津地域広域廃棄物処理事業により、富津市に広域ゴミ処理施設が建設され、稼働予定となっております。一方で、富津市の広域ゴミ処理施設へ効率的に運搬するための積み替え施設として、南房総市が事業主体となり、当町と共同で中継施設の整備を進めております。この中継施設は、南房総市検儀谷地先、現在の大谷クリーンセンターの南側を建設予定地としていることから、町内の各ゴミステーションから中継施設までの運搬コストについては変更ないものと考えております。中継施設に集められた可燃ゴミは、大型のコンテナに積み替えてから広域ゴミ処理施設に運搬しますので、この運搬にかかる経費が新たに発生をするコストということになります。想定されている経費といたしましては、運転手の人件費、車両の燃料費、有料道路の使用料が挙げられますが、現在の推計では、1年間の運搬コストとして約3300万円と見込まれており、中継施設の経費は、南房総市とともに負担をすることになりますので、概算ではありますが、鋸南町の負担額としましては、年間で約800万円となる見込みであります。

ご質問の2点目の、木の枝・刈り草や葉のリサイクルには取り組まないのかについてでございますが、ご質問のうち、細かい枝、刈り草や葉につきましては、敷地の一部に敷きならしておくことで、自然分解され、堆肥化によるリサイクルが可能であると考えられます。ある程度の太さの木の枝については、自然分解するまでに時間を要するために、個人でリサイクルを行うことは困難であります。木の枝のリサイクルをしようとした場合、単価、堆肥化、燃料化などの方法が考えられるわけでありまして、これらのうち、堆肥化が一般的な方法として考えられますが、木の枝を数種類の破砕機を用いて細かくチップ化していくことが必要であります。大量に木の枝が出る地域で、住民の方々が、木の枝のリサイクルに要する経費を負担でき、かつ発生した堆肥を売却処分できるような地域であれば、検討の余地があると思っておりますが、リサイクルには、破砕機やストックヤードなど、それなりの設備投資が必要となるため、費用対効果を考慮した場合、現時点では実施が困難であると考えております。しかしながら、令和9年度に供用開始予定の、第2期君津地域広域廃棄物処理事業における新施設では、ゴミを熔融処理をする際に発生する高温の排ガスを利用して発電機を回し、発電を行うことができる施設であるため、木の枝も、他の可燃ゴミと一緒に熔融処理が行われることで、熱回収と言われるサーマルリサイクルが行われることとなります。サーマルリサイクルは、最終的に燃やすしかない廃棄物を、焼却をして得た熱エネルギーを回収をして、再利用し、通常発電に必要な化石燃料の消費を抑制をするといった考え方でございますので、今後はリサイクルに取り組まれていくものと考えております。

ご質問の3点目の、木質バイオマスなどのエネルギー循環システム等の検討状況についてでございますが、木質バイオマスなどエネルギー循環システムは、限りある資源を効

率的に利用をし、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続をして使い続けていく、循環型社会を形成をしていく上で、必要不可欠であると認識をしております。また、令和3年度から始まりました鋸南町総合計画の前期基本計画において、森林保全の観点から、森林環境の整備で主要な施策・取り組みに位置づけをしております。しかしながら、木質バイオマスなどを研究をしていくと、高額な初期費用が必要となる他、導入後も、木質バイオマスにかかるコストが高く、エネルギー変換効率が悪いなど様々な課題がございます。また町内にある森林の多くは、地滑り防止区域に指定をされ、区域内では人為的行為による地滑りの発生助長をなくし、地滑り災害を未然に防ぐために、地滑りを誘発をする形質変更行為が制限をされております。加えて、町内で林業を行っている事業者は現在なく、森林の保全に必要な事業者も欠けております。地すべり防止区域などの規制や木質バイオマスを利用するための事業者など、課題を解決をする必要がありますので、木質バイオマスの活用については検討が進んでいないのが現状であります。脱炭素社会への取り組みは、今後も重要な取り組みであると認識をしておりますので、他自治体の事例などを参考に、引き続き研究をしてまいります。

以上で、東愛乃議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

東愛乃議員、再質問はありますか。

**○1番（東愛乃）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

質問1についてですが、大型コンテナとありますが、1日何台のコンテナ車が、1週間に何日、鋸南町と富津のどこを往復するのか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

現時点ではですね、1日6台の車が往復します。それがですね、週の5日運行することで計画をしております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい。東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>が運搬の際にも排出されますので、ゴミの減量対策を、町民、行政ともに今より取り組むべきだと考えます。

千葉県でゴミの減量に力を入れている印西市では、ゴミの減量3R推進動画を制作・公開したり、ゴミ減量化説明会を開催しています。また、お隣の富津市では、富津市ゴミダイエット作戦100と称し、1日1人100グラム減らすことを目標にし、取り組んでいます。減量できたゴミ処理経費の一部は、市民生活に直結した子育て支援、防災教育な

どの事業に充てられています。町としてはゴミ減量対策はしないのでしょうか伺います。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

排出されました廃棄物はですね、町で適正に処理することが義務づけられておりますけども、各家庭、また1人1人がですね、ゴミの減量化をですね、意識していただくようにですね、広報誌等を通じて、周知を図っていきたいと考えております。それとですね、また昨年度ですね、決算審査の折にですけども、近隣市においては、生ゴミ処理機ですね、購入の補助金を出しているの、ゴミの減量、CO2の削減に向けて、鋸南町としてもですね、前向きな検討の要望がございましたことからですね、本年度より生ゴミ処理機ですね、購入の補助制度を開始しているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

はい。生ゴミ処理機の補助金が始まりましたが、現在のところ何基ほど申請があったのでしょうか、伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

件数についてはですね、現在のところ10件の申請が出てきております。

**○1番（東愛乃）**

はい。

**○議長（青木悦子）**

はい。東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

現在と比べ、広域ゴミ処理施設稼働後の町民への負担はどうなるのか。新たに発生する運搬コスト約3300万円と、中継施設の経費約800万円との答弁でしたが、指定のゴミ袋の値上げなどはないのでしょうか伺います。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

現在ですね、町民の方にご負担していただいている分にはですね、指定袋ですね、購入ということでご負担いただいております。令和9年4月からですね、稼働します広域ゴミ処理施設でもですね、現在のご負担とですね、同程度をですね、基本としてですね、検討していく予定でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい。東愛乃議員。



**○1番（東愛乃）**

質問2について再質問いたします。鋸南町奥山にて、民間業者が木くず(草、剪定枝、竹、建築廃材等)を破碎処理後、堆肥化やバイオマス発電燃料等にリサイクルしておりますが、ペットボトルのように民間委託して、マテリアルリサイクルできないのか。既にある民間業者と連携すれば、新たに設備投資をしなくても、木質バイオマス燃料へのリサイクルに取り組めるのではないかと考えますがいかがですか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

質問の通告を受けましてですね、参考までに、事業者にどのような形で処理しているのかをですね、事前にちょっと確認させていただきました。こちらはですね、やはりなかなか処理にかかるコストとですね、堆肥の需要を考えますと、堆肥化についてはですね、生産性が悪くですね、現在では木材をですね、破碎してバイオマス燃料やですね、チップとしてですね、活用しているようでございます。木質資源をですね、マテリアルリサイクルするにはですね、合板や製紙に再利用する方法もありますけども、重要視されるのがですね、原材料の品質とリサイクルにかかる費用でございまして、木のリサイクルにかかる率としましてはですね、マテリアルリサイクルの率は高くありません。以上のようなことからですね、木の枝などコスト的にですね、リサイクルになかなか見合わないようなですね、廃棄物についてはですね、発電機能を有する廃棄物処理施設においてですね、サーマルリサイクルを行うことがですね、合理的であると考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい。東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

マテリアルリサイクルはコストに見合わないということですが、個人での剪定枝の堆肥化は小さくして、燃えるゴミ出すのは困難との答弁でした。剪定枝や刈り草や落ち葉の処分について困っている人へのサポートはありますか。運搬サポートや小型ウッドチップパーの貸し出しなど、千葉県では、いすみ市、袖ヶ浦市、印西市などが、粉碎機の無料貸し出しを行っています。いすみ市は自走式の大型の機械で、個人への貸し出しはしてありませんが、袖ヶ浦市と印西市では、家庭用電源で使用できる電気式粉碎機を貸し出ししております。鋸南町でも、個人でのゴミの資源化、減量の取り組みとして導入してはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

運搬のサポートとしましてはですね、本年度より公益活動を行うですね、町内の団体、例えば行政区などですね、環境美化活動を行う際にはですね、公用車、軽トラックやですね、ダンプの貸し出しを行っているところでございます。また小型ウッドチップパーのですね、貸し出しは現在行っておりません。しかしですね、県内では今議員おっしゃられたよ

うにですね、そうやって貸し出しを行っているところもあるようです。こちらについてはですね、今後のですね、検討をさせていただきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい。東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

熱回収と言われるサーマルリサイクルが行われることとなるとのご答弁ですが、サーマルリサイクルは、焼却時の燃料をエネルギーとして利用するわけなので、ただ焼却するよりは有意義なことだとは思われます。

ですが、それを理由に焼却を増やしてよいのでしょうか。燃やせるもの全ての物を焼却してしまうことは、まだ使える、リサイクルできる資源まで分別されずに燃やされてしまうということでエネルギー回収するからという理由で焼却することへの免罪符として使われかねません。

欧州などでは、リサイクルとは何度も使えるもののことを示し、サーマルリサイクルを、あくまで熱を回収しているだけという判断でリカバリーと言われ、リサイクルとは差別されています。焼却主義から脱却しないと本当の意味での持続可能な循環型社会とは言えないと思うのですが、3R（リデュース、リユース、リサイクル）があり、その次に熱回収、最後に適正処理の順が原則論ですが、町長のお考えはどうでしょうか、伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

はい。先ほどのですね、町長の答弁でありましたように、循環型社会とはですね、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からですね、脱却するためにですね、提示された概念でありまして、廃棄物の発生を抑制し、有用性のですね、あるものを循環資源として利用することです。現在、鉄類やアルミ、ペットボトルを始めですね、有価物と言われている資源ゴミにつきましては、鋸南地区環境衛生組合において資源化を行っており、リサイクルに努めているところでございます。それとですね、先ほどの答弁の繰り返しになってしまう部分があるんですけども、やはりこちら、木の枝等はですね、費用対効果考えますとですね、コスト的にちょっとリサイクルにですね、見合わない部分でございまして、発電機能を有する廃棄物処理施設でサーマルリサイクルを行うということで考えております。今後もですね、町民の皆様に対しましてですね、排出抑制に努めていただけるようなですね、周知の方を行う他ですね、できるだけですね、近隣市とですね、歩調を合わせていくような形でですね、可能な限りリサイクルに取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問。はい、東愛乃議員。

**○1番（東愛乃）**

私が調べた限り、ちょっと近隣市よりもちょっとゴミの減量対策が遅れているのかなと感じます。第10次千葉県廃棄物処理計画、令和3年3月策定の中でも、ゴミの排出量

の削減、分別の徹底等による焼却残渣等の削減、焼却残渣等の再利用により、最終処分量を減らすことが可能であることから、ゴミ削減に向けた普及啓発等の取り組みや市町村の再資源化に向けた取り組みを促進していくとありました。分別が難しいという声もありますが、先進的な自治体では、ゴミ分別アプリ 3Rを導入しているところが多いです。このアプリは、資源物やゴミの分別方法を検索したり、収集日カレンダー表示で確認したり、収集日の通知を受ける機能がついています。循環型社会への転換が求められている今、1人1人の行動や意識が重要になっています。持続可能なまちづくり、子どもたちの未来、地球の未来のためにも、今すぐできるところから取り組んでいってはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。副町長。

**○副町長（内田正司）**

様々なですね、ご提言をいただきありがとうございます。現実的にですね、事業進んでいる中で、どのような減量化に向けての今努力ができるかということは、今後もご提言いただいた中で実施できるもの、あるいはなかなか費用とかコスト、また人員等ですね、かかることもございますので、今一度ですね、ゴミのですね、広域化、令和9年の4月から稼働になるわけですが、その間にですね、また新たに洗い直しをしてですね、できるところは、対応を検討してまいりたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

以上で東愛乃議員の質問を終了いたします。ここで暫時休憩とします。

再開は、3時15分といたします。

…………… 休憩・ 午後 3時05分 ……………  
…………… 再開・ 午後 3時15分 ……………

**◎一般質問**

**◎3番 中村 基**

**○議長（青木悦子）**

はい。休憩を解いて会議を再開します。

中村基議員の質問を許します。3番、中村基議員。

[ベルが鳴る]

**○3番（中村基）**

私からは2点の質問をいたします。

1点目、社会資本として投資した場合の効果の把握についてです。

直近では、都市交流施設と周辺整備事業がございますが、この限りではありません。平

成20年度、今から15年前。これをベンチマークとして、令和4年度現在の財政状況を比較しますと、改善状況は一目瞭然です。財政調整基金、家庭でいうところの貯金にあたりますが、1億から20億へ。実質公債費比率、所得の何パーセントをローンの返済に充てるかと、そういう指標ですが、23パーセントから9パーセント。将来負担比率、これはローンの残高が使えるお金の何倍かという指標になりますが、216パーセントから、なんと10パーセントと、驚異的な改善結果であります。人口が9600人から6900人、30パーセント減少する中、行財政改革を強力に推進された結果であります。2015年には都市交流施設、道の駅保田小学校を建設し、年間推定80万人の集客を、鋸南町にもたらし、佐久間ダムの観光地化とともに、攻めと守りの町政で、鋸南町の活性化を図り、直近では都市交流施設周辺整備事業で、更なる集客を目指しております。

しかし、このような実績を上げながらも、当町においては、諸施策の社会資本投資結果を適正に評価する指標に乏しく、町民に対する業績的説得力に今一つ欠けていると感じております。過去を正しく評価し、将来に向けた行動をとるための客観指標を策定する時期に来ているのではないのでしょうか。そのためには、社会資本投資結果を経済効果として数値化して捉え、また、ベースとなる波及効果を捉えるための仕組みづくりを実施してはいかがでしょうか。

質問の2点目。旧佐久間小学校の跡地利用についてです。鋸南町前期基本計画、基本目標4に、未利用地の適切な運用、旧佐久間小学校跡地への対応があり、首都圏大学連携による研究委託。官民連携プラットフォームからの提案。町民への利活用アンケート。直近では、区長へのヒアリング等を実施いただいております。佐久間地区住民の関心度は高く、個々の解析結果を踏まえ、具体的行動を取るべき時期に来ていると感じております。旧佐久間小学校跡地を、今後どのような対応を考えているか、また、その概略スケジュールはどのように考えておられますか。

以上の2点を質問いたします。

#### ○議長（青木悦子）

中村基議員の質問について、町長から答弁を願います。はい、白石治和町長。

〔町長 白石 治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

中村基議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の都市交流施設および周辺整備事業等の社会資本投資結果についてお答えをさせていただきます。

都市交流施設、道の駅保田小学校拡張施設は5年の歳月を経て、平成30年度の用地測量から始まった周辺整備事業が、今月下旬に完了し、来月14日には、鋸南見守り隊を中心とした実行委員会皆様のご努力により、オープニングイベントを開催をする運びとなりました。これまで、町民の皆様を初め、関係各位の並々ならぬご理解とご協力をいただき、無事に日の目を迎えることができることに厚く感謝を申し上げる次第でございます。今後も地域活性化の拠点として、指定管理者を初め、官民が連携をし、地方創生に大きく寄与することができるよう、努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いを申し上げます。

次第でございます。

ご質問の社会資本投資結果を経済効果として、数値化をして捉えてはどうか。また、ベースとなる波及効果を捉える仕組みづくりを実施をしてはどうかについてでございますが、都市交流施設道の駅保田小学校の拡張施設を含めた施設整備事業費は確定しておりませんが、合わせて約22億円で、財源内訳は国県等からの支出金が約4億2千万円。地方債約14億3千万円、一般財源は約3億5千万円となり、地方債の交付税算入額を除いた町の実質負担額は約7億8千万円と見込んでおります。平成27年12月の開業以来、令和4年度末までの推定来場者数は累計で約558万人。施設全体の売上高は、累計で約39億5千万円を超えております。直売所は出荷組合員数が221人。取引業者数は94社で、売上高は累計で約27億9千万円を超える状況となっております。マスコミが取り上げる道の駅ランキングでも上位であり、ブランド化にも成功をしております。今後も地域活性化の拠点として、所期の目的達成に向けて務めてまいります。これまで述べたことは、生活効果等を得るための事業に、人や予算を投下してきた成果であると考えております。いわゆる議員が申しております社会資本インフラに投資をしてきたということでございます。過去を正しく評価をし、将来に向けた行動をとるための客観指標としましては、総合計画や総合戦略、地域再生計画におけるKPI、目標を達成するための重要な指標の設定をしております。また、PDCAサイクルによる効果検証を通じて、翌年度以降の取り組み方針や予算編成を行う際に用いるため、あるいは年度ごとの決算については、決算書や財政調書、主要施策の成果に関する報告書により、事業の実施や歳入歳出の結果について説明をし、議会でご審議の上、認定をいただきますが、決算上の指標である財政健全化判断比率や経常収支比率などを参考に、財政運営を行っております。

しかしながら、都市交流施設、道の駅保田小学校の経済効果は、開業から8年目を迎えていることから、金額に換算をすれば計り知れないものがあると感じてはおりますが、議員ご指摘のように、社会資本投資結果を適正に評価をする指標に乏しいため、町民に対する説得力にも欠けていると感じられており、経済効果として数値化をして捉えることも一理あると考えるところでございます。経済効果とは、ある出来事や活動が経済に与える影響や効果をシミュレートして金額で示したもので、算出をする際の基礎となるのが、経済波及効果という考え方と認識をしております。これには様々な要素が含まれ、ある産業に新たな需要が生じ、その需要を満たすために生産活動が拡大すると、原材料や資材などの取引や消費活動を通じて、他の産業にも次々と影響を及ぼすわけであります。千葉県ホームページには、経済波及効果を測定するための簡易分析ツールや解説テキストなどが用意をされておりますが、経済効果を算出するまでの難易度は相当高いものであると考えております。他の自治体の取り組み事例などをあわせて調査研究をしてまいりたいと思います。

2件目の旧佐久間小学校の跡地利用についてお答えをいたします。なお今回の質問につきましては、以前にも同様の質問がなされており、その際の答弁と重複する部分がありますが、ご了承願いたいと思います。

ご質問の旧佐久間小学校跡地を今後どのような対応を考えているか、また、概略スケジ

ユールはどうかについてでございますが、旧佐久間小学校跡地に係る今後の対応についてでございますが、これまで旧佐久間小学校の利活用については、議員おっしゃる通り、様々なご意見をいただき、またあらゆる角度から検討を進めてまいりました。しかしながら、その後の台風被害による施設の取り壊しや周囲を取り巻く状況が大きく変化をしたことから、跡地の活用方法については改めて地域の要望を伺って、進める方針としたところでございます。跡地の利活用の検討に向けた考え方につきましては、町報5月号に掲載をいたしました。町民の皆様からのアンケート結果をもとに、町と地域と民間事業者が一緒になって、活用方法を検討する方針でございます。今年度の取り組みといたしましては、佐久間地区の区長さんとの意見交換を6月20日に開催をし、貴重なご意見を忌憚なくいただいたところであります。今後は、地元消防団員との懇談会を計画しておりますが、日程を調整し、第1回目を9月中には開催をしたいと考えております。様々なご意見をいただく中で、民間事業者等の活用事例なども参考に、総合的に判断をし、活用方法の方向性を決定をしたいと考えております。特に、来年度の祭礼時には、グラウンドを安心して利用できるように、地元の皆様のご協力をいただきながら、グラウンド整備について進めてまいりたいと思います。

以上で、中村基議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

中村基議員、再質問はありますか。

**○3番（中村基）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

中村基議員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございます。最初の質問の経済効果ですが、確かに算出ロジックを作り込むことや、データの収集方法やその範囲、また検証の仕方、このどれ一つとっても、鋸南町では初めての試みとなり、町長がおっしゃられるように、かなりハードルが高いと思われる。が、それでも果敢に挑もうという町の姿勢には心から敬意を表します。

さて、進めるとなれば、こういう点を押さえていく必要があると思います。第1にどういう考え方や流れで作り上げていったか、というプロセスを見える化すること。次に、従来の既成概念にとらわれない斬新な発想を取り込んでいくこと。そして、いろいろな角度から網羅的に捉えることによって、客観性を得ること。そんな仕掛けが必要なのではないかと考えております。さらには、作り上げたロジックは、仮に責任者が変わっても、継続的に生き続けること。もちろん、見直しはいつも行うのですが、必要時には効果測定をタイムリーに行うこと。こういう一貫性のある運用の仕組みを作り上げることも大切と考えますが、その点について、行政はいかがお考えでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

### ○総務企画課長（石井肇）

経済効果を算出する際のフローの概略でございますけども、都市交流施設の建設費や施設における消費などの直接効果を推計し、その後産業連関表を用いまして、産業間や最終消費者との間のサービスの取引による需要など、関連産業で生じる生産額であります第一次波及効果を推計し、関連産業で働く人の所得が伸び、消費が増える影響額であります第二次波及効果を推計いたします。その三つの合計が経済効果の額となるものでございます。難易度が高いと申しておりますのは、推計過程においてですね、計算の前提としてどのような需要を盛り込むのか。また第二次波及効果を推計するに当たりまして、働く人の所得の伸びを見込む際の経済動向や景気動向をどのように考えるのかという点でございます。幸い千葉県統計課が推計の途中で必要となります、産業連関表の見方と使い方という入門書も公表しております。また先ほど町長答弁にもありました波及効果測定の分析ツールなども利用しまして、またネット上ではですね、経済効果の考え方なども掲載されておまして、それらを参考に研究していきたいと考えております。一度トライをしてみて、その完成すればですね、その過程などもわかりやすく整理して残して、引き継ぐ形ができれば、一貫性のある仕組みができるとも考えております。ただ難易度が高くチャレンジしてみてですね、計算に時間がかかる、あるいは波及効果の正確性に客観的にどうしても疑問が生じてしまうこともあるのであるならば、一度シンクタンクや研究者に業務を委託してみて、どのように考えていくのかということなどを学べれば、自力で計算することに役立てられるとも考えております。

### ○議長（青木悦子）

再質問ありますか。中村基議員。

### ○3番（中村基）

はい、ありがとうございます。10年後の鋸南町を見据えたとき、国内外からの観光者の誘致や一次産業の輸出、6次産業の創出に向けたインフラ整備も今後必要になるかもしれません。その時に、灯台となる指標を、今のうちにしっかり作りあげ、町の財産として次世代に繋げていければと、このように考える次第です。

さて、これは私からの提案なんですけど、経済効果を捉えるにあたり、今、石井課長からお話があったように、非常に難しい、いろいろな角度から各方面の知恵を入れていかないと、なかなか難しいワークです。

そこで、しかしながら、鋸南町には優秀な職員たちが集まっております。行政の有識者、つまり、管理監督者、そして若い世代の方々を加えた研究チームを立ち上げ、皆で課題を洗い出しながら進めていってはいかがでしょうか。この点について見解をお伺いいたします。

### ○議長（青木悦子）

はい。総務企画課長。

### ○総務企画課長（石井肇）

時代を担う若い世代の職員を加えた研究チームを組織するという大変有意義であると考えております。その際にはですね、ぜひ私も参加を、一緒にですね、してみたい

と考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村基委員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございます。もしその際、必要であれば、私も全面的に支援しますので、どうぞ声をかけてください。

一方、社会資本という性質上、たとえ経済効果を捉えたとしても、金額だけの評価では、不足なのかもしれないと、実は私自身も感じております。これは、町の方々は常日頃おっしゃっていることです。なぜならば、ある一つの核が生まれることにより、私達の生活様式、考え方、幸福感、ひいては若者の将来の定住希望といった心の領域にも影響するでしょうし、一方、別の観点では、全国が、鋸南町をどう見ているのかといった他己評価にも影響を及ぼしてくると思われるからです。つまり、一つのインフラ投資は、有形無形の効果を生み出していくと、こういうことです。それも継続的に波状的に。ではどうすればいいのか。例えば、都市交流施設の例で言えば、町内で道の駅に関わっている直接生産者数の広がりや、生産者をサポートするアルバイト者数の広がり、それから取り扱い品目の広がり、こういう観点は、町内の従事者の活力の増大を図る指標にもなると思われま。一方、認知度を測るための指標としては、例えば、鋸南町ホームページの中の観光のコンテンツへのアクセス回数やテレビ放映回数、さらにはSNS掲載状況。この三つは、鋸南町が全国にどれだけ知られていったかという捉え方にも繋がると思います。おそらく、行政の側はこれを既にやっておられると思いますが。以上の見方は、金額ではありませんが、数字で捉えることができます。さらに、全く別の角度で、数字ではなく、例えば、町内で生産して供出されている方、および施設で働いている方の満足度、それから生産者以外の町の方たちの提供を受ける形の満足度。こういうものをアンケートで吸い上げたり、来場者の声を集める。このような言語的な評価も実は重要と思われま。一気ににはできませんが、少しずつ加えていって、経済効果とともに、一つのインフラ投資が総合力としてどのように成長しているのかといった、360度的な見方を加えていく方法もあると思われま。そういった考え方や捉え方については、行政はいかがお考えでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。白石治和町長。

**○町長（白石治和）**

今中村議員おっしゃった、おっしゃった通りでございまして、我々もですね、中村議員さんがご理解をしている角度と全く相違はございません。ですから、何回か私、お伝えをしたことはあるかと思いますが、例えば中央公民館が建ってますと。循環バスが回りますよと。我々のところにはB&Gの海洋センターありますよ。それも社会資本なんですよ。そこと比較をして保田小学校がどういう形が整っているかということを考えていかなければならないわけでありま。決してですね、1人当たりの客単価等々だけの問題じゃないわけでありまして、まさに総合的ないろいろな精神的な部分、いろんなところを勘案をしてですね、考えていくことが妥当であろうと、そう思っているところであり



まして、ですから、今まで波及効果等のことをですね、この評価をですね、どうするかということをやって来ません。やってきませんでした。それは当然なんです。お金がかかることは、それはもうやらなくても、結果が表れているから必要ないだろうと。そういうような判断をしてですね、決していろんなご意見の中でのですね、あることは承知をしておりますが、わざわざそれはコンサルにお金をかけてやる必要ないという判断をさせていただいた状況でございますから、この辺はですね、中村議員おっしゃっている通り、我々も同じような考え方でございます。

### ○議長（青木悦子）

はい、中村基議員。

### ○3番（中村基）

ありがとうございました。私もこの問題を提起したわけですから、一生懸命、町の方をサポートしていこうと、このように考えておりますので、一緒にやってまいりましょう。まずは、いろいろ申し上げましたが、経済効果をしっかりと捉えて、そこからスタートいたしましょう。

2点目の質問に移ります。旧佐久間小の跡地利用ですが、令和4年の町民を対象にした町のアンケート、平成29年から令和4年の首都圏の大学の連携まちづくりシンポジウムや佐久間地区の住民を交えた意見交換会が行われたわけですが、その結果を洗い出してみますと、防災拠点施設に対するニーズ、佐久間祭礼時の活用、住民が日常的に利用できるワークスペース、農産物・ジビエの加工や集会等、また日常でお茶が飲めて会話ができる憩いの場、キャンプ、グランピング施設、サイクリング、ハイキングの休憩スペース、企業誘致といった案が挙げられています。その他、高齢者の福祉施設とか、観光者向けの宿泊施設等も挙げられています。しかしながら、どの調査でも共通に言えることは、案の抽象度が高く、同時に、あったらいい的な。言葉を恐れずに言えば、どちらかという、緊急性に乏しい傾向も多く、確かに、佐久間小再生の全体構想のイメージは、投資コストや住民納得度を考えますと、立てづらい状態だなと私も感じました。それを行政の仕事だと言ってしまえばそれまでですが、担当者の苦悩は推して知るべしとも考えます。そこで、私なりに全ての案を、重要性、緊急性、コスト、住民納得度の四つの評価でポートフォリオに落として、思い付けを行ってみました。その結果、1は、防災拠点としての活用、2、佐久間祭礼時の活用となりましたが、以上の分析結果について、行政の見解はいかがでしょうか。

### ○議長（青木悦子）

総務企画課長。

### ○総務企画課長（石井肇）

利活用の方向性についてのアンケート結果につきましては、議員おっしゃるように防災拠点施設、避難所を含むがトップで約43パーセントの人が回答しております。また、跡地の利活用に民間資本を導入することについては、との問いには、民間に売却するのは避けるべきだが、貸すことは良いがトップで37パーセント、基本的には公共的に利活用が23パーセントで、管理・運営については、町の管理がトップで40パーセント、地域

が管理で12パーセントで、民間管理は39パーセントでありました。これを見ますと地域住民に直接関わりが多い地元区長さんからは、祭礼はグラウンドで続けたいと。それからドクターヘリの離発着場として必須であるというご意見は必ずいただいております。他にも様々のご意見がありますけども、旧佐久間小学校につきましては、貸しても良いが手放すことなく、町が管理して、地域住民の安全安心を第1に考えた利活用を望む声が多いと思っております。これは区長の意見も同様でありまして、特に祭礼時には、使用を続けたいと望む意見を必ずお伺いしているところでございます。

**○3番（中村基）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村基委員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございます。今、石井課長がおっしゃられたことに集約されていると思いません。

ここから出てくることは、防災拠点および佐久間地区祭礼のスペースの整備と、こういうことがまず共通に出てきていることだと。そしてまた住民が、住民の方たちが、貸してもいいけれども、やはり公共の施設として、町で管理していきたいんだよと。これがやはり大多数の声なのかもしれません。そうしますと、この防災拠点および佐久間地区祭礼スペースの整備にフォーカスしまして、これをさらに深掘りして考察しますと、佐久間小の防災拠点の最優先事項は、今課長がおっしゃられたように、緊急ヘリポートの離発着スペース、佐久間祭礼は、屋台の回転スペースではないかと考えます。そうすると、この両者の共通課題は、現状のグラウンドを使える状態にすることと考えますが、その点、行政の考え方はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

町長。

**○町長（白石治和）**

グラウンドの使用目的でありますけども、これ私がですね、町長に就任以来、8月の15日にはですね、佐久間の祭礼がある。佐久間地区の祭礼はですね、あそこの校庭の中で屋台を引き回すっていうことが、これはもう祭礼でありますから、ある意味では佐久間の文化でありますから、この校庭についてはですね、佐久間の地域の皆さんが祭礼はやらないというようなことにならない限り、あそこの校庭は維持をするという話をですね、佐久間の方々には、私は伝えてありますから、当然、佐久間地区の祭礼には、8月15日の祭礼には、あそこを使うというためにはですね、あそこを整備をして、佐久間地区の祭礼をやるようにするのが我々の仕事でありますから、そのことについては先ほど答弁をさせていただきましたが、来年の祭礼時には、あそこが使えるように整備をするということでございますから、その辺も理解をしていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

石井課長、よろしいですか。はい。総務企画課長。

### ○総務企画課長（石井肇）

日頃のですね、佐久間小の維持管理につきましては当然行ってまいります。またここ数年感染症やですね、天候の関係で祭礼時には使用されておられませんけども、毎年祭礼が近くなりますと屋台を走らせるために、グラウンドの状態についてですね、区長さんには大変ご心配をおかけしている状況もございます。またこれはですね、グラウンドが砂質で、砂質で締まりが悪くて、車輪が木製の屋台を走らせた場合には大丈夫かというものでございます。これまで土壌改良剤を加えたり、ローラーで締め固めたりですね、してはいたけども、不安を払拭できないと思われているのが現状でございます。先ほど答弁、町長からですね、答弁いたしましたように、祭礼時にはグラウンドが安心して利用できますように、整備については皆、地元の皆様のご協力をいただきながら進める考えでおります。

### ○議長（青木悦子）

はい。中村基議員。

### ○3番（中村基）

ありがとうございます。これは参考までに聞いていただきたいのですが、グラウンドの件です。では、極力コストをかけずに、かつ将来の汎用性、いろんなアンケートの意見もございました。それを採用するしないは別にして、どのような整備方法があるかということと少し調べてみました。グラウンド実測の結果、正面の校庭面積は2250平米。裏の道路側は1200平米でした。それを踏まえて、整備方法の、例えばの例なんですけど、ホワイトクローバー、笑わないでくださいね。ホワイトクローバー、俗に言うシロツメクサなんですけど、よく高速道路の斜面に土留めとして根を張るためにやっているところがあるんですけど、この場合ですとですね、種散布して3万円。多く見積もって、それから3種混合芝を同じように種を散布すると、これは12万なんです。それから、直接芝を張って千鳥植えした場合ですね、半分で済みますので、この場合では110万円。ただ、表の、吉野屋さん側の表道路の校庭をやった場合だったら、60万円相当ということがわかりました。ちなみに、今年、職員の方々たちが整地をしていただきました。大変な思いをされて。このときに、材料、重機込みでかかった費用が30万ということでした。ただ、これ、ベアグラウンド仕立てでありました。これはあくまでも参考のために申し上げたことでございます。

はい。ちょっとこれは質問なんですけど、今町長のお話もありましたが、来年の祭礼に向けて、予算の方は、グラウンド整備のことにフォーカスしているんですけど、予算の方は、組めるでしょうか。

### ○議長（青木悦子）

はい。総務企画課長。

### ○総務企画課長（石井肇）

屋台の走行に支障がないように、またドクターヘリの発着時にですね、支障なく使用できるようにですね、することを中心にですね、地域の皆様からご意見をいただきながら、グラウンドを裸足で走っていたとかって話もありましたし、また足袋をはいてということもありましたし。それ地元のご意見をいただきながらですね、あと設計事業者等の知見

も参考にですね、予算の計上もあわせて、検討してまいりたいと思っております。

**○3番（中村基）**

議長。

**○議長（青木悦子）**

中村基委員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございます。非常に心強い思いで、今日この質問をしてよかったなと思っております。

次に、旧体育館の活用ですが、これについてはどのように考えておられますか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

旧体育館につきまして、9月の補正予算でもお願いをしておりますけども、管理上ですね、屋根の破損箇所を修理して、雨漏りがしないようにいたしたいと考えております。また現在も備蓄倉庫としてブルーシート等土嚢袋等置いてありまして使用しておりますけども、引き続き同様に活用しまして、また有事の際にはですね、物資の集積場所などにも利用したいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

中村基議員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございます。全く私も同感で、有事の際はヘリコプターが、佐久間地区は、佐久間地区だけの話じゃないんですが、特に佐久間地区は、急峻なところに家が建ってあって、有事の際はおそらく道路が遮断されるケースもあるだろうと。そういう時に、やはりですね、ヘリポート、ヘリコプターが救助に向かって、一番近いところは佐久間小であるし、また有事の際は方々から物資がたくさん届くでしょう。そうすると、役場や、今こっちにある防災備蓄倉庫だけでは足りなくなるかもしれない。そうした場合の仕分け場として、十分に機能すると思いますので、非常に有効なことになるんじゃないかなと、このように期待しております。

何とか少しずつ形が見えてまいりました。佐久間小全体のこと。グラウンドを整備して、体育館を整備して、この後拡大するのもしないのか、こういうことは、私は住民との対話時間と合意形成を今のようにとりつつ、少しずつ進めていけばいいんじゃないのかなと考えております。その方が、現実的ではないかなと思います。その点は、今までの行政の進め方と同じです。ただ、今までの多くの意見やアンケート等に再三出てくる、防災避難施設、ワーク・加工スペース、お茶飲み場、ハイキング休憩所といった、こういうニーズも出ております。これをやるかやらないかは、その意思決定は、後にすればいいのですが、いいと思うのですが、この共通点は、屋根です。そこで、簡易プレハブ、10から12畳程度をイメージしているんですが、今後のですね、このグラウンドを整備した後の、この活用状況を見つつ、もしこれが今後も活用していけるようだと、みんなの気持ち

がそこに集まってきたと、というような状況があれば、簡易プレハブをですね、少しずつ建て増ししていくという方法もあるかもしれません。これならば、コストをかけずに、実験的に進めることができるんじゃないのかなど。これはあくまでも私の個人的な考え方で、この考え方は個人的で申し訳ありませんが、行政の見解はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員お考えのようにですね、敷地の広さをですね、生かした様々なご意見、それを取り入れた施設をですね、作り、要望に応じていくということは理解いたします。住民アンケートではですね、今後の進め方といたしまして、どうかという問いにはですね、地域への意見聴取をされたいということがトップでありまして、また全てが民間の手に渡ってしまいますと、地元が希望する活用ができなくなることを危惧されている面も見えておられると思います。旧佐久間小学校は地域の方にとりましては、母校があった思い出のある、今も懐かしさの残るとても大切な場所であると思っております。これ若い方もですね、夏になりますと自主的に草刈りをしていただきましたり、それからよくですね、いろんな方が敷地内の様子をですね、本当によく教えてくださいます。今後はですね、答弁いたしましたスケジュールを経まして、ご意見の多かった施設を中心としてですね、祭礼やドクターヘリのランデブーポイントとしましての利用も含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村基委員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございました。決して、しっかりとしたグランドデザインではございませんが、どうでしょうか。緑に包まれて、ご高齢の方も、ママさんも、子どもたちも笑顔で集まれる。安心安全で、誰にも優しい空間が、今の町長、課長の言葉の中から少しずつ見えてきているように思います。平成20年の閉校から、15年の歳月。大災害を経て、満身創痍ながら、今ようやく新しい役割にて、一步を踏み出そうとする佐久間小の姿を、町民の誰もが待ち望んでいたのではないのでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（青木悦子）**

以上で中村基委員の質問を終了します。中村基議員は自席にお戻りください。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9月6日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 5 8 分 ……………

令和5年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和5年9月6日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問〔1名〕  
6番 笹生あすか 議員
- 日程第2 議案第1号 鋸南地区環境衛生組合の共同処理する事務の変更及び鋸南地区環境衛生組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第3 議案第2号 南房総市と鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議について
- 日程第4 議案第3号 令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第5 議案第4号 令和5年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第5号 令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第6号 令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第7号 令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第8号 令和4年度決算認定について
1. 令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
  2. 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  3. 令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  4. 令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 議案第9号 令和4年度決算認定について
1. 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
  2. 令和4年度鋸南町水道事業会計決算
- 日程第11 報告第1号 令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について（一般会計）

日程第 1 2 報告第 2 号 令和 4 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
に基づく資金不足比率について（病院事業会計）

日程第 1 3 報告第 3 号 令和 4 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 東 愛 乃 議員	2 番 篠 宮 真 樹 議員
3 番 中 村 基 議員	4 番 柴 本 健 二 議員
5 番 秋 山 柳 三 議員	6 番 笹 生 あ す か 議員
7 番 早 川 正 也 議員	8 番 竹 田 和 明 議員
9 番 大 塚 昇 議員	10 番 青 木 悦 子 議員
11 番 緒 方 猛 議員	12 番 鈴 木 辰 也 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治 和	副 町 長 内 田 正 司
教 育 長 富 永 安 男	総務企画課長 石 井 肇
税務住民課長 対 馬 尚 子	保健福祉課長 寺 本 幸 弘
地域振興課長 吉 田 修 一	教 育 課 長 安 田 隆 博
建設水道課長 齋 藤 正 樹	会 計 管 理 者 笹 生 い つ 子
総務管理室長 今 井 勝 啓	監 査 委 員 増 田 光 俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 加 藤 芳 博	書 記 村 上 真 理
-----------------	-------------



…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

**◎開議の宣言**

**○議長（青木悦子）**

皆さん、おはようございます。  
暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。  
議員各位にはご苦労さまです。  
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。  
ただいまの出席議員は12名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**◎議事日程の報告**

**○議長（青木悦子）**

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

**◎一般質問**

**◎6番 笹生 あすか**

**○議長（青木悦子）**

日程第1、一般質問を行います。  
笹生あすか議員の質問を許します。  
〔6番 笹生あすか 質問席に着く〕  
はい、6番、笹生あすか議員。  
〔ベルが鳴る〕

**○6番（笹生あすか）**

私からは、マイナンバーカードについて、情報発信伝達についての2件の質問をします。1件目、マイナンバーカードについてです。

**○議長（青木悦子）**

すみません。マスク外していただけませんか。

**○6番（笹生あすか）**

聞こえませんか。聞こえなければ。マスクしたままでやりたい。うん。すみません。はい。

1 件目、マイナンバーカードについてです。コンビニで別人の証明書が発行される、同名同姓の別人にマイナンバーカードを交付される、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証で他人の情報が紐付けられるなど、マイナンバー制度を巡るトラブルが絶えません。また、来年の秋には紙の健康保険証を廃止する話もあり、町民の方々からは、自分はデジタル関連が苦手でわからないから、マイナンバーカードを作っていない。保険証がなくなったら病院にかかれなくなってしまうのではないかと。また、一人暮らしで認知症もある人の支援をしているが、その人は今まで何度か紙の保険証をなくしてしまっている。マイナンバーカードを持つことで紛失して悪用されないか、再発行に時間がかかるとの報道もあるし、心配しているなどと不安な声が届いています。

そこで5点質問します。

1 点目、マイナンバーカードについての町の認識は。

2 点目、マイナンバーカードの申請、交付保有状況はどうか。

3 点目、マイナンバーカードと保険証の一体化における課題の認識は。

4 点目、国民健康保険の保険者として今後求められる対応は。

5 点目、町の保険業務、これは資格証明や短期保険の発行などですが、被保険者への影響はあるか。

2 点目は、情報発信・伝達についてです。令和元年房総半島台風から4年が経ちました。当時、長期停電と通信障害により、情報伝達が課題となりました。その後、私も一般質問や要望をしてきましたが、町は積極的にSNSを導入しています。3.11東日本大震災の経験から、災害時こそSNS、特にリアルタイムで多くの人に拡散できるツイッターが役立つと言われ、台風被災当時の私のツイッターでの反響の大きさからも実感しているところです。

しかしツイッターがエックスに変わり、仕様変更により、避難指示など、公的機関からの発信が自動できず、投稿をやめざるを得なくなるケースが相次いでいるとの報道がありました。また、町内でのイベントについて、終わった後に地域の新聞などで知り、知らなかった、行きたかったので残念という声を聞くことも少なくありません。

そこで3点質問します。

1 点目、町の情報発信について、手段などの現状はどうか。

2 点目、イベントなどの情報発信や周知が不足しているとの声が多いが、町はどう認識しているか。

3 点目、災害時、リスクを分散させるために、エックス以外のSNSでの情報発信を検討する必要があると考えるがどうか。

以上で1回目の質問は終わります。

### ○議長（青木悦子）

はい。笹生あすか議員の質問について、町長から答弁をお願いします。はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ○町長（白石治和）

おはようございます。笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目のマイナンバーカードについてお答えをいたします。

ご質問の1 点目、マイナンバーカードについて、町の認識はについてでございますが、マイナンバーカードはマイナンバーが記載をされた顔写真と、ICチップが付いたカードのことで、券面には氏名、住所、生年月日、性別が表示をされております。手続きに必要な本人確認のための身分証明書として利用できる他、マイナンバーに紐付けられた情報を活用して、様々な自治体サービスを受けることができるものでございます。またマイナンバーカードを利用し、政府が運用をするオンラインサービスであるマイナポータルに登録をすることで、自治体ごとのサービスの検索やご自身の情報の確認ができる他、介護保険や児童手当等の手続きについて、介護や育児等で忙しく、平日役場に来られない方も、ご自宅のパソコンやスマートフォンから、いつでも手続きをすることができます。マイナンバーカードは确实、安全に本人確認、本人認証ができる、デジタル社会のパスポートであり、マイナンバーカードを利活用することで、町民の利便性と行政の効率化が図れると認識をしております。また一方、各制度におけるご自身の情報が他人のマイナンバーに誤って紐付けられてしまったという事例もあり、町民の皆様は、マイナンバーおよびマイナンバーカード全般に対して、大きな不安を与える結果となってしまっていることは否定はできないものと思っております。鋸南町においては、紐付け誤りの事例はございませんが、今後もマイナンバーを初め、個人情報の取り扱いは、国が示すガイドラインに従い、十分注意をしてまいりたいと思っております。

ご質問の2 点目のマイナンバーカードの申請交付保有状況はどうかについてでございますが、令和5年7月末時点での総務省の資料によりますと、全国のマイナンバーカードの交付枚数は、9 4 1 0 万 7 9 6 8 枚、受付枚数から、死亡や有効期限切れにより廃止をされたカードを除いた数である保有枚数は、8 9 0 3 万 9 5 5 9 枚で、人口に対する保有率は7 1 パーセントでございます。鋸南町の申請件数は5 8 1 5 件、交付枚数は5 7 1 6 枚、保有枚数は5 3 0 9 枚、人口に対する保有率は7 6 パーセントでございます。鋸南町は全国1 7 4 1 市町村のうち、3 9 3 番目となっております。

ご質問の3 点目の、マイナンバーカードと保険証の一体化における課題の認識はについてでございますが、初めに、マイナンバーカードと一体化した保険証により、何が変わるかについて答弁をいたします。健康保険証の代わりに、マイナンバーカードを医療機関等の受付に提示をしますと、オンライン資格確認システムにより加入をしている保険証の内容と、本人情報を素早く読み込み、確認をすることができます。これにより、受付時間が短縮となったり、支払いの際に必要なとされている限度額の認定証などが不要となる他、いつもの通院が便利になるとされております。また、マイナポータルでご自分の健診や投薬の情報を閲覧をすることができるようになります。日頃、健康管理に役立てることが可能となります。令和5年6月9日に、マイナンバー法等の一部改正が公布され、健康保険証に係る内容では、1 点目といたしまして、マイナンバーカードと保険証を一体化する。2 点目は健康保険の資格確認書の仕組みと整備として、現在の保険証を廃止をすると

ともに、マイナンバーカードを所有せず、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には、医療機関等の受診をする際の資格確認のための資格確認書を書面または電磁的方法で提供する。3点目は、特別療養費の支給の通知の仕組みの整備として、保険証の廃止に伴いまして、短期健康保険証の仕組みを廃止し、新たに特別療養費の支給の通知を行うと規定をされております。ご質問の2点目で、答弁をいたしました。が、鋸南町では80パーセント近くの方がマイナンバーカードを保有をしておりますが、残り20パーセントの方は、何らかの事情により、マイナンバーカードを所有をしております。従いまして、マイナンバーカードと、保険証が一体化された際、被保険者で、マイナンバーカードを所有をしていない方が、引き続き安心して医療機関を受診をしていただけるよう、保険証に代わる資格確認書を作成をし、速やかにお届けする体制が必要であると認識をしております。また、通常の窓口業務に加え、オンライン資格確認システムへの資格情報入力タイムラグの短縮に関し、担当職員の事務負担の増が見込まれます。今後も引き続き、国の動向を注視をして、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

ご質問の4点目の、国民健康保険の保険者として今後、求められる対応はについてでございますが、国民健康保険および後期高齢者医療では、来年の8月1日から原則1年間有効の保険証を交付をする予定となっております。従いまして、途中で変更のない方は、令和7年7月31日までは紙の保険証をお使いいただけることとなります。また改正法では、発行済みの保険証について、法施行後1年間を有効期間とみなす経過措置が講じられているところでございます。現在国において、デジタル大臣を本部長とする、マイナンバー情報総点検本部では、マイナンバーカードに紐づけをされている情報の総点検を実施をしております。またマイナンバーカードを保有していない方への対応を検討している段階で、マイナンバーカードと保険証の一体化の時期は示されておられません。今後は、制度改正に合わせた保険証が発行できる体制整備をしてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目の、町の保険業務、資格証明や短期保険などと被保険者への影響はあるかについてでございますが、国民健康保険法の規定に基づき、保険料の滞納対策として、被保険者資格証明書や短期保険証を交付をしております。被保険者資格証明書は、特別な事情がないにもかかわらず、原則1年以上保険料を滞納をしている方に対して、被保険者証の返還を求めた後に交付をされるもので、医療機関の窓口で医療費を全額支払った後、町に保険給付分の償還払いを請求できるものでございます。短期保険証は、滞納者の納付能力や納付の方法等により、一定の有効期間を定めた保険証を交付し、医療機関では通常の一部負担で受診をすることができるものでございます。これらの運用について、国県からの通知では、マイナンバーカードと保険証の一体化により、短期保険証は廃止とし、長期にわたる滞納者に対する保険料の納付を促す取り組みとして、現行の被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更をする旨を被保険者に対し、事前に通知を行うことを示されております。保険者といたしましては、短期保険証や被保険者資格書の該当となる方々が医療機関等において、無保険者扱いとされたり、現物給付による保険診療を受けることができない方が生じないように、速やかに対応してまいりたいと思っております。

す。保険証の一体化に伴いまして、被保険者の皆様にできるだけ影響を及ぼさないよう、また町民の皆様が安心してマイナンバーカードによる行政サービス等をご利用いただけるように、関係機関とともに連携を深めながら、制度の理解と周知を図ってまいります。

2件目の情報発信・伝達についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、町の情報発信について、手段などの現状はどうか、またご質問の3点目、災害時リスクを分散させるために、エックス以外のSNSでの情報発信も検討する必要があると考えるがどうかでございますが、関連がありますので、一括でお答えをさせていただきます。

情報発信については、町の広報誌町報きよなんとお知らせ版の発行、鋸南町ホームページへの随時掲載、新聞紙上への掲載、行政委員に月2回の回覧等の配布物を依頼、各種会議での伝達、防災行政無線による音声の放送などを行っております。また、インターネット経由で、情報を発信をする手段として、3通りの方法を使用しております。まずはLINEへの情報発信であります。各課で情報発信をする際に、LINE運用ツールを用いて、登録のある方に発信を行っております。2つ目は、メール発信ソフトを利用した情報発信で、町の防災行政メール、エックス、Facebookに一斉に情報を送ることができます。3つ目は、前年度更新いたしました防災行政無線親卓からの情報発信で、AIによる音声放送、町の防災行政メール、LINEへの一斉送信が可能となっております。この機器では、エックスへの送信も対応しておりますが、親卓の更新後に経営者が変わり、仕様変更で現在利用できない状況であります。保守委託業者で対応中ではありますが、当面使用を見合わせております。災害時には様々な状況を判断をして、利用できるメディアを駆使して情報発信に努めてまいります。

ご質問の2点目の、イベントなどの情報発信や周知が不足をしているとの声が多いが、町はどう認識をしているかでございますが、イベント等の情報発信につきましては、町報およびホームページ、また新聞紙上への掲載、SNS等を活用して広報を行っております。一方で、イベント等の変更や中止など、突発的に発生をした事態に関しての情報発信については、慎重な対応を行っております。特に町の防災行政無線での放送については、昨年度から運用を見直し、防災や防犯、災害などの緊急性のある、広く町民の皆様にも周知すべき公共性のあるもの以外については、各種団体等で開催の有無などを周知いただくようお願いをしております。これは防災行政無線の本来の目的が十分発揮できるよう、また最近多発する特殊詐欺などに対する警察からの放送依頼が増加をしていることから、ご理解をいただきたいと考えております。したがって、緊急性、公共性、代替性を考慮しつつ、メール、SNS、ホームページ等を含めて、多様なメディアにより柔軟に良い情報発信を行っていきたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましても、そのようなメディアへの登録や利用方法に対し、積極的に関心を持っていただければと考えております。また、日頃から町が実施をするイベントに対し、興味を持っていただくため、魅力あるイベントの企画と情報発信の方法やタイミングについて、今後も努力をしてまいりたいと思います。

以上で笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

それでは、1件目の再質問をします。マイナンバーカードに関する様々なトラブルが報道されていますが、町でトラブルはありましたか。また町民の方々から、このことについての問い合わせや相談などはありますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい、ご質問のマイナンバーカードに関するトラブル等についてお答えいたします。町長答弁でもお答えした通り、情報の誤った紐付けや公金受け取り口座の登録誤り等はありません。町民の方からは、登録した自分の内容について、確認するにはどうしたらいいか、また登録した自分の口座を変更できるのかなどの相談がございました。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

町の方で、トラブルはなかったということでもちょっと安心なんですけれども、医療機関でのトラブルの報告や問い合わせ、相談などは町の方にありますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。医療機関でのトラブル等についてお答えいたします。国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに、トラブルの報告や相談はございません。医療機関などからは、オンラインの資格確認システムの運用面について、患者様がまずマイナンバーで受付をするものの、マイナポータルにログインする際の暗証番号を持ち合わせていなかったり、あと顔認証用のカメラの位置がどうしても患者様との顔と合っていないというような、ちょっと不具合があるという声を聞いております。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

医療機関の方で、私も受診の際に結構受付でトラブルというか、なかなか顔認証されないとか、暗証番号忘れたっていう場面に私も遭遇したことがあるので、やっぱりそういうの

は結構あるのかなっていう印象です。マイナンバーカードの保有率は、国では393番目だったってことですが、県内では何番目でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。ご質問の県内の状況についてお答えいたします。鋸南町のマイナンバーカードの保有率76パーセントは、館山市と同率で、県内3番目でございます。千葉県全体では、交付率が70.8パーセントで、こちらは全国で34番目となっております。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

はい。マイナンバーカードの申請をされて、それでそれを、申請を取り消すっていうことはありましたか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。ご質問のマイナンバーカードの申請後の取り消しはございません。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

申請の取り消しはないということですが、マイナンバーカードの返納率っていうのはどれぐらいなんでしょうか。また再発行、紛失などでの再発行の件数はどのぐらいでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい、マイナンバーカードの返納率と再発行の件数についてお答えいたします。返納率は、これまでに累計で2件。失礼しました、返納件数は2件、返納率にしますと、0.03パーセントでございます。また再発行の件数は46件でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

町内でマイナンバーカードと保険証を紐付けしている件数はどのぐらいでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。ご質問の紐付け件数についてお答えいたします。国民健康保険の被保険者数、令和5年7月1日現在になります。1863人に対し、保険証と紐付けされている件数は1225件、65.75パーセントでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

65.75パーセントの人しか、逆に紐付けしていないのかなっていう自分の中でちょっとびっくりしました。もうちょっといるかなと思ってたので。寝たきりの方など、顔認証ができない場合はどのような対応が考えられるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい、ご質問の寝たきりの方の対応についてでございます。国におきましては、令和5年の8月に福祉施設、それから支援団体向けのマイナンバーカードの取得と管理に関するマニュアルが作成されております。そちらのマニュアルには、寝たきりの方などに対する取り扱いの注意点などが示されておりますが、利用時における顔認証につきましては、現在検討中でありますので、結果を注視してまいります。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

結構障害のある方、高齢者だけでなくなかなかご自分で動いて、あの顔認証できる方、もうあと救急で搬送されたときとかそういう場合どうするのかっていう問題があると思うので、私ももちろん注視していきますけれども、行政としても、まだ何もほとんど決まってないことが結構あるので大変だなという印象です。

福祉施設などに入所されている方は、保険証を施設側が預かっているところがほとんどだと思います。ある調査では施設管理者の9割がマイナンバーカードの管理ができないというふうに回答しています。今現在どれぐらいの方がその施設に預けているのか町は掴んでいますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

福祉施設などに入所されている方のマイナンバーカードの管理ということですが、町内にある2つの福祉施設の方では、カードの管理については一切施設では預かってい



ないということでございます。その他町外の福祉施設については把握はしておりません。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

町長答弁の中で、担当職員の更なる事務負担増が見込まれるという文言がありました。それに対してとても心配しています。担当職員の残業等の状況はどうなっていますか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。担当職員の残業等の状況についてお答えいたします。国民健康保険、後期高齢者医療保険の業務は、担当職員と一部室長が従事しております。現状では、制度改正による時間外勤務は増えてはおりません。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

今のところ時間外が増えてないということでちょっと安心しました。ただこれからいろいろまた、制度が決まっていって、いろいろあると思うので、そこでもなるべく負担がないように配慮してほしいと思っています。

町ではコンビニでの住民票の写しや、あの印鑑登録証明書などの交付は費用対効果を考えて導入していないとの説明を以前受けましたが、費用はどのぐらいかかるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。住民票等の交付にかかる費用についてお答えいたします。コンビニ交付の導入に向けて試算をいたしましたところ、費用としましては、導入時の初期費用が約450万円。ランニングの費用として年間約270万円となりました。歳入の年間発行枚数のうち約20パーセントをコンビニで交付したとして試算しますと、証明書の手数料からコンビニ交付の委託料を差し引いた歳入が約21万となり、ランニング費用で換算しますと、コンビニ交付1件当たり約3000円の費用がかかるという結果になりました。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

鋸南町の住民の方から要望は出ているということなんですけれども、やっぱり1件あた

り3000円っていうことを考えると、なかなかちょっと導入は厳しいなというふうに思っています。

5点目の答弁で、保険診療を受けることができない方が生じないように、速やかに対応するというふうにありましたが、現時点で具体的にはどのような対応を考えていますか。

**○議長（青木悦子）**

税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。保険診療を受けるための速やかな対応についてお答えいたします。国からはマイナンバーカードを保有していない全ての被保険者に対して、本人からの申請ではなく、保険者が職権で資格証を交付することとされており、町の対応といたしましては、移行の際にトラブルなく医療が受けられるように、紙の保険証の使用期間が終了する前に、該当者を抽出して、資格確認書を手元に送付しなければならないと認識しております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

はい。マイナンバーカード取得していない人の把握っていうことも、結構大変な業務量になると思うんですけども、行政手続きのデジタル化を私は全否定しているわけではありませんし、むしろそれを行政にデジタル化を生かすことで、行政手続きの迅速化、あと簡便化が図られて、町民の選択肢を増やすっていうことは、私自身もデジタルよく使うのでとても助かりますし、職員さんの少ない人数で様々な業務をこなさなくてはならないっていう負担も軽減できるので、とてもいいことだと考えます。ですが、行政サービスにおいて、使いたい人が使えればいいって自己責任を持ち込むことは許されませんし、使えない人がいる、または使えない人が取り残されてしまうというのは、大変問題で私は賛同できません。そもそもマイナンバーカードは任意でっていうふうに法でも定められています。個人情報全て個人番号に紐づけして、何でもこれ1枚っていうことは、個人情報が守られるのか、または鋸南町も体験しましたが、大規模停電があった場合にはそういうのはどうなるのかなどの懸念があります。また国民皆保険ということで、現行の紙の保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化するっていうことは、カード取得の強制になっていると思います。答弁にもありましたけれども、カードを持たない人に資格確認書を発行するという話がありますが、今の紙の保険証とほとんど変わらない性質の上に、約240億円もの税金を使うというふうに報道されています。また行政だけではなくて、医療機関の負担も大きくなって、実際そのマイナポータルとか、そのマイナンバーカードを読み取る機械を導入するのに多額の費用がかかって、それに対応できないところは特例的に廃業するところと、あと高齢で対応できないってところは特例で置かなくてもいいってなってますけど、基本は義務づけなので、それで自分のかかりつけが廃業してしまったっていうことも、他の自治体ですけどありました。なのでそういう負担も大きいですし、現場や、あと住民は混乱して、国民皆保険制度そのものを揺るがすことだと考えます。繰り返しになりますけれども、行政サービスは多様なニーズに対応して、誰

のことも取り残さないっていうためのものとして、デジタルとアナログ両方必要だと考えます。議会としても、国に紙の保険証を廃止しないで欲しいという意見書を出す努力を私もしていきますが、行政としても、町から困る人がいるっていうことを、県や国に、あの声を上げてほしいと考えます。

続いて2件目の再質問をします。現在の町公式LINEの登録者数は何名でしょうか。またアンケート、登録した人は大体アンケート答えるようになっていていると思うんですが、そのうち町民の方の割合っていうものはどのぐらいなのでしょう。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

現在の町公式LINEの登録者数でございますが、9月4日現在、1466人です。また議員おっしゃるようにアンケートに回答しませんが、町内外の区別ができませんが、回答していただいた方の町民の方の割合ですけれども、81.8パーセントとなっております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

町防災行政メールの登録者数は何名になるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

9月4日現在、1452人でございます。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

LINEよりも若干メールの方が少ないということは、どうしてなのかっていうのは、町の方は把握してますか、何か掴んでますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

これにつきましては個人の自由だと思っておりますので、そのあたりは町としては、その理由につきましてはちょっとわかりません。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

私の勝手なあれは、LINEは結構使っている人が高齢の方でも多いけども、やっぱメ

ールアドレスを持ってそれを使っている人って最近あんまり少ないからかなって、私はあの、これを見たとき思ったんですけども、エックスとかインスタグラムのフォロワーってというのはどのぐらいでしょうか。またF a c e b o o kはお友達っていうのになると思うんですけど、その状況はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

エックスにつきましては9月5日現在、792人。Instagramは9月5日現在、1351人のフォロワーがおります。またF a c e b o o kでございますけども、9月5日現在、3459人となっております。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

一番F a c e b o o kが長くやっているから、浸透されてるのかなとも思うんですけども、もうちょっとエックス、元ツイッターのエックスが増えるといいなと思っています。町民対象のスマホ、スマートフォンの講習会を以前やってくれて言うてすぐに開催してもらったり、その後は携帯会社の方が定期的にやっているっていうのを町報のお知らせ版などで見るんですが、そのスマホの講習会はどのぐらいの頻度でどのように行われていますか。また、参加者は何名ぐらいで、どのような年代の方が参加されているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

頻度についてですけれども、年間2クールと3クール程度で行っております。1クールあたりですね、入門編で3回、基礎編で3回、応用編で2回の、1クールあたり全8回の講座となっております。どのように行われているかというご質問ですけれども、対象についてはガラケー、いわゆるガラケーからスマートフォンに買い替えた方を対象とし、参加費用については無料でございます。1時間、時間的には大体1時間ですね。講師といたしましてはドコモショップの館山店の職員さんが来ていただいております。応募方法については町報で掲載して、応募募集をしております。年代の方ですけれども、年代としては60歳以上の方が主に来てくださっております。参加人数につきましては、令和3年2クール行っております、1クール当たり大体10名ですので、延べ20名、令和4年度については3クール実施させていただきましたので、延べ30名、令和5年度については想定もございまして、2クール実施する予定です。1クール終了いたしました、年度末で合計20名となる予定でございます。以上です。

**○6番（笹生あすか）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

はい。私が把握していた以上に結構回数がやられてて、人数も結構参加されてるってことでとても有意義だなと思います。災害情報などを発信していた自治体において、最初の質問要旨でも言いましたけれども、6月頃から旧ツイッター、エックスのAPI仕様変更によって情報発信できないっていう課題が生じていることが報道されました。8月15日にそのエックス社のビジネスジャパンというアカウントにおいて、政府公的機関からの重要な防災災害情報に関しては、APIの無償利用が可能との告知がされています。APIで紐付けして、一度投稿すれば同じものが投稿できるっていう内容なんです。利用を希望する公的サービス提供者は、このアカウントにダイレクトメッセージで連絡するようにと呼びかけていますが、町は申し込みをしたのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

防災行政無線からですね、エックスに自動で情報発信することにつきましては、APIを経由するために、現在保守委託業者と申し込みにつきまして検討しております。これ、当町の防災行政無線の親卓のメーカーによりましては、その技術的に多少難しい部分があるようございますので、この辺は慎重にですね、対応していきたいと思っております。また、メールソフトからですね、直接エックスに情報発信はできるようになっておりますので、それらを活用していきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

有事の際は電波も電力も限られているでしょうし、人員も限られているので、なるべく少ない手間で有益な情報を流せるようにしなくてはいけないと思うので、大変ですけれども、協力しますので、またいろいろやっていけたらと思います。情報の周知、拡散の協力は今も言いましたけど引き続き行っていきますけれども、他の自治体での例というものを、参考になる事例もたくさんあります。なので町としても、情報発信伝達についての研究をしていただきたいと思います。以上で質問は終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分。失礼しました。ちょっと業務がありますので10時55分をお願いいたします。

………… 休憩・ 午前 10 時 42 分 ………

………… 再開・ 午前 10 時 55 分 ………

## ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 2、議案第 1 号、鋸南地区環境衛生組合の共同処理する事務の変更及び鋸南地区環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。はい、総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

### ○総務企画課長（石井肇）

議案第 1 号、鋸南地区環境衛生組合の共同処理する事務の変更及び鋸南地区環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明申し上げます。本件につきましては、鋸南地区環境衛生組合が共同処理する事務のうち、し尿処理については、南房総市が令和 6 年 1 月 1 日から新たなし尿処理施設の供用を開始いたします。そのため、組合のし尿処理施設を廃止し、し尿処理に係る一部の事務につきまして、鋸南町が南房総市に業務を委託することから、鋸南地区環境衛生組合同規約の一部を改正するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。組合の共同処理する事務の規定といたしまして、第 3 条第 1 項第 1 号中、し尿に係る部分を除くを加え、第 2 号中に、し尿を除くを加えるものでございます。なおこの規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言なし〕

### ○議長（青木悦子）

はい、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論ありますか。

〔発言なし〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

**○議長（青木悦子）**

はい、挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第3、議案第2号、南房総市と鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

議案第2号、南房総市と鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第252条の14、第1項の規定により、南房総市と協議するに当たり、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

南房総市と鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する規約をご覧ください。規約の内容でございますが、主な部分をご説明申し上げます。

第1条では、委託事務の範囲として、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理および執行を、南房総市に委託して行うことを規定しております。

第2条は、管理及び執行の方法について、南房総市の条例等により定めることの規定でございます。

第3条は、経費の負担について、鋸南町が委託する事務の管理及び執行に要する費用は、執行に要する経費は、鋸南町の負担とすることの規定でございます。

第5条は、収入の帰属として、委託事務の管理及び執行に係る収入については、南房総市の収入とすることの規定でございます。

第8条は、条例等制定改廃の場合の措置として、委託事務の管理及び執行について適用される南房総市の条例等を制定し、または改正、廃止をしようとする場合においては、あらかじめ鋸南町長に通知しなければならないことの規定でございます。

1枚めくっていただきまして、第10条は、この規約に定めるものの他、委託事務に関して必要な事項は、南房総市長および鋸南町長が協議して定めることの規定でございます。

最後に、附則でございますが、当該規約は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

**○議長（青木悦子）**

はい、挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第4、議案第3号、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

議案第3号、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

令和4年度鋸南町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。表の右端最上段になりますが、当年度末、令和4年度末の未処分利益剰余金は4億3894万7419円で、そのうちの1億2470万1160円を、議会の議決を得て、処分しようとするものであります。その内訳は、まず、減債積立金の積み立てに5千万円。建設改良積立金の積み立てに3千万円。資本金4470万1160円を組み入れようとするものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。



お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第3号、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

### ◎議案第4号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第5、議案第4号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてを議題いたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

はい、総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

#### ○総務企画課長（石井肇）

議案第4号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3844万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億30万9千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。初めに人件費であります。当初予算で見込んでおりました職員数や育児休暇、退職者等に異動がありましたので、各費目において補正するものであります。人件費全体では2997万2千円の減額補正をさせていただきます。詳細につきましては給与費明細書にてご説明いたします。19ページをお願いいたします。特別職に関する明細書となりますが、表の下段、一番下ですね、比較の区分のうち長等でございますが、右端の合計欄5万4千円の増であります。特別職3名の共済費負担率の増によるものでございます。

次に20ページ下から2行目、ア、会計年度任用職員以外の職員をお願いいたします。比較の欄、給料1824万8千円。職員手当636万1千円。共済費570万5千円の減額となりまして、合計で3031万4千円の減額となります。減額理由につきましては、職員数および育児休暇、退職者数等の異動を反映したものでございます。

次に21ページをお願いいたします。上段、イ、会計年度任用職員の表、比較の欄でございますが、職員手当28万8千円は、職員の勤務状況を反映した期末手当の増額分であります。

お戻りいただきまして11ページをお願いいたします。2款総務費、1項3目財産管理費、12節委託料79万2千円は、設置から11年を経過し、部品交換や負荷試験などのメーカーによるメンテナンスが必要であることから、計上するものでございます。非常用発電機点検委託でございます。それから14節、工事請負費395万円のうち、街灯設置工事120万円は、保健福祉総合センターすこやか敷地に隣接する道の駅保田小学校の臨時駐車場へ、防犯および事故防止の観点から、LED投光器2台を設置するものでございます。また、その下、旧佐久間小学校体育館屋根修繕工事275万円は、老朽化による雨漏りがあることから、屋根スレート交換と、玄関屋根の鋼板ふき替えを行うものでございます。

次に13ページをお願いいたします。一番上です。3款民生費、1項5目介護保険費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金2028万2千円は、低所得の方の保険料軽減分につきまして、第1段階から第3段階まで、1329人分を見込み、町負担4分の1に加え、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1を合わせて、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。2項4目、学童保育費、17節、エアコン11万5千円は、学童保育所内1教室について、快適な環境を確保するため、8畳用エアコン1台を設置し、設置するものでございます。

次に14ページをお願いいたします。4款衛生費、1項4目保健福祉センター費、10節修繕料52万7千円は、保健福祉総合センターの合併浄化槽埋設ばっ気配管の不具合により、浄化機能が不良なため、配管修繕を行うものでございます。

次に、一番下です。6款商工費、1項4目、道の駅推進事業費、12節、観光物産センター改修設計業務委託560万円は、建築から38年を経過し、老朽化した物産センターのイメージアップを図るため、前面の意匠を中心に改修する設計委託料を計上するものでございます。

次に15ページをお願いいたします。中段です。8款消防費、1項1目、非常備消防費、10節、消耗品費31万円は、団員6人分の活動服や装備品など一式の購入費予算が不足したため計上するものでございます。2目消防施設費、18節消火栓改修事業負担金93万5千円は、岩井袋野球場付近の町道にあります。地下式消火栓が漏水していたため、消火栓更新費用61万6千円と、消防水利確保のため、大崩湯沢トンネル地先の空気弁を消火栓兼用に交換する費用31万9千円で、合わせて水道事業会計に支出するものでございます。

続きまして16ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、7節報償費9万9千円は、鋸南小学校開校10周年記念事業に係る記念品代を計上するものでございます。またすぐ下10節、修繕料131万6千円は、校舎内の消防設備修繕23万8千円と、老朽化に伴う校庭東側ブロック21.6メートルの解体、積み直し費用107万8千円を計上するものでございます。

次に3項中学校費、1目学校管理費、10節修繕料50万9千円は、校舎内の消防設備修繕20万6千円と、浄化槽放流ポンプ等取り替え費用30万3千円を計上するものでございます。

次に17ページをお願いいたします。5項2目公民館費、10節修繕料27万2千円は、老朽化により家用発電機2台分の起動用バッテリー交換費用でございます。次に7項1目学校給食センター費、10節修繕料36万3千円は、給食センターの雨樋6メートル破損による修繕料です。次に17節移動台車52万5千円は、調理作業時に使用する移動用台車3台を老朽化により更新するものでございます。

一番下、12款諸支出金、1項1目財政調整基金費、24節財政調整基金積立金1億3181万円は、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして歳入でございますが、9ページをお願いいたします。11款地方交付税、1項1目1節地方交付税1億753万7千円は、普通交付税決定によりまして、既決予算との差額を増額補正するものでございます。決定額は20億3753万7千円となりました。

次に15款国庫支出金、1項1目、民生費国庫負担金1013万9千円及び16款県支出金、1項1目、民生費負担金506万9千円は、低所得者介護保険料軽減負担金で、負担割合は国2分の1、県4分の1であります。戻りまして15款国庫支出金、2項5目総務費国庫補助金、過疎地域持続的発展支援交付金1205万3千円は、AIオンデマンド公共交通実証運行事業が交付金事業として採択されましたので、計上するものでございます。負担割合は事業費から料金収入を除く全額が交付されます。

次に17款財産収入、2項1目土地売払収入、1節、町有地売払収入80万3千円は、保田208番地の普通財産105.78平方メートルにつきまして、鋸南地区環境衛生組合から事業用土地を購入する際の交換用地として取得したい旨の申請がありましたので、不動産鑑定評価により、80万4千円で売り払うため計上するものでございます。既決予算との差額を計上するものでございます。

次に18款寄附金、1項3目企業版ふるさと納税寄附金100万円は、東京都江戸川区で輸入業を営む株式会社ビッグヒットから寄付されたもので、総合戦略に掲げました四つの寄付対象事業の中から、寄付者の意向に基づき、情報発信事業に充当いたしました。

次に10ページをお願いいたします。19款繰入金、1項1目特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金1312万9千円は、介護保険特別会計の令和4年度決算が確定したことにより、一般会計繰出金の精算額を繰り入れるものでございます。

次に2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億7991万円の減額は、普通交付税と繰越金の増額計上などによりまして、本補正予算における剰余金で、既決予算の繰り入れを減額するものでございます。この歳入補正と歳出予算における基金積み立てによりまして、補正後の基金残高は20億2104万6千円となる見込みでございます。

次に20款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金1億6362万1千円は、令和4年度繰越金が確定したことによりまして、既決予算との差額を増額補正するものでございます。

次に一番下、22款町債、1項1目臨時財政対策債459万4千円は、発行可能額が1459万4千円に確定したことによりまして、既決予算との差額を増額補正するものでございます。

戻りまして5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございますが、追加といたしまして、学童保育所運営業務および幼稚園一時預かり保育所運営業務につきまして、令和6年度から令和8年度までの3年間、民間委託するための限度額設定を、記載の通りお願いするものであります。

次に6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、説明いたしました地方債の歳入補正に伴い変更を行うものでございます。

次に18ページをお願いいたします。地方債の現在高の見込みに関する調書となります。表の右下、本補正後の年度末の残高は49億9605万8千円となる見込みでございます。

19ページ以降は、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第4号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）についての説明は終了しました。

### ◎議案第5号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第6、議案第5号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

#### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第5号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ7434万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3332万8千円にしようとするものでございます。今回の補正は、主に介護保険料の第1号被保険者に関わる第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得者の方の保険料の軽減の措置を講じるものと、令和4年度の決算により、国庫支出金、県支出金等の精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは歳入からご説明させていただきます。6ページをお願いいたします。第1款保険料、第1項、第1目、第1号被保険者保険料2028万1千円の減額ですが、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、各段階において軽減される保険料額に、段階ごとの被保険者見込み数を乗じた額の総額を計上いたしました。

第4款、支払基金交付金、第1項第1目、介護給付費交付金は、前年度交付金の精算額

61万5千円を、過年度分として計上いたしました。

第6款繰入金、第1項、第5目低所得者保険料軽減繰入金2028万1千円は、一般会計における繰出額を計上いたしました。

第7款繰越金、第1項第1目、前年度繰越金の7373万1千円につきましては、前年度からの繰越額を計上させていただきました。

7ページをお願いいたします。歳出でございますが、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費から、9ページの第6項、特定入所者介護予防サービス費までの各費目につきましては、歳入における介護保険料、支払基金交付金および一般会計繰入金等の補正に伴い、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

第4款基金積立金、第1項第1目基金積立金1838万9千円の増額は、前年度繰越額から第5款諸支出金における償還金及び繰出金を差し引いた残金を、介護給付費準備基金へ積み立てしようとするものでございます。今補正後の基金残高は3211万円となる見込みでございます。

10ページをお願いいたします。第5款諸支出金、第1項、第3目償還金4282万8千円ですが、前年度の介護給付費等の確定により、補助金等の精算を行い、償還が生じたもので、内訳といたしまして、国へ3845万円、県へ356万2千円、支払基金へ81万6千円の償還をするものでございます。

第2項第1目、一般会計繰出金1312万9千円でございますが、第1項同様、前年度の介護給付費等の確定により、一般会計からの繰入金の精算を行い、償還が生じたので、一般会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第5号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

### ◎議案第6号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第7、議案第6号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。はい、保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本 幸弘 登壇〕

#### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第6号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。2ページをお開き願います。実施計画に基づき、ご説明申し上げます。

初めに中段の資本的収入でございますが、第1款資本的収入、第1項第1目、企業債1240万円の増額補正は、支出における病院設備改修事業費の財源を、企業債の借り入れ

で賄おうとするものでございます。また、企業債の借り入れに伴い、1ページの第3条において、起債の限度額の改正をさせていただいております。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目、有形固定資産購入費1240万円の増額補正は、今年度実施を予定している空調設備改修工事について、精査により追加した厨房棟を含めた工事設計金額の確定による増により、お願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和5年度末における資金残高は、下段の1512万2千円と見込んでおります。4ページから6ページは、令和4年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、7ページ8ページは、令和5年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第6号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

### ◎議案第7号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第8、議案第7号、令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。建設水道課長。

[建設水道課長 齋藤正樹 登壇]

#### ○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第7号、令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号について、ご説明いたします。今補正予算は、消火栓工事等による受託工事収益、水道加入者分担金、東京電力の原発事故損害賠償金の確定等による収入の増額。また、受託工事費、会計システム保守および料金システム改修、貯蔵品整理等のための支出の増額をお願いするものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。実施計画により説明いたします。収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款、水道事業収益を279万9千円増額し、4億9249万5千円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1項営業収益、2目受託工事収益では、岩井袋地区消火栓改修及び湯沢トンネル内の水道本管に設置された空気弁を消火活動にも対応できる、消火栓口金内蔵型に改良する工事負担分として107万8千円の増額。2項営業外収益、2目分担金では、水道加入者分担金の実績に基づく171万6千円の増額。6目雑収益では、放射性物質の水質検査に係る東京電力からの原発事故損害賠償金の確定により、14万8千円の増額をお願いするものでござい

ます。

その下、支出におきまして、1款水道事業費を73万8千円増額し、4億7785万3千円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1項営業費用、3目受託工事費では、消火栓口金付空気弁改良工事により21万5千円の増額。4目、総係費では、ISDN回線の廃止に伴い、会計システム等の保守作業に必要な通信環境の確保と、末端給水事業体の統合に向けて、現在の毎月検針・請求から、他の自治体同様に2ヶ月ごとの隔月検針・請求へ移行した際の、料金システムの改修検証として32万5千円の増額、6目資産減耗費では、末端給水事業体の統合に向けて、現在保有している維持管理用の材料等貯蔵品のうちで、旧型品や、使用できない資産を廃棄する費用として19万8千円の増額をお願いするものです。

その下、資本的収入及び支出におきましては、補正予算をお願いする項目はございません。

3ページをお願いいたします。令和5年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和5年度末における資金残高は、4億4391万5千円となる見込みでございます。4ページは、令和4年度鋸南町水道事業予定損益計算書、5ページから7ページは、令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表、8ページから10ページは、令和5年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第7号、令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についての説明は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時30分といたします。

…………… 休憩・ 午前11時35分 ……………  
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

#### ◎議案第8号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

会議を再開いたします。

日程第9、議案第8号、令和4年度決算認定について。

1、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4、令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

会計管理者から、令和4年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。  
はい、会計管理者。

[会計管理者 笹生いつ子 登壇]

## ○会計管理者（笹生いつ子）

議案第8号、令和4年度決算認定について説明をいたします。

初めに、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額は54億8723万3833円となり、前年度比では2億5087万6807円、4.79パーセントの増となりました。歳出は、歳出総額は51億5247万9505円。前年度と比較しまして、3億2293万7662円、6.69パーセントの増となりました。

歳入歳出差引額は3億3475万4328円となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費繰越額が7113万2442円ございますので、実質収支額は2億6362万1886円となりました。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

第1款町税につきましては、収入済額は7億5922万2810円でした。歳入総額の13.8パーセントを占めるものでございます。前年度比で3440万4402円、4.75ポイントの増となりました。徴収率は97.87パーセント、前年度比で0.9パーセント、徴収率の増となりました。不納欠損額は30名、148万343円の不納欠損処分をいたしました。町税の収入未済額は1502万36円です。内訳は、現年度分513万2519円、過年度分988万7517円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、収入済額3615万4千円、前年度比で15万2千円、0.74パーセントの増となりました。

第3款利子割交付金は、収入済額43万9千円。前年度比でマイナス2万8千円、6パーセントの減となりました。

第4款配当割交付金は、収入済額444万9千円、前年度比でマイナス36万6千円、7.6パーセントの減となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額355万1千円、前年度比でマイナス250万6千円、41.37パーセントの減となりました。

第6款法人事業税交付金は、収入済額1012万円。前年度比で379万4千円、59.97パーセントの増となりました。

第7款地方消費税交付金は、収入済額1億6690万9千円。前年度比でマイナス656万3千円、3.78パーセントの減となりました。

第8款自動車取得税交付金、収入済額11万7377円となりました。

第9款環境性能割交付金は、収入済額529万9千円。前年度比では84万5196円、18.98パーセントの増となりました。

第10款地方特例交付金は、収入済額362万8千円。前年度比でマイナス1841万2千円、83.54パーセントの減となりました。減となりました主な要因は、令和3年度に創設されました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が減とな



ったものでございます。

3ページ、4ページをお開き願います。

第11款地方交付税は、収入総額の40.49パーセントを占めるものでございます。収入済額は22億2205万4千円。前年度比でマイナスの7408万4千円、3.23パーセントの減となりました。減となりました主な要因は、普通交付税においては、基礎数値となる国勢調査人口等の減と、町税の増加によるもの。特別交付税においては前年度措置の地域防災計画策定業務が終了したためとなります。

第12款交通安全対策特別交付金は、収入済額71万2千円。前年度比でマイナス9万3千円、11.55パーセントの減となりました。

第13款分担金及び負担金は、収入済額2007万568円。前年度比でマイナス339万2581円、14.46パーセントの減となりました。

第14款使用料および手数料は、収入済額5489万931円。前年度比でマイナスの693万5883円、11.22パーセントの減となりました。民生の手数料、訪問看護事業報酬の減が主な要因となります。

第15款国庫支出金につきましては、収入済額5億6578万2866円。前年度比でマイナス5885万714円、9.42パーセントの減となりました。

第16款県支出金につきましては、収入済額2億2049万2085円。前年度比でマイナス5591万4168円、20.23パーセントの減となりました。被災住宅緊急支援事業補助金の減が主な要因です。

第17款財産収入は、収入済額462万9195円。前年度比でマイナス6万3928円。1.36パーセントの減となりました。

第18款寄附金は、収入済額2336万6056円。前年度比で527万4456円、29.15パーセントの増となりました。豊かなまちづくり寄付金が600万円ほど増となっております。

第19款繰入金は、収入済額2916万989円。前年度比で286万8753円、10.91パーセントの増となりました。財政調整基金の取り崩しは行いませんでした。

第20款繰越金、収入済額4億681万5183円。前年度比で5452万4109円、15.48パーセントの増となりました。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

第21款諸収入は、収入済額1億3020万5773円。前年度比でマイナスの2383万9179円、15.48パーセントの減となりました。減となりました主な要因ですが、建物災害共済保険金などが減となったことによるものでございます。

第22款町債の収入済額は8億1916万5千円。都市交流施設周辺整備事業債、し尿処理施設整備事業債、防災行政無線維持管理事業債の増により、前年度比で3億9994万5千円、95.4パーセントの増となっております。

歳入合計は、予算現額57億6812万5258円に対しまして、収入済額54億8723万3833円となり、予算額に対する収入率は95.13パーセントとなりました。次に歳出についてご説明いたします。7ページ、8ページをお開き願います。

第1款議会費は、予算現額6191万7千円に対しまして、支出済額は6111万5329円。前年度比で125万878円、2.09パーセントの増となりました。

第2款総務費は、予算現額17億2016万9500円に対しまして、支出済額は13億2326万3906円。前年度比で4億1137万3757円、45.11パーセントの増となりました。繰越明許費は、都市交流施設周辺整備事業等3事業で、3億5358万3442円を繰り越しております。

民生費です。第3款民生費ですが、予算現額12億5542万2358円に対しまして、支出済額は11億9771万3411円、前年度比でマイナス1億4111万7459円、10.54パーセントの減となりました。子育て世帯への臨時特別給付金、住宅応急修理補助金などの減が主な要因です。

第4款衛生費は、予算現額5億7550万2千円に対しまして、支出済額は5億4268万1514円。前年度比で2283万2187円、4.39パーセントの増となりました。増となりました主な要因は、一般廃棄物処理施設整備事業負担金、新型コロナ対策として実施いたしました水道基本料金の減免のため、水道会計補助金の増によるものでございます。繰越明許費は、新型コロナワクチン接種対策事業、出産子育て応援給付事業2事業で2051万9千円となりました。

第5款農林水産業費は、予算現額1億5482万3千円に対し、支出済額は1億4695万605円。前年度比でマイナス2699万2164円、15.52パーセントの減となりました。令和3年度実施の被災農業者支援型強い農業担い手作り総合支援交付金の減が主な要因です。

第6款商工費は、予算現額2億4436万3千円に対しまして、支出済額は2億3547万7615円。前年度比で6508万5001円、38.20パーセントの増となりました。増となりました主な要因ですが、地域商品券の発行、中小企業等事業復活支援金の増によるものでございます。繰越の明許費は、地域の魅力情報発信動画作成事業で23万1千円を繰り越しております。

第7款土木費は、予算現額1億5150万3400円に対しまして、支出済額は1億1477万3175円。前年度比でマイナス2593万8156円、18.43パーセントの減となりました。繰越明許費では、道路長寿命化修繕事業など3事業、2805万4千円となりました。

第8款消防費は、予算現額1億6970万4千円に対しまして、支出済額は1億6696万8521円。前年度比で9655万2608円、137.12パーセントの増となっております。防災行政無線親卓設備更新工事を行いまして、増となったものでございます。

第9款教育費、予算現額6億715万円に対しまして、支出済額は5億4236万459円。前年度比で3801万5805円、7.54パーセントの増となりました。増となりました主な要因ですが、公民館空調設備の改修、社会教育バスの更新などが主な要因です。繰越明許費ですが、次の9ページ、10ページになります。海洋センタープール暖房設備改修に係るもので、2943万6千円を繰越しております。

第10款災害復旧費は、予算現額3万4千円に対しまして、支出済額は1万8630円。前年度比でマイナス2387万20円、99.92パーセントの大幅な減となっております。台風災害によりまして、公共土木災害復旧工事、農業用施設の災害復旧工事が減となったものが主な要因でございます。

第11款公債費は支出済額4億9971万284円。前年度比で1814万90円、3.77パーセントの増となりました。支出の内訳につきましては、町債の償還元金が4億8618万8799円。町債償還利子が1352万1485円でございます。

第12款諸支出金は支出済額3億2144万6056円。内訳といたしまして、基金ですが、財政調整基金に2億9570万5千円、中山間地域農村活性化対策基金に30万円、豊かなまちづくり基金に2097万1056円、森林環境譲与税基金に195万7千円、都市交流施設整備基金に251万3千円を積み立てたものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額57億6812万5258円に対しまして、支出済額51億5247万9505円で、執行率は89.33パーセントでした。翌年度繰越額は4億3182万3442円の10事業、不用額は1億8382万2311円で、予算現額に対しまして、不用額は3.19パーセントとなりました。歳入歳出差引額3億3475万4328円は、次年度へ繰り越しとなります。以上で、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。初めに、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額は11億1288万9634円。前年度と比較しまして、マイナス695万4270円、0.62パーセントの減となりました。歳出総額は、10億9018万8153円、前年度と比較しまして、マイナス1073万5732円、0.98パーセントの減となりました。歳入歳出差引額は2270万1481円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額1億9732万4552円に対しまして、収入済額は1億7497万1632円でした。前年度比で244万737円、1.41パーセントの増となりました。保険料の徴収率は88.67パーセントで、前年度比では1.44ポイントの増となりました。不納欠損額は16名、449万7400円の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は1785万5520円となっておりますが、現年度分保険料に係る還付未済額1万3千円がありますので、実質の収入未済額は1786万8520円でございます。

第3款県支出金は、予算現額8億8839万1千円に対しまして、収入済額は8億2815万9939円。前年度比で708万3109円、0.86パーセントの増となりました。

第5款繰入金は、収入済額9038万1750円で、前年度比でマイナスの2024万7765円、18.30パーセントの減となりました。一般会計繰入金、財政調整基金繰入金ともに減額となったことによるものでございます。

第6款繰越金は、収入済額1892万19円で、前年度比363万493円、23.74パーセントの増となりました。

第7款諸収入は、収入済額45万6294円で、前年度比で14万2894円の増となりました。

歳入合計は、予算現額11億6248万3千円に対しまして、収入済額は11億1288万9634円、予算現額に対する収入率は95.73パーセントとなりました。

3ページ、4ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

第1款の総務費は、予算現額1220万2千円に対しまして、支出済額は1113万7660円、前年度比で9万2964円、0.84パーセントの増となりました。

第2款保険給付費、支出済額は7億9749万9200円で、歳出総額の73.15パーセントを占めるものでございます。前年度比では、700万5411円、0.89パーセントの増となりました。

第3款国民健康保険事業費納付金は、歳出総額の22.05パーセントを占めるものでございます。支出済額は2億4035万2122円、前年度比でマイナス2167万2609円、8.27パーセントの減となりました。

第4款の共同事業費拠出金は、支出済額28円でした。

第5款保健事業費は支出済額2629万、すみません、2689万2419円。前年度比で210万1894円、8.48パーセントの増となりました。

第6款基金積立金は、支出済額950万円、前年度比で180万円の増となっております。

第7款諸支出金は、支出済額480万6724円。前年度比でマイナス6万3397円、1.30パーセントの減となりました。

歳出合計は、予算現額11億6248万3千円に対しまして、支出済額10億9018万8153円。予算執行率は93.78パーセントで、不用額は7229万4847円となりました。歳入歳出差引額2270万1481円は、翌年度へ繰り越しとなりました。以上で、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。初めに、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は1億5169万5028円で、前年度と比較いたしまして、917万3752円、6.44パーセントの増となりました。歳出総額は1億4922万6108円で、前年度と比較しまして、1060万1493円、7.65パーセントの増となりました。歳入歳出差引額は246万8920円で、実質収支額も同額となっております。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料は、歳入総額の70.93パーセントを占めるものでございます。調定額1億865万1400円に対しまして、収入済額1億759万8600円。徴収率は99.02パーセントでした。前年度比では788万7400円、7.91パーセントの増となりました。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は105万

9800円となっておりますが、現年度分保険料に係る還付未済額16万9700円がありますので、実質の収入未済額は122万9500円でございます。

第2款繰入金は、収入済額3719万999円、一般会計からの保険基盤安定繰入金は3494万5999円となりました。

第3款繰越金は、収入済額389万6661円、第4款諸収入、収入済額300万8768円、これは広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

歳入合計は予算現額1億5050万5千円に対しまして、収入済額は1億5169万5028円となりました。

3ページ、4ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。歳出の主なものにつきましては、第2款の後期高齢者医療広域連合への納付金です。支出済額は1億4329万円で、歳出総額の96.02パーセントを占めるものでございます。前年度比で966万7千円、7.23パーセントの増となりました。

第3款保険事業費は、支出済額224万7341円で、主なものは、検診事業委託となっております。

第4款諸支出金は、支出済額173万8378円で、主なものにつきましては、保険料の還付金、一般会計の繰出金となっております。

歳出合計では、支出済額1億4922万6108円となり、予算執行率は99.15パーセントで、不用額は127万8892円となりました。歳入歳出差引額の246万8920円は翌年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和4年度の鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたしますので、初めに、実質収支に係る調書をご覧ください。

歳入総額は15億193万8330円で、前年度と比較しまして1693万8628円、1.14パーセントの増となりました。

歳出総額は14億2820万6926円で、前年度と比較いたしまして、マイナス1140万4496円、0.79パーセントの減となりました。歳入歳出差引額は7373万1404円でした。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入の第1款保険料の調定額は、2億7074万9200円、収入済額は2億6734万9800円で、前年度比でマイナス313万6200円、1.16パーセントの減でした。徴収率は98.74パーセントで、前年度比で徴収率0.18ポイントの増となりました。不納欠損額は32万7300円、5名の方の不能欠損処分をいたしております。収入未済額は307万2100円となっておりますが、現年度分保険料に係る還付未済額52万8600円がありますので、実質の収入未済額は360万700円でございます。

第3款国庫支出金は、収入済額4億59万6767円、前年度比で694万6190円、1.76パーセントの増でした。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億6677万7012円。前年度比でマイナスの562万988円、1.51パーセントの減となりました。

第5款県支出金は、収入済額2億781万8642円。前年度比でマイナス2411万6922円、10.4パーセントの減となりました。

第6款繰入金は、収入済額2億1399万7千円。

第7款繰越金は、収入済額4538万8280円となり、歳入合計は、予算現額15億1152万4千円に対しまして、収入済額は15億193万8330円となりました。

歳出について説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。歳出の主なものでございますが、第2款の保険給付費で、歳出総額の93.1パーセントを占めるものでございます。支出済額は13億2982万1460円で、前年度比でマイナスの2915万6363円、2.15パーセントの減となっております。介護サービス等諸費などの減によるものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額3458万6255円で、前年度比で1125万614円、48.21パーセントの増となりました。これは償還金の増によるものでございます。

第6款地域支援事業は、支出済額4080万15円。前年度比でマイナス703万3905円、14.7パーセントの減となりました。

歳出合計は、予算現額15億1152万4千円に対しまして、支出済額は14億2820万6926円で、予算執行率は94.49パーセント、不用額は8331万7074円でした。歳入歳出差引額は7373万1404円となり、次年度へ繰り越しとなります。

以上雑駁ではございますが、令和4年度決算についての説明を終わります。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

## ◎議案第8号の監査報告

### ○議長（青木悦子）

ただいま説明のありました令和4年度決算につきましては、去る8月4日、監査委員による審査がなされておりますので、増田光俊代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

### ○代表監査委員（増田光俊）

議長。

### ○議長（青木悦子）

はい、増田監査委員。

〔代表監査委員 増田光俊 登壇〕

### ○代表監査委員（増田光俊）

令和5年8月4日に実施した、令和4年度鋸南町歳入歳出決算審査の結果についてご報告いたします。なお、1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施

内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、5、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その係数は、関係帳票及び証書類と照合した結果、適正に表示されている。また、予算の執行および関連する事務の処理についても、適正に行われているものと認める。なお、各会計についての意見は以下の通り。

1、一般会計について。歳入総額5億8723万4千円。歳出総額5億5248万円で、歳入歳出とも2億円以上の増となっており、コロナ禍前の予算規模に比べると、なお多大な財政規模といえるが、令和3年度から引き続きとなる、新型コロナウイルス感染症対策費に加え、都市交流施設周辺整備工事、防災行政無線親卓設備更新工事、中央公民館改修工事など、将来に向けた施設等整備改修事業を実施したことによるものである。

実質収支額は2億6362万2千円で、前年度比2935万3千円の増となり、財政調整基金の積立額も2億9570万5千円である。今後も引き続き、適正かつ効果的な財政運営に努められたい。

歳入面では、主たる自主財源である町税は、7億5922万3千円で、前年度と比較しても3440万4千円と大幅な増となったが、令和元年台風で被災した被害家屋に対する固定資産税の損耗減点が大幅に減少したもので、概ね本来に復したものと解される。

コロナ禍による影響で、収納対策が難しい状況下、現年度分の徴収率は99.29パーセントと、前年度を上回る徴収率となった。一方、滞納繰越分の徴収率は43.70パーセントと、前年度に比べて3パーセント以上減少したが、前々年度までの25パーセント台と比すれば、大幅に改善していることが認められる。未納滞納の解消は、課税の公平性及び公正性の観点から最も重要な事項であり、引き続き厳密な収納対策を心がけ、未納滞納額の更なる減少に努力されたい。事務処理及び財産の管理については、適正に処理されていると認める。例月出納検査において、歳入歳出が法令等に沿って適正に行われているか、関係書類の検査を行っており、不適切なものについてはその都度修正改善を求めており、それらについて、即応している結果であると考えます。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類されたことで、社会経済活動はコロナ禍前に戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染者は増加しています。難しい状況下における行財政運営となりますが、町民の健康と社会経済の両立に向けて、引き続き尽力していただきたい。

2、国民健康保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

3、後期高齢者医療特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

4、介護保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

令和5年8月14日、鋸南町長、白石治和様。鋸南町監査委員、増田光俊、鋸南町監査委員、柴本健二。以上でございます。

## ◎議案第8号の決算審査特別委員会への付託

### ○議長（青木悦子）

会計管理者からの説明、並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第8号、令和4年度決算認定について、1. 令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2. 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3. 令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算、以上については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「令和4年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」に付託の上、審査することに決定いたしました。

## ◎議案第9号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第10、議案第9号、令和4年度決算認定にについて、1. 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2. 令和4年度鋸南町水道事業会計決算を議題と致します。

初めに、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第9号、令和4年度決算認定について。令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算についてご説明申し上げます。令和4年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と、医業外収益における他会計補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。また、費用につきましては、医業費用における減価償却費、指定管理者交付金及び資産減耗費、医業外費用においては、企業債の支払利息が主なものでございます。

それでは決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入でございますが、第1款病院事業収益において、予算額3547万1千円に対し、決算額3558万6017円でありました。決算額の内訳でございますが、第



1 項医業収益では 2 1 4 万 5 千円。第 2 項医業外収益では 3 3 4 4 万 1 0 1 7 円となりました。支出におきましては、第 1 款病院事業費用で、予算額 6 1 6 9 万 7 千円に対し、決算額は 6 0 6 5 万 3 9 6 5 円でありました。決算額の内訳ですが、第 1 項医業費用では 5 8 9 7 万 8 7 4 4 円。第 2 項医業外費用では 1 6 7 万 5 2 2 1 円となりました。

2 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、第 1 款資本的収入では、予算額 1 1 6 2 万 9 千円に対し、決算額も同額の 1 1 6 2 万 9 千円でありました。第 1 項出資金は、出資金 7 6 2 万 9 千円は、企業債の元金償還額の財源として、一般会計から出資を受けた額でございます。第 2 項企業債の決算額 4 0 0 万円は、空調機器改修工事設計業務委託費と眼底カメラ購入に関わる借入金でございます。

支出でございますが、第 1 款資本的支出の予算額 1 1 6 2 万 9 千円に対し、決算額は 1 1 6 2 万 8 3 4 5 円でありました。第 1 項企業債償還金 7 5 3 万 6 3 4 5 円は、企業債元金の償還額でございます。第 2 項、建設改良費 4 0 9 万 2 千円は、空調機器改修工事設計業務委託費と眼底カメラ購入に関わる費用でございます。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

令和 4 年度における損益計算書、こちらは税抜きでございます。1、医業収益の 1 9 5 万円につきましては、診断書料等の文書料による収益でございます。2、医業費用でございますが、①の経費から④の資産減耗費まで合わせて 5 8 2 4 万 9 8 7 9 円となりました。指定管理者交付金につきましては、2 千万円を一般会計から当該会計を通じて、指定管理者である医療法人財団、鋸南きさらぎ会へ繰出したしました。この結果、医業収支におきましては、5 6 2 9 万 9 8 7 9 円が損失として生じました。3、医業外収益では、①の他会計負担金から④のその他、医業外収益まで、合計 3 3 3 5 万 1 0 8 円となりました。4、医業外費用については、支払利息及び企業債取り扱い諸費が 8 6 万 2 6 5 円となっております。結果的に令和 4 年度は 2 4 6 2 万 4 9 9 2 円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は 1 4 億 5 5 2 6 万 8 9 1 3 円となりました。

4 ページは、欠損金計算書でございます。資本に関わる資本金、資本剰余金、利益剰余金、それぞれについて、年度内の変動をお示しするものでございます。一番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受け入れにより、年度末残高は 1 7 億 9 7 3 万 9 0 5 3 円となりました。中央部分になりますが、資本剰余金については変動がなく、右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げました通り、令和 4 年度末の未処理欠損金は、1 4 億 5 5 2 6 万 8 9 1 3 円となり、令和 4 年度末の資本合計は 2 億 5 4 4 7 万 1 4 0 円となりました。

次に 5 ページをお願いいたします。欠損金処理計算書でございますが、4 ページの欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず、翌年度へ繰り越すものでございます。6 ページ及び 7 ページは、4 年度末の貸借対照表で資産負債及び資本の状況を表にしたものでございます。資産合計並びに負債資本合計は 3 億 3 6 6 7 万 4 6 1 7 円となりました。資産の部の 2、流動資産のうち、括弧 1 の現金預金ですが、年度末における現金保有額は 1 6 0 3 万 1 4 3 5 円となりました。8 ページ以降は決算書の添付書類

でありますので、後ほどご覧いたします。

以上で、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わります。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

次に令和4年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

### ○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第9号、令和4年度決算認定について。令和4年度鋸南町水道事業決算についてご説明いたします。決算書の10ページをお願いいたします。

1の水道事業の概況についてご説明いたします。給水状況につきましては、年間の給水量は105万6457立方メートルで、前年度比4.05パーセントの増となりました。また、南房総広域水道企業団からの受水量は40万3007立方メートルで、給水量全体の38.1パーセントとなりました。次に、建設工事ではありますが、配水施設改良事業として、岩井袋地区尾浦地先配水管、下佐久間地区電建地先配水管、浄水場送水管、鋸山ダム導水管、道の駅保田小学校内配水管の布設替え工事並びに佐久間ダム減圧弁の改修工事を実施いたしました。浄水施設改修事業では、令和3年度からの繰越工事でありました、田子第1加圧所、奥山第1加圧所の改修工事、令和4年度事業では、大崩第2、第4加圧所改修、鋸南町浄水場管理棟の外装改修工事を実施いたしました。

13ページをお願いいたします。3の業務の状況ではありますが、有収水量は67万4328立方メートルで、前年度比20.6パーセントの減となり、有収率は63.83パーセントで、前年度比19.8パーセントの減となりました。この要因については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、全ての水道加入者の月額基本料金を6ヶ月分免除したためであります。令和5年3月の給水人口は6951人。給水戸数は3456戸。給水栓数は5613栓。給水人口は、前年度比172人の減少となりました。

お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。括弧1、収益的収入及び支出の収入ではありますが、第1款水道事業収益は、予算額4億9399万2千円に対し、決算額は5億788万6302円となりました。内訳ではありますが、第1項営業収益は、2億1303万3342円で、前年度と比較して5575万1725円の減となりました。第2項営業外収益は、2億9485万2960円となり、主なものは、県補助金9653万5千円。一般会計補助金1億5099万1千円。長期前受金戻入3930万4179円であり、前年度と比較して5376万3985円の増となりました。この営業収益の減と、営業外収益の増につきましては、先ほど説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました、水道基本料金免除事業の影響によるものでございます。

次に支出につきまして、ご説明いたします。第1款水道事業費は、予算額4億7442万8千円に対し、決算額は4億4506万2376円となりました。不用額は2936万5624円ではありますが、主な要因としては、委託料、修繕費等の減によるものでござい

ます。支出の内訳であります。第1項営業費用は4億2981万3807円となり、主なものは、南房総広域水道企業団からの受水費の他、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等であります。第2項営業外費用は、1524万5535円となりました。内訳は、企業債利息、リース資産利息であります。第4項特別損失3034円は、過年度の水道料金、不納欠損分の消費税分でございます。

2ページをお願いいたします。括弧2、資本的収入及び支出の収入であります。第1款資本的収入は予算額1億2101万円に対し、決算額9791万円で、2310万円の減となりました。内訳は、建設改良事業実施に伴い、借り入れした企業債と、生活基盤施設耐震化等補助金でございます。減になりました要因は、令和4年度、同意済企業債の未発行分であります。

次に支出につきましてご説明いたします。第1款資本的支出は予算額2億9373万円に対し、決算額2億9044万4310円となりました。内訳であります。配水施設改良工事、浄水施設改修工事等による第1項建設改良費1億6184万7076円と、第2項企業債償還金1億2859万7234円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9253万4310円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しました。なお不足する額2310万円については、令和4年度同意済企業債の未発行分をもって、翌年度において措置するものとします。

次に3ページをお願いいたします。損益計算書で、消費税抜きでございます。1、営業収益は1億9392万3781円となりました。2、営業費用は、括弧1、原水及び浄水費から、括弧6、資産減耗費までで、4億1239万7291円となりまして、営業収支では2億1847万3510円の損失が生じました。3、営業外費用は、括弧1、受取利息から、括弧6、雑収益までで、2億9178万7442円となりました。4、営業外費用は2579万5329円となりまして、営業外収支では2億6599万2113円の利益がありました。当年度純利益は4751万8603円となりました。

次に4ページをお願いいたします。剰余金計算書であります。当年度純利益の4751万8603円を処理し、令和4年度末の資本合計は、16億240万7869円となりました。

5ページをお願いいたします。剰余金処分計算書につきましては、令和4年度末で処分後の未処分利益剰余金3億1424万6259円を、翌年度に繰り越すものでございます。

6ページから8ページは、令和4年度末の貸借対照表で、資産及び負債資本の状況を表したもので、資産合計及び負債資本合計は、それぞれ31億5831万4268円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

## ◎議案第9号の監査報告

### ○議長（青木悦子）

ただいま議題となっております病院事業会計及び水道事業会計の、令和4年度決算につきましては、去る7月24日に監査委員による審査がなされておりますので、増田光俊代表監査委員より、審査結果の報告を求めます。

〔代表監査委員 増田光俊 登壇〕

### ○代表監査委員（増田光俊）

はい、議長。

### ○議長（青木悦子）

増田監査委員。

### ○代表監査委員（増田光俊）

令和5年7月24日に実施した、令和4年度鋸南町公営企業会計決算の審査結果について報告いたします。なお、1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、5、審査の結果、審査に付された各会計の決算書および附属書類については、関係法令に準拠して作成されており、適正に表示されているものと認められ、財務処理においても適正に行われているものと認める。なお、各事業に対して、次のように意見を付する。

1、鋸南町鋸南病院事業会計について。鋸南病院事業会計決算は2462万5千円の当年度純損失となった。純損失の額が前年度に比べ25万3千円ほど減少したが、医業費用において、減価償却費、資産減耗費が3326万8千円計上されているものであり、特に指摘すべき事項はない。病院の運営は、指定管理により行っており、町の一般会計からは前年度と同様に、指定管理者交付金7千万円を支出予定であったが、上半期分を交付した後、きさらぎ会より1500万円が返還され、下半期については交付せず、年間で2千万円の交付にとどめることができた。新型コロナウイルスのワクチン接種等による診療報酬等が収益を押し上げた結果であると推定できるものであり、新型コロナウイルスが感染症5類に移行したことにより、継続的な収益確保には疑問を持たざるを得ない。運営面では、入院患者は減少したようだが、整形外科診療の開始もあり、外来患者数に増加が見られ、キャッシュフロー計算書によれば、91万円の現金預金の増加が認められる。今後も指定管理者と連絡協議を行い、人口減少やニーズの多様化等、社会状況の変化を考慮に入れ、中長期的視点から、需要に対する病院の適正規模や行う診療の内容など、指定管理の方法について、多様な角度からの更なる検討を行うとともに、指定管理者に対しても必要な助言や技術的指導等を積極的に実施されたい。鋸南病院は町民の健康福祉をつかさどる重要な施設であるので、鋸南町国民健康保険鋸南病院のあるべき姿の実現に向けて努力されたい。

2、水道事業会計について。収益的収入の営業収益は2億1303万3千円で、水道基本料金免除事業補助金を加算すると、2億6351万4千円となり、前年度の営業収益2億6878万5千円と比較して、497万1千円の減。率にして1.8パーセントの減となり、有収率も減免事業を加味しない場合、3.9パーセント減となった。収益的支出の営業費用は4億2981万4千円となり、前年度に比べ222万2千円、率にして0.52パーセントの増となった。世界情勢の影響を受けて、電気料金等が著しく上昇しており、動力費のみを取ってみても、208万5千円の増、率にして26.2パーセントの増となっている。損益計算書における経営成績の結果である当年度純利益は、4751万9千円で、前年度に比べ5万7千円減少したものの、当年度未処分利益剰余金は4億3894万7千円となり、効率的な経営であると認められる。また、固定資産の状況については、管理台帳が整理され、貯蔵品についても整理整頓がなされ、管理状況は良好であった。水道料金の徴収に関しては、現年分徴収率は98.8パーセントと、前年度から0.1パーセント下降しており、未収金の残高は254万7千円で13.8パーセントの減となっているが、基本料金免除により、調定額が抑制されたのが要因であり、引き続き徴収率の向上に努力されたい。水道事業は、安房地域で広域化の計画が進められており、老朽管の更新、各施設の耐震化など、水道事業の広域化に向けた整備等が必要である。これらの整備を、経理の動向を把握して計画的に進め、中長期的な視野に立った堅実な事業運営に努められたい。

令和5年8月8日、鋸南町長、白石治和様。鋸南町監査委員、増田光俊、鋸南町監査委員、柴本健二。

以上でございます。

## ◎議案第9号の決算審査特別委員会への付託

### ○議長（青木悦子）

担当課長からの説明、並びに監査委員からの審査結果について、報告が終わりました。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号、令和4年度決算認定について、1. 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2. 令和4年度鋸南町水道事業会計決算について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。よって、議案第9号、令和4年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願います。

………… 休憩・ 午後 2 時 5 1 分 ……………

………… 再開・ 午後 3 時 1 0 分 ……………

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に鈴木辰也議員、副委員長に笹生あすか議員が選任されました。

ここで暫時休憩します。そのままお待ちください。

………… 休憩・ 午後 3 時 1 0 分 ……………

………… 再開・ 午後 3 時 1 1 分 ……………

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。休会中の 9 月 1 1 日午前 1 0 時から、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定による水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定による、一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の決算認定及び、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定による、鋸南病院事業会計・水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、審査をお願い致します。

## ◎報告第 1 号の上程・説明

### ○議長（青木悦子）

日程第 1 1、報告第 1 号、令和 4 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

### ○総務企画課長（石井肇）

報告第 1 号、令和 4 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてご報告申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、去る 8 月 4 日、監査委員の審査をいただきましたので、ここにご報告申し上げます。表にお示ししました通り、健全化判断比率は四つの比率を算出いたしま

す。なお、表の右側の列には、法律等により定められた早期健全化基準を記載してごさいます。

初めに、①実質赤字比率は、令和4年度の一般会計歳入歳出決算の実質収支額が赤字ではないため、該当なしとなりました。次に②連結実質赤字比率は、令和4年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と、令和4年度病院事業会計及び水道事業会計の決算における資金不足、または剰余額の合計が赤字ではないため、該当なしとなりました。次に③実質公債費比率であります。標準財政規模に対する一般会計が負担した起債の償還元金及び利子並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合等の起債等の償還元金及び利子の合計額の比率は、過去3年間の平均で8.6パーセントであり、早期健全化基準の25.0パーセントを下回りました。最後に④将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を表すもので、標準財政規模に対する実質公債費比率の対象とされた、企業会計等を含めた将来負担の額の比率は10.1パーセントであり、早期健全化基準の350.0パーセントを下回りました。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についての報告を終わります。なお参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

#### ○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

### ◎報告第2号の上程・説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第12、報告第2号、令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてを議題といたします。保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

#### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

報告第2号、令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）をご報告致します。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である流動負債から、年度末の現金保有高等である流動資産を差引き計算し、流動負債が流動資産を上回る場合は差引額が資金不足額となります。令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計においては、流動負債よりも流動資産が上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率は該当しないこととなりました。以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づき監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

**◎報告第3号の上程・説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第13。報告第3号、令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）を議題と致します。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 齋藤正樹 登壇]

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

報告第3号、令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）をご報告いたします。

資金不足の算定につきましては、「流動負債」から「流動資産」を差し引いて計算いたしますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、令和4年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

**◎散会の宣言**

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日7日から14日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の9月15日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

…………… 散会・ 午後3時20分 ……………



令和5年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年9月15日 午後2時開議

- |      |       |  |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  |
| 日程第2 | 議案第4号 | 令和5年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第3 | 議案第5号 | 令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第5 | 議案第7号 | 令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第6 | 議案第8号 | 令和4年度決算認定について<br>1. 令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算<br>2. 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>3. 令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>4. 令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和4年度決算認定について<br>1. 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算<br>2. 令和4年度鋸南町水道事業会計決算  |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	東	愛乃	議員	2 番	篠宮	真樹	議員
3 番	中村	基	議員	4 番	柴本	健二	議員
5 番	秋山	柳三	議員	6 番	笹生	あすか	議員
7 番	早川	正也	議員	8 番	竹田	和明	議員
9 番	大塚	昇	議員	10 番	青木	悦子	議員
11 番	緒方	猛	議員	12 番	鈴木	辰也	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	石井	肇
税務住民課	長	対馬	尚子	保健福祉課長	寺本	幸弘
地域振興課	長	吉田	修一	教育課長	安田	隆博
建設水道課	長	齋藤	正樹	会計管理者	笹生	いつ子
総務管理室	長	今井	勝啓	監査委員	増田	光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局	長	加藤	芳博	書記	村上	真理
-----	---	----	----	----	----	----

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、こんにちは。  
暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構です。  
議員各位にはご苦労さまです。定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。  
ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1。議案第3号、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、鈴木辰也委員長。

鈴木辰也委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

#### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）

決算審査特別委員会に付託されました令和5年第5回定例会、議案第3号、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について報告いたします。

本特別委員会は9月11日午前10時から役場3階大会議室において開催いたしました。審査に当たり、委員から1件の質疑がありましたが、要約してご報告いたします。

資本金に組み入れた金額の根拠は何かとの質疑に対し、資本的支出が、資本的収入に不足する額の補填財源として充てた減債積立金及び建設改良積立金の合計です、との答弁がありました。この他、特段の質疑はなく、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決をしたところ、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決定い

たしました。

以上で、令和5年第5回定例会、議案第3号の未処分利益剰余金の処分について、決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

**○議長（青木悦子）**

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和4年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案の通り可決すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって質疑を省略することに決定いたしました。

直ちに討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第4号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2、議案第4号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○12番（鈴木辰也）**

議長。12番。

**○議長（青木悦子）**

12番、鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

14ページ、6款商工費、1項4目、道の駅推進事業費、12節委託料、物産センター

改修設計委託業務委託560万円。この業務委託はどのような業務委託をするのか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

はい。鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今回の道の駅の改修につきましては、町で想定しておりますのは、外側の部分と、屋根、あと駐車場との間にあるひさしをですね、新たにしたいと考えております。それは今のところ町が考えているものでございまして、事業者の選定につきましては、公募型のプロポーザル方式により実施していきたいと考えておりますので、事業者の方からですね、いろいろな提案が今後出てくると思います。その事業者からの提案をですね、参考に、より良い物産センターにしていくため、事業者を選定しまして、そのたたき台をもとに設計を進めていくというような考えでおります。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、12番、鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

物産センターの改修工事ということではありますが、プロポーザル形式で行うということで、道の駅きょなん全体ですね、案内所、資料館、公民館、トイレ等、全体のデザインというんですかね、イメージ、それを含めて、プロポーザル方式であれば、ぜひね、提案してもらおうようにしていただいて、物産センターだけきれいになってもですね、手前の案内所とのイメージの違いとか、そういうのは、この道の駅を今後どういうふうに町がしていくのか、そういったことを含めた、改修工事にしていただきたいと思うんですが、そういう点はいかがなんでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

はい。鈴木議員の質問にお答えいたします。鈴木議員がご指摘する通り、道の駅きょなんにつきましては、観光物産センターの他、歴史民俗資料館、中央公民館、情報センターヴィラ、観光トイレ、駐車場の施設で構成された道の駅でございますので、今回の観光物産センターの改修につきましても、他の施設と調和がとれて、一体的な施設になるような改修に取り組んでまいりたいと考えております。

**○12番（鈴木辰也）**

はい、議長。

**○議長（青木悦子）**

はい、12番、鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

全体的なイメージに合わせてってということもあるんですが、その道の駅全体の将来的な全体像というのもですね、合わせて提案してもらおうということは、この設計委託の中では、まあ建物の設計なんですけども、プロポーザル方式ということであれば、道の駅きよなんをこういうふうにしたら、この物産センターもいいし、他の施設もより良くなるんじゃないかというような提案をしてもらおうような、プロポーザル方式にしていきたいと思いますがどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（吉田修一）**

鈴木議員のご質問にお答えいたします。先ほどの答弁と重なる部分ございますが、公募式プロポーザル方式によりまして実施していきたいと考えておりますので、多くの設計事業者にご参加いただくことによりまして、観光物産センターの改修に限らず、道の駅きよなん全体への様々なご意見、ご提案があると思っておりますので、ご提案がございましたら、今後の道の駅の活性化に活かせるかどうか研究してまいりたいと考える次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい。これで鈴木議員の質疑を終わります。

他に質疑はございますか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

では、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第3、議案第5号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

議案第6号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第5、議案第7号、令和5年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第8号の委員長報告**

**○議長（青木悦子）**

日程第6、議案第8号、令和4年度決算認定について。

- 1、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題と致します。



本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、鈴木辰也委員長。

鈴木辰也委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）

決算審査特別委員会に付託されました、令和5年第5回定例会、議案第8号、令和4年度決算認定について。1、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4、令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算、以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

審査に当たり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して、課ごとにご報告いたします。

最初に、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告いたします。

総務企画課関係について。財産管理費について、光熱費が上がったというが、不用額が496万円ある。予想より高くなかったのか、あるいは使う量が減ったということかとの質疑に対し、契約を随時見直しておりますので、その結果と思われまます。また、年度途中から庁舎全体をLED化していますので、それも影響しているのではないかと考えていますとの答弁がありました。財産管理費について、工事請負費の不用額が2300万円と多額であるが、理由は何かとの質疑があり、令和3年度からの繰越分で、3年度の事業が4年度中に完了した執行残です。当年度分であれば減額補正しますが、繰越分は補正ができませんので、不用額となりましたとの答弁がありました。

豊かなまちづくり寄付金について、件数は前年比178件の増とのこと。返品品目を増やしていくということであったが、その内容は、との質疑に対し、新たに増えた品目は鰻などが人気になっております。返礼品目については、令和4年度末で121品目、51品目の増ですとの答弁がありました。

循環バス運行委託について、臨時バスを運行したと成果報告書に記載があるが、赤バス、青バス以外の車両を出して対応しているのかとの質疑に対し、令和5年1月1日から令和5年3月12日の期間において、1便ずつ花の時期に合わせて赤バス、青バスを増便していますとの答弁がありました。

防災備蓄費76万円について、アルファ米と水を購入したということだが、備蓄している食品、水について、増えているのかとの質疑に対し、増加ではなく、消費期限が切れたものに対する更新です。現在備蓄している割合は、町民の1割3日分で準備しており、総数についての変化はありませんとの答弁がありました。

生活路線バス維持費補助金について、燃料費高騰による補助金の負担増はあるのかとの質疑に対し、2市1町で補助金を支出しておりますが、令和5年度の補助金全体で、534万8千円増加しており、鋸南町の支出額は152万9千円増加しています。増額の理

由は、燃料費の高騰などです、との答弁がありました。

通学支援助成金について、対象が4名とのことだが、予算10名分の半分にも満たない理由を把握しているのかとの質疑に対し、申請を待つしかないので、理由はわかりません。今年度は、駅でのポスター掲示や、SNSなどの情報発信を行い、現在は9名が利用していますとの答弁があり、予算が足りるようなら、申請距離を短くするなどの検討を考えているのかとの再質疑に対し、通学支援に限らず、いろいろな施策について、人口減少対策ということで、改善を行っております。通勤のみ対象であったものを、通学まで広げたりなど、今後も状況を見ながら、いろいろ検討していきますとの答弁がありました。

税務住民課関係について。転入者が204人と多いが、エリア別にどこの地域へ転入したかとの質疑があり、竜島地区が一番多く、転入者全体の約25パーセント、次いで下佐久間、保田地区となっていますとの答弁がありました。

前年度と比較し、町民税も固定資産税の税額が増えているのに対し、収入未済額が減、不納欠損額も減となり、実績が上がっていると思うが、令和3年度と何か違う取り組みをしたのかとの質疑に対し、特に何か変えて実施したわけではありません、現在分析中ですが、今後も収納率を上げられるように努力していきますとの答弁がありました。

社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の不用額が、3120万円と多額だが、3年度からの繰越明許費で、補正予算により減額ができなかったことによるものかとの質疑に対し、繰越明許費のみではなく、令和3年度、令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金と、価格高騰緊急支援給付金事業の給付金であり、年度末までに支給額等の確定はしたものの、3月補正に間に合わず、減額できなかったため、不用額となりましたとの答弁がありました。

保健福祉課関係について。訪問看護ステーション費は事業を終了したが、これに伴い、職員の数は減っているか、変わらないかとの質疑に対し、訪問看護ステーションに携わっていた職員4名については、昨年9月末に閉鎖したことで、そのうち2名が退職。2名は現在、保健福祉課と保育所にて勤務しています、との答弁がありました。

障害福祉費が前年比92万円減となっている理由として、重度心身障害者医療費等扶助事業補助金と障害者グループホーム等運営費等補助金ということであったが、これらが減額になったということかとの質疑に対し、重度心身障害者医療費の対象者が令和3年度は対象者が146人に対し、令和4年度は130人と減少したことが主な要因です、との答弁がありました。

地域振興課関係について。有害鳥獣対策事業について、有害鳥獣対策協議会へ委託しているものと、鳥獣被害対策実施隊はどう区別しているのかとの質疑に対し、鳥獣被害対策実施隊は、銃を所持している方に町が委嘱して、年間10日間ほど活動しており、有害鳥獣対策協議会は、銃の他、わなを含めた捕獲活動を行っていますとの答弁がありました。都市交流施設道の駅保田小学校のレンタサイクルの実績はどうかとの質疑に対し、延べ120台を貸し出し、17万3千円となっておりますとの答弁がありました。

元名採石場跡地使用料の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、1日当たり10万円を徴収しており、35団体で63日間使用しましたとの答弁がありました。

地域商品券発行事業は年2回行い、2回目は使用期限が短かったが、使用率はどのくらいかとの質疑に対し、1回目は98.6パーセント、2回目は98.3パーセントでしたとの答弁がありました。

商工費の不用額865万円の内訳はどうなっているかとの質疑に対し、移住支援金の申請者がいなかったこと、地域商品券発行事業補助金を3月に精算した残金などが主な要因です、との答弁がありました。

佐久間ダムのキャンプ場利用者の実績はどうかとの質疑に対し、令和4年は264件、令和3年は188件でしたとの答弁があり、キャンプ場開設期間は5月から11月だが、利用者を増やすために、通年の開設ができないかとの再質疑に対し、4月は桜、11月からは水仙の時期となり、イベントと重なると難しいが、今後柔軟に対応できるように考えていきたい、との答弁があり、キャンプ場利用の申請期限は7日前だが、直前まで申請ができるよう検討してほしい、との要望がありました。

建設水道課関係について。家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金の交付実績は4基分とのことだが、対象となる合併処理浄化槽はどのようなもので、予算上、何基を見込んでいたか、国、県から補助金が出ているかとの質疑に対し、対象となる合併処理浄化槽は、BODの処理率が高い高度処理型であり、毎年6基分を計画しております。補助金は国と県から受けています、との答弁があり、鋸南町は合併処理浄化槽の普及率が非常に低いが、普及率を上げるために実施していることはあるか、との再質疑に対し、補助制度の実施ですが、新築や改築する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務となりますので、今後普及していくと考えていますとの答弁がありました。

道路や橋梁の長寿命化について、計画化されていると思うが、今後どのくらいの費用がかかるのかとの質疑に対し、橋梁は73橋、トンネルは5ヶ所、5年ごとに調査を行い、その翌年度に計画を策定します。調査結果から、優先順位の高い順に改修工事を実施しますが、次の調査までの5年間で、老朽化などによる、新たに対象箇所が増える場合があります。現在の計画では、橋梁については6橋の工事を予定し、トンネルは4ヶ所を今年度設計を行いますとの答弁がありました。

工事請負費の不用額457万円の内容は何かとの質疑に対し、令和3年度からの繰越分です。両向区で3ヶ年の事業を計画しており、2年目として工事を実施する予定でしたが、隣接する地権者の方から同意が得られず、工事が実施できなかったため、不用額として残りましたとの答弁がありました。

住宅取得奨励金について、ほとんど町内在住者が奨励金の対象になっているが、どう考えているかとの質疑に対し、令和元年房総半島台風の影響もあり、町内の方が家を新しく取得されたことが要因と考えておりますとの答弁があり、移住者がこの制度を利用したい際に、利用できる予算はあったのかとの再質疑に対し、予算の枠内に収まっており、使えないという事態はありませんでしたとの答弁がありました。

土木総務費の委託料の不用額89万8千円は、令和3年9月に不動産鑑定業務委託を補正計上し、4年度に繰り越したものが、4年度も事業が実施されなかった理由は何かとの質疑に対し、勝山橋の歩道橋に関する不動産鑑定委託料で、歩道部分については国が買

収し、残地については町が買収するというところで、概ね地権者の方にも了承いただいているところですが、新たに法人名義の土地の所在が明らかになり、その法人に対し、事業協力をお願いしたところ、前向きな理解が得られませんでしたので、4年度においても、執行はできませんでした。その後も交渉を重ね、ようやく前向きな意見がいただけたことから、令和5年6月補正にて、同予算を再度計上させていただいたところでの答弁がありました。

教育課関係について。教育振興費、小中学校保健委員会補助金5万円の事業内容は何か、との質疑に対し、学校保健委員会は学校関係者、学校医、教育委員会、町の保健師、栄養士、保護者で構成され、児童園児、生徒の健康増進のため、保健教育の効率的な運営を図る機関であり、小中学校での健康指導や食育教育などを実施していますとの答弁がありました。生活習慣病予防検診委託の事業内容は何か、との質疑に対し、生活習慣病検診を年1回実施しています、対象者は中学生全員と、小学2年生と6年生。肥満度が高い子たちで、検診内容は血圧測定と血液検査ですとの答弁があり、生活習慣病予防はとても大切だと思うので、年間のカリキュラムに入れ込むなど、健康教育や指導について力を入れてほしいとの要望があり、子どもたちが生涯を通じて健康で安心安全な生活を送ることができる力を身につけられるよう、学校と連携して取り組みます、との答弁がありました。

田子台遺跡等の文化財について、あまり管理が行き届いていないようだが、理由は何かとの質疑に対し、師宣誕生地や頼朝上陸地などの指定文化財は、教育委員会が定期的に管理していますが、指定文化財は、基本的に所有者管理者の管理に委ねられているため、教育委員会では管理が適切に行われるように指導助言を行っています。県の指定文化財である田子台遺跡については、指定箇所が地表面のため、住居の復元はしない方針とされていますとの答弁がありました。

G I G Aスクールシステム保守委託について、端末の運用状況や成果、課題はどうかとの質疑に対し、主に調べ学習などで活用しています。課題は、端末活用に個人差があると聞いていますとの答弁があり、アフターコロナになって、端末の使い方は変わったかとの再質疑に対し、学校に來れない子にタブレット端末を使って授業ができないか検討していますとの答弁がありました。

鋸南町P T A連絡協議会補助金の事業内容は何かとの質疑に対し、鋸南小・鋸南中P T A連絡協議会の活動費です。活動費の主な内訳は、P T Aバレーボール大会の運営費や新聞作成費です、との答弁がありました。

社会教育バス購入事業及び運行委託について、社協バスの使用実績はどうなっているのか、との質疑に対し、令和4年度は年59回、令和3年度は32回運行しており、主に中学校の部活動や、公民館サークルなどが利用していますとの答弁がありました。

以上のような審査経過の後、令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について採決をしたところ、全員賛成で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

県補助金の特別交付金、保険者努力支援分が前年度比で減となっているが、どのような

理由か、との質疑に対し、特定健診やがん検診、ジェネリック医薬品の推進等の様々な取り組みに対し、全国の数値と比較し、ポイントとして加点されるものです。令和4年度分は算定基準が令和元年度実績によることから、台風災害で当初予定していた取り組みが行えず、交付金が減となりました、との答弁がありました。

医療費の抑制に向けた今後の取り組みは、との質疑に対し、AIのデータ分析により、若年層の検診受診率が低い傾向にあるため、重症化予防として、早期受診勧奨、フレッシュ健診などを推奨していく他、はがきや電話による検診の受診勧奨も併せて行いますとの答弁があり、他の自治体では保健事業を受けた住民がポイントを受け、別のサービスに利用できる仕組みが取り入れられているが、当町でも検討してはどうかとの質疑に対し、税務住民課と保健福祉課の協働により、事業を検討していきたいとの答弁がありました。

この他、特段の質疑はなく、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたしましたところ、全員賛成で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての認定について報告いたします。

本決算については、特段の質疑はなく、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたしましたところ、全員賛成で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

保険給付費が減ってきており、総合事業に要支援など軽い人が移行して、効果が出てきているとのことだったが、介護認定を受けている人は増えているのかとの質疑に対し、介護認定を受けている人は、令和3年度は720名、令和4年度は708名と人数は減っていますが、第一号被保険者65歳以上の人数も減っているため、割合としては大きく減っているわけではなく、総合事業の効果が現れて、給付費が減ってきているものと推測しています。

この他、特段の質疑はなく、令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

以上で、令和5年第5回定例会、議案第8号、令和4年度決算認定について、決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

## ◎議案第8号の質疑の省略

### ○議長（青木悦子）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和4年度の一般会計、国民健康保険特

別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。よって質疑を省略することに決定致しました。

**◎議案第8号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

初めに令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和4年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

**◎議案第8号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

次に令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

**◎議案第8号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

次に令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

**◎議案第8号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

次に令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和4年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

## ◎議案第9号の委員長報告

### ○議長（青木悦子）

日程第7、議案第9号、令和4年度決算認定について。

- 1、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。
- 2、令和4年度鋸南町水道事業会計決算についてを議題と致します。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 鈴木辰也委員長。はい、鈴木辰也委員長。

[決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇]

### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）

決算審査特別委員会に付託されました。令和5年第5回定例会、議案第9号、令和4年度決算認定について。1、令和4年度、鋸南町鋸南病院事業会計決算、2、令和4年度鋸南町水道事業会計決算、以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

初めに、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について報告いたします。修繕費130万円の内容は何か、との質疑に対し、防火設備等の点検後の改善指摘により、誘導灯、自家発電バッテリー等修繕、建物東側ブロック及びスチールドアの補修を行い、その他病院官舎のエアコン取り付け工事、浄化槽配管修繕が主な内容です、との答弁がありました。

鋸南病院の外観、駐車場への進入路の改善など、修繕が必要と思われる箇所も多くあるので、今後も必要な予算を計上し、きさらぎ会とも協議を行い、鋸南病院が町の病院として皆さんに好かれる病院として存続していただいたいとの要望がありました。

この他、特段の質疑はなく、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和4年度鋸南町水道事業会計決算の認定について報告いたします。

本決算については、特段の質疑はなく、令和4年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で原案の通り、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、令和5年第5回定例会、議案第9号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

## ◎議案第9号の質疑の省略



**○議長（青木悦子）**

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、令和4年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定致しました。

**◎議案第9号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

初めに、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎議案第9号、水道事業会計決算の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

次に、令和4年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和4年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定するこ

とに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

これにて今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和5年第5回鋸南町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… **閉 会 ・ 午 後 2 時 5 2 分** ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和6年1月9日

議 会 議 長            青 木 悦 子

署 名 議 員            柴 本 健 二

署 名 議 員            竹 田 和 明